

平成26年第3回定例会

一宮町議会会議録

平成26年9月17日 開会

平成26年9月17日 閉会

一宮町議会

平成26年第3回一宮町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月17日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の行政報告	5
一般質問	12
志田延子君	12
鵜野澤一夫君	16
袴田忍君	23
畑場博敏君	34
鶴岡巖君	44
藤乗一由君	54
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	72
報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明	97
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	109

議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
日程の追加	123
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
閉会の宣告	125
署名議員	127

第 3 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

9 月 17 日 （ 水 ）

平成26年第3回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成26年9月17日招集の第3回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	鵜 沢 清 永	2番	鵜 沢 一 男
3番	小 安 博 之	4番	藤 乗 一 由
5番	袴 田 忍	6番	鵜 野 澤 一 夫
7番	吉 野 繁 徳	8番	志 田 延 子
9番	高 梨 邦 俊	10番	室 川 常 夫
11番	島 崎 保 幸	12番	秦 重 悦
13番	中 村 新 一 郎	14番	焔 場 博 敏
15番	鶴 岡 巖	16番	森 佐 衛

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町 長	玉 川 孫一郎	副 町 長	芝 崎 登
教 育 長	町 田 義 昭	総 務 課 長	峰 島 清
まちづくり 推 進 課 長	岡 本 和 之	税 務 住 民 課 長	大 場 雅 彦
福 祉 健 康 課 長	高 師 一 雄	事 業 課 長	小 柳 一 郎
保 育 所 長	井 上 高 子	会 計 課 長	牧 野 一 弥
教 育 課 長	渡 邊 幸 男		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事 務 局 長	諸 岡 昇	書 記	小 林 久 美 子
---------	-------	-----	-----------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	一般質問

- 日程第六 承認第 1号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第3次）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第七 認定第 1号 平成25年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成25年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第八 報告第 1号 平成25年度一宮町健全化判断比率について
- 報告第 2号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
- 日程第九 議案第 1号 一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会設置条例の制定について
- 日程第十 議案第 2号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第十一 議案第 3号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第十二 議案第 4号 一宮町いじめ防止対策推進条例の制定について
- 日程第十三 議案第 5号 一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第十四 議案第 6号 一宮町営テニスコート並びにゲートボール場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第十五 議案第 7号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定について
- 日程第十六 議案第 8号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十七 議案第 9号 平成26年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議

定について

日程第十八 議案第 10 号 平成 26 年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）議定について

日程第十九 議案第 11 号 平成 26 年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 次）議定について

日程の追加

日程第二十 発議第 1 号 一宮町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

日程第二十一 発議第 2 号 今年の米価下落に当たって生産コストに見合う米価のため緊急対策を求める意見書

開会 午前 9時05分

◎開会の宣告

○議長（森 佐衛君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただき、まことにご苦労さまでございます。

本定例会は、我々議員任期の最後の定例会でございます。いろいろな議論等あると思いますが、何とぞスムーズな議会運営にご協力いただき、有終の美を飾りたいと思います。

なお、本定例会は、6月議会定例会と同様に、地球温暖化対策と節電対策を目的に、ノーネクタイで議会を開催いたします。暑い方は、上着を脱いでいただいても結構でございます。ただいまから平成26年第3回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 佐衛君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（森 佐衛君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、13番、中村新一郎君。どうぞ、お願いします。

○議会運営委員長（中村新一郎君） それでは、会期につきまして、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提出されましたものは、町長の行政報告を初めとして、専決処分の承認1件、各会計の決算認定5件、健全化判断比率等の報告2件、条例の制定5件、条例の一部改正1件、それと一般会計及び特別会計合わせまして5件の補正予算があります。

また、一般質問は、6名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期につきましては、本日1日といたしたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（森 佐衛君） どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長（森 佐衛君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してございます。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 佐衛君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

10番、室川常夫君、11番、島崎保幸君、以上、両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（森 佐衛君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（森 佐衛君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、平成25年度一宮町各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書、平成25年度一宮町健全化判断比率等の審査結果報告書、議会推薦の農業委員会委員から会議概要報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付してございます。これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（森 佐衛君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

玉川町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成26年第3回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、公私とも大変ご多用にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

皆様ご承知のとおり、去る8月20日に発生した豪雨による広島市の土砂災害は、多くの人命を奪い、多数の家屋の損壊を引き起こすなど、痛ましい状況であります。

今回の災害は、一宮町を含め、どこでも起こり得ることであり、災害発生時の適切な初動対応の重要性を再認識させるものとなりました。また、住民の安全・安心な生活を守り、災害に備えるため、防災体制の整備等に全力を挙げて取り組んでいかなければならないと考えております。

それでは、行政報告を申し上げます。

最初に、平成25年度決算ですが、一般会計のほか4つの特別会計につきまして、5月31日をもって出納閉鎖いたしました。

一般会計と特別会計を合わせた総額は、歳入が82億244万2,000円、歳出が78億3,821万4,000円で、歳入歳出差し引き額は3億6,422万7,000円となりました。

庁舎建設事業や道路改良事業に伴い、過去最大の決算規模でございますが、本定例議会において決算の認定をいただきたく、決算書及び関係書類を提出しておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいた健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、本定例議会で報告いたしますが、全て早期健全化基準を大幅に下回る状況にあります。

次に、新庁舎建設事業につきましては、駐車場などの外構工事が終了し、長年の念願でありました新庁舎が完成を迎えました。これもひとえに町民の皆様を初め、町議会、庁舎建設検討委員会、その他関係各位のご支援とご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

この新庁舎は、誰もが利用しやすいことを基本としており、高齢者や障害のある方、小さなお子様をお連れの方にも安心してご利用いただけるよう、エレベーターの設置はもとより、階段も緩やかで段差の少ないものになっております。バリアフリートイレを全ての階に設置し、子育て世代を支援するため、授乳室も設けてございます。

申請手続の多い窓口は1階に集約し、今まで離れていた教育委員会も保健センター内に移

し、新庁舎と一体となったことで、より便利にご利用いただけるようになりました。

この建物は、防災の拠点でもあるため、大地震や津波にも耐える構造で建設しており、津波一時避難所にも指定しております。そのほか、雨水の再利用、太陽光発電、LED照明、ペアガラスなどを採用しており、構造が強いだけでなく、経済性や環境面についても国内最高レベルの設備を整えております。

この新庁舎の完成を契機として、皆様に末永く親しまれ、便利にご利用いただける庁舎となるよう、よりきめ細やかな町民サービスに努めてまいります。また、9月26日には、国会議員の方々や近隣市町村長の皆様などをお招きし、完成記念式典を開催する予定ですので、今後とも、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、夏期観光につきましては、一宮海水浴場を7月19日から8月25日までの38日間開設いたしました。ことしも、7月19日の海水浴場開きには、昨年好評であった南九十九里はまぐり祭りと呼称し、ハマグリ拾いやバーベキュー等を行い、大いに盛り上がりました。海水浴場の入り込み客は、約2万5,000人と、新規イベントの開催や天候にも恵まれ、昨年に比べ約2,400人増加となりました。

また、恒例の納涼花火大会は、8月2日の土曜日に、好天候の中で行うことができました。今回も、昨年実施していただいた君津市にあります福山花火工場に打ち上げをお願いいたしました。その中でも、海上での水中花火の優雅さは目を見張るものがあり、訪れた来客者約4万5,000人からは歓喜の声が上がっておりました。開催に当たり、経済情勢が厳しい中にもかかわらず、町内はもとより町外からも昨年を上回る寄附金をいただくことができました。多くの方々のご協力と観光協会を中心に寄附集めにご尽力くださった関係各位のおかげと、感謝申し上げます。

8月16日には、一宮川灯籠流しが行われ、お盆の伝統的な風物詩ということで、幻想的な明かりを放つ1,000灯に及ぶ灯籠に、一夜の夕涼みを兼ねて多くの観客を集め、無事終了することができました。灯籠を作成してくださった方々や、流す作業にご協力いただいた一宮川種鰻採捕組合に感謝申し上げます。

第19回上総国一宮まつりは、9月6日の土曜日に開催され、アトラクションでは、小中高の児童生徒、よさこいソーラン並びに太鼓の団体、フラダンスといった毎年行われる恒例的な演奏や演技のほか、空手演武やバレエ、歌の披露など、延べ約3,500人の観客により大いに盛り上がりました。

これらの事業が無事終了できましたのも、警察、消防を初め、各関係団体のご協力のおか

げと、感謝を申し上げます。

また、9月20日に、参加者2,020名の日本最大級となります九十九里トライアスロンが、一宮海岸を中心に行われます。今回の開催に当たり、千葉県の大規模イベント支援事業補助金1,000万円の交付を受け、参加者及び観光客に対し、地域ならではのおもてなしで、開催地としてのイメージの向上と地域活性化を図ってまいります。なお、補助金の予算措置について、本議会に補正予算を提出いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、福祉関係ですが、消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担軽減のため、臨時福祉給付金の申請を受け付けております。7月の申請受け付け開始から9月16日現在まで、対象と思われる方の60%の方に支給いたしました。

また、子育て世帯には、負担の影響を緩和し、消費の下支えを図る観点から、子育て世帯臨時特例給付金の申請を受け付けております。9月16日現在で、80%の方に支給いたしました。引き続き10月1日まで申請を受け付けます。

そのほか、ことしも夏休み期間中に、桃太郎おたすけ隊を実施しました。青少年の非行防止を目的に、保護司会、青少年相談員を初め商工会や警察など、さまざまな団体の協力のもと、上総一ノ宮駅周辺やスーパーせんどろで街頭啓発し、パトロールを行いました。平成13年の開始からことしで14年目を迎えました。毎年ご協力いただいている各団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

次に、健康関係ですが、予防接種法施行令の一部改正により、10月1日から、幼少期にほとんどの人が感染する水痘、いわゆる水ぼうそうの小児用ワクチンと高齢者を対象とした成人用肺炎球菌のワクチンが、任意接種から国による定期接種に変わりました。

水痘ワクチンは、1歳児と2歳児が対象で、3カ月以上の間隔で2回接種を行います。また、成人後の感染は重症化するおそれがありますので、過去に一度も接種したことがない3歳児と4歳児にも、平成26年中に1回の接種機会を予定しております。

次に、保育所整備基本計画関係ですが、住民説明会及び議会への説明会をそれぞれ開催いたしました。今後、解決していかなければならない課題はあるものの、一定のご理解をいただきました。住民説明会やパブリックコメントで寄せられたご意見や疑問に対する町の考え方と保育所整備基本計画の内容を広報9月号及びホームページで公表するとともに、今後も議員初め住民の皆さんに報告しながら、保育所の整備を順次進めてまいります。

なお、この計画により実施する東浪見保育所の建てかえについては、東浪見小学校隣接地の地権者と用地交渉を進めているところでございます。そのため、本議会の補正予算案に、

用地取得に係る予算を計上しておりませんが、まとめ次第、関係費用について予算化してまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、今議会に条例を3件上程いたしました。

まず、一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、子供に教育・保育を提供することに関し、市町村が基準を定めるよう規定されたことにより、制定するものでございます。

また、一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会設置条例につきましては、保育所の民営化に当たり、審査基準等を定め、法人を選考するための委員会を設置する条例です。学識経験者を初めとする委員8人以内で選考を行います。選考に係る費用について補正予算を提出いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、子ども・子育て支援事業計画につきましては、現在素案を作成中です。次世代育成支援対策地域行動計画を引き継ぎながら、今後5年間の町の子育て施策の充実を図ってまいります。

次に、介護保険事業ですが、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画を策定中です。

被保険者数や介護認定者数の推計を行うとともに、特別養護老人ホームや小規模多機能施設の設置を前提に、保険給付費にどれくらい影響が及ぶか、また改正された介護保険制度を導入した場合の影響についても検討してまいります。今後、案がまとまりましたら、介護保険事業計画作成委員会に諮って、さらに検討を加えていただく予定です。

次に、介護予防事業ですが、県補助事業の介護度重度化防止対策事業が大変好評で、推進員も新たに6人加わり、17人の推進員が地区の集会所など身近な施設に出張して、介護予防教室を開いております。定期的を開催する団体もふえてまいりましたので、今後一層この事業を積極的に実施し、要介護認定者数や介護給付費の抑制につなげていきたいと考えています。

このほか、介護予防が必要な方を早期に把握するため、この7月に生活機能の状況に関するアンケートを実施しました。このアンケートは、介護認定の状態にできるだけならないように指導を行うもので、アンケート結果から生活機能が低下していると認められる人には、介護予防教室のご案内をお送りいたしましたので、積極的な参加をお願いします。

次に、農業関係について申し上げます。

町の特産物であるトマト、キュウリ、メロンといった施設園芸でございますが、高齢化や後継者不足、そして施設の老朽化もあり、年々生産量が減少しているところでございます。そうした中、これから農業を担っていく若手グループが立ち上がり、従来の土耕栽培から水耕に根を張らせての養液栽培に切りかえ、生産量の増大を図り経営を改善していこうと検討を重ね、事業化に向け意欲的に活動しているところであります。

施設とともに、世代の交代時期を迎え、町としても農業の衰退を招かぬよう、こうした強い向上意欲を持った担い手に期待し、支援していきたいと考えております。現在、施設用地の確保もでき、平成27年度には国庫補助事業により建設に着手できるよう、町から県へ要望したところであり、さらに農家負担が軽減されるよう、県からの補助を検討願う要望書を白子町と連名で提出したところでございます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町道の工事関係ですが、通常行っている新設改良工事、維持補修工事については、8月の終わりに第4回目の発注を終えました。国庫補助事業である町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの25年度繰り越し分も8月に発注し、いよいよ工事が始まります。引き続き26年度分の工事も9月に発注予定です。

次に、一宮川の津波対策ですが、昨年9月に、中の橋から下流について堤防かさ上げの案が千葉県から示され、かさ上げ対象となる一宮川沿いの4つの自治区で住民説明会を行いました。その中でいろいろな意見要望が出され、県では、計画案の見直しを行い、去る8月16日に、町民全体に向けた事業説明会を行い、53名の参加をいただきました。さまざまな意見がありましたが、県では事業実施に向けてさらなる検討を行うと聞いております。

次に、交通安全対策関係ですが、地元から強い要望があった国道128号岩切集会所入り口交差点の信号機ですが、設置が完了し、供用を開始しております。町内全域で行う交通安全対策工事については、既に発注し、順次工事を行っております。

次に、環境関係ですが、9月14日に一宮川河口の清掃一宮海岸の清掃、及び一宮川の堤防の草刈りを合同で実施しました。これは、9月20日に開かれる日本最大の九十九里トライアスロン大会に合わせて、大会会場周辺の清掃を中心に行われたものです。当日は876名のボランティアの方々に参加をいただき、多くのごみや流木を回収することができました。

次に、放射能汚染問題ですが、引き続き空間放射線量の測定、農産物、小中学校及び保育所の給食食材の放射性物質の検査を実施しており、結果は不検出または基準値以下となっていることから、町民の皆様への健康への影響はないと判断しております。

次に、都市整備関係ですが、東浪見土地地区画整理事業につきましては、残された最後の課

題の一つであった賦課金未納者への強制競売手続が全て終わり、8月9日に開催された第15回総会で賦課金の未収額が確定いたしました。残る課題は、事業区域内にある汚水処理施設を管理する管理組合の設立でございますが、この課題も9月中に解決する予定と伺っております。町としましては、残された課題を早期に解決し、事業期間を延長することなく事業完了となるよう、今後も指導してまいります。

排水事業関係ですが、中央ポンプ場の機能維持に必要な点検整備については、今年度は4号機のポンプ、エンジンの10年点検整備を11月以降に実施する予定です。なお、通常の維持管理及び定期点検は実施中であり、降雨時の排水機能の維持を図っております。

都市計画関係では、都市計画マスタープラン策定委員会を開催し、地域懇談会の結果を受けた地域別構想と都市・まちづくりの推進方策について検討を行いました。今後は、パブリックコメントを実施し、町民意見を広く取り入れ、策定を進めてまいります。また、都市計画道路の見直しの基礎資料となる総合都市交通体系調査を実施いたします。

学校教育関係について申し上げます。

昨年度に引き続き、一宮町、長生村、白子町合同での中学生海外交流研修事業が実施され、8月3日から12日までの10日間、オーストラリアのブリスベンにおいて、ホームステイによる研修が行われました。一宮町からは7人の生徒が参加し、語学体験を中心として大変有意義な研修であったことや、長生村と白子町の生徒たちとの友好も図られたとの報告をいただいております。

このほか、一宮中学校剣道部3年の遠藤大空君は、長生郡市総合体育大会個人戦で優勝、続いて千葉県総合体育大会剣道の部で男子個人3位となり、千葉県代表として関東大会に出場しました。埼玉県越谷市で行われた関東大会では、1回戦を延長戦で勝利し、2回戦においても延長戦の末、惜しくも敗退となりましたが、関東大会ベスト16の快挙をなし遂げております。

2つの小学校では、夏休み中における児童の学力の向上と学習習慣確立の一助を目的としたサマースクールを7月29日から8月1日までの4日間、東浪見小学校と中央公民館で実施しました。学習指導には、教職員のほか、近隣の県立高校の生徒延べ48名や教師を目指す大学生がボランティアで指導に当たりました。参加した4年生から6年生の児童168人の学習意欲が高まり、充実した取り組みとなりました。

次に、社会教育ですが、7月6日、長南町を会場とし、第55回長生郡民体育大会が開催されました。当町の選手は、ふだんの実力を十分に発揮し、8種目で優勝、3種目で準優勝と

健闘し、5年連続の総合優勝を果たしました。

また、振武館及びG S Sセンターの改修工事ですが、実施設計業務が終了し、今月、工事入札を実施する予定でございます。工事の開始時期につきましては、振武館が11月、G S Sセンターが12月を予定しており、今後、利用者の皆様方には大変不便をおかけしますが、ご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

終わりに、この定例会に、承認1件、認定5件、報告2件、条例の制定5件、条例の一部改正1件、補正予算5件を提案いたしました。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で、私の行政報告を終わります。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（森 佐衛君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんので、ご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は、同一議題においては2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（森 佐衛君） それでは、通告順に従い、8番、志田延子君の一般質問を行います。

8番、志田延子君。どうぞ。

○8番（志田延子君） 8番、志田です。よろしくお願いいたします。

また、質問に関しては、一問一答でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） はい、結構です。

○8番（志田延子君） それでは、第1、ポンポン船にかわる観光汽船の復活について。

昨年12月議会の一般質問で、堤防のかさ上げについて質問した際、町の答弁で、25年11月

に印西市木下のぶらり川めぐりの例を挙げ、町もこれを参考に関係者と協議していきたいと答弁がございました。

その後、約1年が経過したが、関心のある方々から進捗状況についての問い合わせが多数ございました。4月の組織改革の前に、復活に向けての準備という前向きな提言が職員の方からございました。船の購入は町が購入して、運航主体に貸与等、さまざまな提言がなされておりました。

関心のある方々とプロジェクトを組み、町長が目指す町民と行政の協働による事業の構築についてのお考えを伺いたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 志田議員の質問にお答えいたします。

観光船復活に向けまして、昨年11月16日に、印西市木下のぶらり川めぐりを町民の方数人と視察いたしました。

利根川の堤防を隔てました木下地区の川に、13人乗りの船外機つきの小型船で周遊をするものでございます。1時間コースと30分コースがありまして、市民ボランティアの観光ガイドの方が、町の歴史を説明しながらという観光乗船でございました。

川は、利根川沿いで自然に恵まれた遊覧でございまして、特に印西市の歴史を、江戸時代から明治そして大正といった町の歴史を説明するガイドの説明が大変すばらしくて、大変感激いたしました。景観も大変大事でございますけれども、それ以上にふるさとを愛する心のこもった観光ガイドがどれだけ大切かというものを再認識した次第でございます。

観光船の復活にはいろいろな課題がございます。まず、船の購入をどうするのか、それから観光船を誰が一体管理運営をするのか、そして観光ガイドをどう育成するのかが、ございます。また、観光船だけにはとどまらず、観光船を活用した観光客の海岸への誘致とか、あるいは玉前神社を中心とした観光客を誘導して商店街の活性化をどう進めていくかということまで考えていかなければならないと思っております。

そこで、これは一つ一つ整理していく必要があるわけでございますけれども、そこで一つの目安としまして、これから観光船復活を進めていくため、まずはこの前視察に参加いただいた方々と町が協議を行いまして、その中で問題を詰めていきたい。

そして、観光船検討委員会というものをその後に設置して、住民協働の中で、住民の皆さん方の中から、船の運航とか観光ガイドとか商店街などに精通している方々と検討して、実現に向けて進んでいきたいと考えております。志田さんにも、ぜひお力をおかしたいと思っています。

よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。志田議員、どうぞ。

○8番（志田延子君） ありがとうございます。

本当に、町長は、就任してから住民の方との協働ということを一生懸命でおっしゃっていますので、ぜひこれを成功例として頑張っていきたいと私どもも考えております。

それと、この提言をなさった職員がとてもすばらしいというか、私たちも川のかさ上げということで非常に景観に対して心配していたんですけれども、その中に、例えば高くなった堤防も長年の間には一つの売りになっていくのではないかと、そして観光船そのものの運航については、環境が全て整ってからでなくてもスタートできるのではないかと、こういうすばらしい、目からうろこのような言葉をいただきましたので、ぜひこんなに頑張ってくれた職員さんと一緒に頑張って、一生懸命でやっていきたいなと思っております。

よろしく願いいたします。

続いて、2点目のほうにお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） どうぞ。

○8番（志田延子君） 戦後70年を迎える町の検証についてです。

戦争の体験を後世に残す時期にあると考えております。一宮は風船爆弾の基地でもあり、玉前神社の旧社務所には中野部隊が駐留し、町内に兵隊が常駐していた等、ご存じの方々も80代になり、聞き取りも早くすべきであると考えております。

教育委員会も、昭和の一宮について、2回聞き取り調査をしております。それらを参考に、郷土史研究会等と協力して、「ふるさと」「ふるさと今昔」に続くようなものをまとめる最後のチャンスと思いますが、教育委員会のほうの考えも伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） もう一件は、これに関して。

○8番（志田延子君） 一つずつにしようと思ったんですけれども、よろしいですか。

○議長（森 佐衛君） どうぞ。

○8番（志田延子君） では、先に。

○議長（森 佐衛君） 町田教育長に答弁をお願いします。

○教育長（町田義昭君） 戦後70年を迎える町の検証についての1点目のご質問にお答え申し上げます。

教育委員会では、平成20年と24年に「町民が語る昭和の一宮」と題して、戦争体験を初め人々の暮らしや農業、漁業、年中行事などについて、町内のたくさんの方々から昔の話を聞きまして、冊子にまとめてございます。

来年は、戦後70年という大変重要な節目に当たります。地域の歴史を後世に伝えるためにも、戦争体験や戦前の出来事について、これまでにつくった内容を参考にしながら、郷土史研究会等との協力を得ましてまとめられるよう、努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

志田議員、どうぞ。

○8番（志田延子君） ありがとうございます。

せっかく2冊をおまとめになったんですけれども、町民の方たちに余り知られていないんです。「ふるさと」とか「ふるさと今昔」は、それこそ三芳堂さんでも販売していらっしゃいます。ぜひ、そのように販売できるような冊子にできたらいいなと思っておりますので、どうかご協力のほど、よろしく願いいたします。

では、2点目に入らせていただきます。

防空壕が身近な戦跡として全国各地に点在しておりましたが、戦後70年を迎える現在、姿を消しつつございます。観明寺の土手に防空壕の痕跡が2カ所残っておるんです。たくさんの防空壕があったけれども、ほとんどが姿をとどめていない中、町の中心地に残っている貴重な遺産だと考えております。

教育委員会が、観明寺と話し合っ、表示板等設置して後世に伝えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特に観明寺さんのところは、町の中心地です。そして、柚木だとか細田だとかにはたくさんそういう防空壕が残っていて、まだいまだに、中に何か冷たくしたものを入れたりとかというところもあるらしいんですけれども、ぜひ観明寺さんは中心地でしたので、何とかこれをできればと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町田教育長、どうぞ。

○教育長（町田義昭君） 2点目の防空壕の件でございます。

防空壕は、身近な戦跡として全国各地に点在しておりますし、先ほど志田議員も申されましたように、町内にもかなりの数がまだ残っているというような状況にあります。戦後70年を迎える現在、姿を消しつつあるということも事実でございます。

質問に取り上げられました防空壕についても、町内の戦跡の一つではないかというふうには思っておりますが、これにつきましては、文化財審議委員会にも諮らなければなりませんし、地権者と協議いたしまして、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

志田議員、どうぞ。

○8番（志田延子君） ありがとうございます。

本当に中心部にあって、柚木だとか細田とかはちょっと遠いので、なかなか観光というか、皆さんがめぐっていくのにも見るできないと思うので、ぜひ中心地の観明寺さんのところを何とか教育委員会と文化財審議委員の方たちをお願いして、ぜひ表示板をつくっていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森 佐衛君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（森 佐衛君） 次に、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

6番、鵜野澤一夫君、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） 6番、鵜野澤です。

私も、大きく2問の質問をいたします。1問ずつ区切って質問したいと思いますが、よろしいですか。

○議長（森 佐衛君） はい、結構です、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） まず、1問目ですが、固定資産税の減税をとということで、固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋を所有している方に町が課税する地方税です。地方税の中の普通税、直接税で、町の税収となっております。

そこで、下記について伺います。

1つ目、固定資産評価基準により決定された評価額により課税標準額を決めていると思

ますが、バブル崩壊後、課税標準額、土地についてですが、地価公示価格の何割か、また税率は何%か、これらの見直しは何年か。

2番目、家屋についての固定資産税ですが、家屋も相当数町にはあると思いますが、どのように課税しているか伺います。

3番目、低所得者、低年金所得者世帯では、固定資産税ほか税金を払うのに大変苦慮しております。減税する方策が必要と思いますが、見解を伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

質問に対する答弁を求めます。

大場税務住民課長、どうぞ。

○税務住民課長（大場雅彦君） 私のほうから、固定資産の評価の関係と家屋の課税の関係についてお答えいたします。

固定資産税の評価は、地方税法第388条第1項によりまして、総務大臣が固定資産評価基準を定め、第403条第1項により、市町村長は当該基準によって固定資産の価格を設定しなければならないと定めております。

平成6年度の評価替えから、宅地評価について、地価公示価格の7割をめどに評価を行うこととなっております。7割の根拠といたしましては、当時の相続税評価や昭和50年代の地価安定期における地価公示価格に対する固定資産税の評価割合等から、全国一律に7割と定められたものです。

固定資産税の税率につきましては、第350条第1項によりまして、1.4%と定めております。また、見直しにつきましては、第341条第1項第6号により、3年ごとに実施することになります。

また、家屋の課税につきましては、居宅や倉庫等を含めると現在9,600棟ほど課税しております。

評価の方法ですが、家屋が新築されますと、職員が家屋評価を行い、家屋の仕様を確認させていただきまして、国が定めた点数に基づき評価額を算定し、これに基づき税額を定めま

す。

次回の評価見直しは、土地の見直しと同じ年度に、すなわち3年ごとに国で定めた経年減価補正率及び物価上昇率を加味し、税額を算出しております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 3点目の答弁をお願いします。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 議員の質問にお答えいたします。

低所得者等では、税金を支払うのに苦慮している、減税する方策が必要と思うが意見を伺うということがございますけれども、国のほうでは、納税につきましてはどの程度国民に税負担を求めるべきかというのは国会で審議しまして、各税目ごとに地方税法という形で規定しているわけがございます。

ただし、その減税につきましては、減免の要件に関しては抽象的な要件を法律で示して、具体的には各地方公共団体の条例にそれをゆだねております。

一宮町におきましては、一宮町の税条例の第71条で、固定資産税について規定しております。ちょっと読み上げますと、町長は、必要があると認める者については、その所有者に対して課する固定資産税を減免するというので、4つ規定がございます、1つは、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の使用する固定資産ということがございます。

この減免を受けようとする者は、納期限の7日前までに申請書を提出しなければならないという形になっております。

具体的に、生活のために公私の扶助を受ける者というのは、いわゆる生活保護の支給を受けている者、もしくはそれに準ずる者ということがございます、町のほうではこういう形で減税規定を活用して対処しております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜野澤議員、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） 答弁ありがとうございます。

今の答弁の中で、私は2点再質問させていただきます。

まず、1つ目ですが、ただいまの答弁の中で、評価替えが3年ごとということですが、地価公示価格が毎年公表されている中、この期間中の土地の価格の上昇や下落は全く反映しないということの質問です。

固定資産税は、原則として評価額が課税標準額となり、これに100分の1.4を乗じて税額を算出していると思います。バブル期以降は、ほぼ毎年地価が下落してきていると思いますが、地価が下落している状況の中でも、税金が上がるという話を耳にすることがあります。その点について、説明を求めます。

2点目ですが、今年度、減免があったのかなかったのか、また減免の申請があった場合にはどのように対応しているのか、伺います。

○議長（森 佐衛君） 再質問に対する答弁を求めます。

大場税務住民課長、どうぞ。

○税務住民課長（大場雅彦君） 3年ごとの評価替えの間、土地価格の上下動があった場合の固定資産税への反映についてお答えいたします。

固定資産税は、固定資産の価格をもとに課税されます。本来であれば毎年評価替えを行い、これによって得られる固定資産の価格をもとに課税を行うことが税負担の公平に資することになりますが、膨大な土地家屋について毎年度評価を見直すことは実務的には事実上不可能であることから、評価替えは3年ごとと地方税法で定められております。

評価替えの年でない年度は、原則として評価替えを行った年度の価格が据え置かれますが、地価の下落が認められる場合は、価格の下落修正を行って反映させます。なお、上昇した場合につきましては、評価替え以外の年度は反映できないことになっております。

次に、地価が下落しているのに、固定資産税が上がるということについてお答えいたします。

バブル期の急激な地価高騰に伴う税額の上昇を抑えるため、評価額を地価公示価格の2割から3割に抑えていた時期がありました。これを7割にすることになったわけですが、税負担の急増を避けるために、課税標準額を段階的に評価額に近づけていくという負担調整措置がとられました。前年度の課税標準額が、今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかという負担水準により税負担を調整するというものでございます。

このことにより、評価額が下がった場合でも、負担水準が低い土地については税額が上がるという現象が生じることになります。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 玉川町長、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 減免の関係についてお答えいたします。

今年度減免があったのか、なかったのか、また申請があった場合、どのように対応するかというお尋ねでございますけれども、本年度の減免件数は6件でございます、合計額12万100円の減免になります。

減免の判断でございますけれども、一宮町町税等の減免取扱基準というのがございまして、その基準によりますと、当該税金を負担する能力、いわゆる担税力があるのかないのか、そ

れを実績で判断して、ない場合に限り適用する形になっております。

具体的にいうと、担税力のあるなしは、当該納税義務者及び生計を一にする親族、これは内縁を含みますけれども、その方の給与、それから年金、その他全ての収入、そして預貯金、それから保有資産等の状況を総合的に判断し、生活保護法に規定する生活保護基準を目安として、町長が決定するものとなっております。

いずれにしましても、税務住民課では、このような減免とか納税に関する相談、また申告に関する相談につきましては、平日はもちろん、事前に連絡いただければ休日でも対応いたしますので、まずは遠慮しないで相談に来ていただきたいと思います。

また、この制度があることをまだ知らない方がいっぱいいらっしゃいますので、町としても、これから広報とかホームページで内容について詳しく説明して、知っていただくような努力をしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 再質問に対する答弁が終わりました。

鵜野澤議員、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） 答弁ありがとうございます。

要望として、この質問を終了いたしますが、一言ちょっと言わせていただきたいんですが、固定資産税についてですが、憲法第25条に生存権、国の生存権保障義務と称して、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。

先ほどの答弁の中で、町内の固定資産税納税者のうち、本年度だけで現在減免件数が6件あるとのこと。納税義務者の中で、さまざまな理由で困っている方がたくさんいらっしゃいます。特に生活保護基準額の1.2倍の低所得者の方が一番苦しい状況にあります。町内にたくさんの方がいらっしゃいます。固定資産税は100%町税としての財源で税収がありますが、これは若干減るということは私もわかっております。

そこで、私の要望ですが、現在当町では庁舎内に相談窓口がありますが、このような方々は、さまざまな理由で、役場の窓口で相談しにくいということをおっしゃっています。町の指導として相談しやすい、例えば電話相談だとか、訪問相談などの対策を要望いたします。

この要望をいたしまして、私の1番目の質問を終わらせていただきますが、もし町長さんのほうで何か見解がありましたら、お願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 確かに、内容が内容でございますので、なかなか庁舎に来て相談す

るのが難しいということはよくわかりますので、今、議員がおっしゃったようなやり方を何とかできないのか、工夫していきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 次の質問をどうぞ、鵜野澤議員、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） 2問目の質問ですが、有用微生物群、いわゆるEMにより一宮川をきれいにということで質問いたします。

一宮川をきれいにするには、下水道、排水路に流入する生活雑排水をきれいにするのと、農業用排水及び工業用排水等をきれいにするということです。

そこで、下記について伺います。

1番目、一宮川流域に関係する市町村の合併浄化槽等の利用率、状況について。

2番目、各市町村の農業用排水、工業用排水等の実態について。

3番目、いすみ市は、教育委員会でEM菌をつくる機械2台を購入し、浄化槽や川に流入しているとのことで、当町も検討の上、購入を希望するが、見解を伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳事業課長、どうぞ。

○事業課長（小柳一郎君） 鵜野澤議員の質問にお答えいたします。

まず、1つ目でございますが、一宮川流域に関係する市町村の合併浄化槽等の利用率、状況についてお答えします。

一宮町90.7%、茂原市61.9%、睦沢町95.1%、長生村70.6%、長柄町88.8%、長南町94.7%となっております。

状況としては、各市町村は、補助金を導入し、合併処理浄化槽の普及に努めています。今後も生活雑排水による水質汚濁を防止するため、設置補助事業について啓発してまいります。

2つ目の、各市町村の農業用排水、工業用排水の実態についてでございますが、農業用排水については、合併処理浄化槽、農業集落排水事業等を通じて流入させており、農業委員会の転用申請時も厳しくチェックしています。

また、工業用排水ですが、水質汚濁防止法による環境省が定めた排水基準に沿って、年に1回以上の県立入検査も行い、水質保全に努めています。

3つ目の、いすみ市は、教育委員会でEM菌をつくる機械2台を購入し、浄化槽や川に流

入しているとのことですが、一宮町も検討の上、購入を希望するということですが、通称EM菌、有用微生物群と言われておりますが、1994年に琉球大学の比嘉照夫教授が発表したもので、光合成細菌、乳酸菌、酵母を中心としたさまざまな抗酸化物質を産生する微生物の複合体で、農業や環境浄化のみならず、生活のあらゆる場面で使用することにより、居住環境や衣服も抗酸化的になり、病気にならない場をつくることのできる。EMを水や空気のように使う生活をすれば、健康や環境問題の多くは自然に解決されていくと説明しています。

これに対して、1996年、日本土壌肥料学会は、「微生物を利用した農業資材の現状と将来」と題した公開シンポジウムにおいて、EMは効果が低いと効果を疑問視されました。また、福島県では、2008年3月、EM菌などの微生物資材については、高濃度の有機物が含まれる微生物資材を河川や湖沼に投入すれば汚濁源となると、見解を発表しています。

一宮町では、一宮川及び支川の水質と環境を保全する目的で、長生郡市6市町村と関連企業で、一宮川等流域環境保全推進協議会を設置し、事業課で事務局を行っています。

主に啓発と清掃活動を行っていますが、その協議会の場でもEM菌について話し合われました。その際、いすみ市の担当者に話を聞きましたが、効果が出ない、また協議会委員から、EM菌は異常に臭いなど、反対意見が出ております。また、EM菌を使用したことがある東金市の業者は、東金市の八鶴湖にEM菌を入れるとの情報を得て、EM菌は有機物なのできれいな湖を逆に汚すことになるかと反対し、議論の結果、結局入れなかったと聞いています。

汚い有機物がある場所に入れると効果があるが、きれいな場所は逆に有機物で汚くなるという見解でございます。EM菌の使用には、もうしばらく状況を見守りたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜野澤議員、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） ありがとうございます。

EM菌の使用については、検討するということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今の質問の中で、1点再質問させていただきます。

合併浄化槽等の利用率、状況についての再質問であります。ただいまの答弁は、集落排水、下水道、コミプラ、このコミプラというのは小規模集落排水ということだそうですが、私は3年前に合併浄化槽だけの利用率について、一般質問をいたしました。

3年前での集落排水、下水道、コミプラ等を含めての合併浄化槽等の利用率を改めてお聞

きし、利用率は上がっているのかを伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 再質問に対して答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 再質問にお答えいたします。

3年前の一宮川流域に関係する市町村の集落排水と下水道、それからコミプラ等を含めての合併浄化槽等の利用率、状況でございますけれども、一宮町が3年前は89.8%でございました。今回は90.7%、0.9%上がっております。それから、茂原市が3年前は61.5%、今回は61.9%で、0.4%ですか、上がっております。それから、睦沢町が3年前が95.1%、今回95.1%ということで、これは変わっておりません。長柄町が3年前が89.8%で、今回は88.8%と、1%下がっております。長南町が3年前96%、今回94.7%ということで、1.3%利用率が下がっております。それから、長生村が3年前は72.6%、今回は70.6%、2%利用率が下がっております。

これは、県で公表しているものでございまして、あくまでも人口に対しての数値でございまして、先ほど利用率が下がりました長柄町、それから長南町、長生村は、人口の減少が原因だということでございました。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜野澤議員、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） ありがとうございます。

要望で、この質問を終わらせていただきます。

一宮川に関係する市町村と企業とで、一宮川の水質と環境を保全し、汚濁防止を図り、清潔な河川としての維持をすることを目的に、一宮川等流域環境保全推進協議会を設置し、玉川町長が会長として一宮川の清掃活動等を行っておりますが、その中で、それぞれの市町村がこれからも合併浄化槽の普及啓発に努力をすること、そして各企業には決められた数値のきれいな排水に努めることを協議会を通して再認識していただくよう要望して、私の質問を終わりにいたします。

○議長（森 佐衛君） 以上で、鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（森 佐衛君） 次に、袴田 忍君の一般質問を行います。

5番、袴田 忍君、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） 5番、袴田でございます。

それでは、私のほうも2点ほどございますので、1点ずつ区切って質問させていただきたいと思うんですが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（森 佐衛君） どうぞ、結構です。

○5番（袴田 忍君） ありがとうございます。

それでは、1点目、今回ヘッドランドについて質問させていただきたいと思います。町が求める今後の過程と海の安全対策について、質問させていただきます。

実は、この質問をつくる前に、私のところに投書であったり、それからやはり地域の方のお話であったり、それから実はちょうどいい機会に、これは8月の新聞なんですが、「九十九里の浜がけ」ということで千葉日報が2日間にわたって特集を出しておりますので、その関係で今回質問をつくらせていただきました。

それでは、質問要旨を読ませていただきます。

8月16、17日の千葉日報に、九十九里の浜がけについての記事が記載されておりました。当町一帯の浜の状況、ヘッドランドの整備について、自然環境について、地元の方々との賛否両論のうかがえる形での紙面でした。

1980年代に始まったヘッドランドの建設は、浜がけにある程度の成果はあるが、もはや構造物を入れても砂は消えてしまうと指摘した専門家もいました。そういう中で開始され、現在も続くヘッドランド建設は、今後どのような過程で進められていくのか。国の財政支援を求めている中で、地元住民も強い関心を持っていると私は考えています。町当局の考えをお伺いしたいと思います。

また、このヘッドランドの中の、海の関係についてお話をしたいと思います。

今、町は、サーフィンのメッカとして、観光客を呼んでいます。しかし、このヘッドランド内での危険な離岸流についての安全対策について、お伺いしたいと思います。この辺の対処についての見解をお願いしたいと思います。

町長、お願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 袴田議員の質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったように、ことしの夏は、九十九里の浜がけについて、テレビでも新聞でも再三にわたって報道されましたので、皆さん方、大変関心が深いと思います。

一宮町における海岸侵食対策でございますけれども、このヘッドランドの工事は昭和63年から県によって進められております。そして、先ほど出ました、一宮町におきましては、平成22年度から、一宮の魅力ある海岸づくり会議という名前で、地元の代表者、区長さんたちでございますけれども、区長さんとか海岸の関係者、それから有識者、県、町を委員とする一宮の魅力ある海岸づくり会議を開催しまして、年に2回から3回会議を開催しまして、県のほうから工事の進め方についての説明を受け、そして各委員から意見を出していただきまして、合意形成が得られたものから工事を行っていくという形で現在まで進めてきております。この関係者の中には、いわゆる地びき網の関係者もありますし、あるいは漁業関係者も入っていますし、サーフィンの愛好者の方も入っております。

現在は、10基のヘッドランドというものが設置されておまして、侵食抑制効果が一定程度出ておまして、今年度は2号堤と3号堤の間に小突堤を整備する。そして、もう一つは、5号ヘッドランドの横堤の整備を進める予定でございます。その後も、引き続き各ヘッドランドの端部といいますのは、根本の部分が結構損壊しておりますので、端部をまた防護する工事を行うというふう聞いております。

ヘッドランドの整備は、侵食のスピードは抑えることはできますけれども、それだけでは砂浜が戻ってこないということで限界があるため、浜を回復するために、県では砂を供給する、よそから運んできて、そこに砂をまくという養浜事業というのを行ってまして、これを平成18年度から行っております。

これまで陸上や海上から砂を投入するものでございまして、効果もかなり出ております。例えば、昨年の事例でございましたけれども、今まで産卵していなかった海水浴場のところにウミガメが産卵するというような形で、砂浜が一部戻ってきております。この養浜に関しては、これからも継続して行って、砂浜の回復を目指すというふう聞いております。

次に、離岸流でございますけれども、ヘッドランド付近で起きる離岸流につきましては、大変危険なものでございまして、各ヘッドランドの入り口に危険注意の看板を千葉県で設置しております。

離岸流は、ヘッドランド付近だけで起こるわけではございません。皆さん方よく承知している、いわゆる九十九里海岸の「みよ」も、この離岸流でございます。いわゆる海の沖の方面に急激に流れていく特殊な流れのことでございますので、その中に入りますと、泳ぎのうま

い人でもなかなかそこから出ることができない、沖に流れてしまう、最終的に溺れてしまうという危険性が高いと言われております。

離岸流は、具体的な安全対策はなくて、各自が気をつけることしか、現在ございません。今後も利用者への注意喚起を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

袴田議員、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） 町長、お答えをありがとうございます。

それでは、今の町長の答弁の中から4点ほど再質問がございますので、再質問をよろしくお願いたします。

○議長（森 佐衛君） はい、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） まず1点目、一宮の魅力ある海岸づくり会議、これは平成22年6月に初会合を行っているという、今、話ですね。これまでに会議が数回開かれています、当初から今まで侵食対策について多くの議論がなされたと思います。中には、委員の方には、もはやこれをつくっても砂浜はもとに戻らないと言う方もいらっしゃいました。

会議に出席する委員の方は、当初から今まで同じ委員で構成されているのでしょうか。そして、委員にはこの構想に否定的な方もいたという話がありますが、この辺から私はお話を聞きたいと思っているんです。

2点目、養浜の砂の件なんです、供給元はどこでしょうか。私はどこから持ってくるのかなど、気にはなっていたんですけども、今までどのぐらいの量の砂を供給したのかをお伺いしたい。

3点目、これは離岸流に関してなんです、離岸流については具体的な対策がないと答弁していただきました。ヘッドランド構想を打ち出した時点で、離岸流が起きる確率が高い、起きた場合の危険性について、話は既に出ていると思いますが、海の観光客の多いこの町に、立て看板だけで対処している。やはりこれは海づくり会議の中にも、離岸流対策について話が出ていないのか、お伺いしたい。

また、海を利用する子供たちへの安全教育、そして訪れるサーファーたちへの資料提供というものはできないのか。私はこの辺をお聞きしたい。

それからもう一点、最後ですが、離岸流の関係で起きた事故です。実は2009年、これは茨城県鹿島灘近辺も、銚田市近辺にやはりヘッドランドができております。その中で、離岸流

で親子3人が事故にあって、それがやはり裁判沙汰になっているという話も聞いております。こういった場合に、町が責任をとれるのか、お伺いしたいと思います。

以上の4点です。よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 再質問の答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） まず、委員は、先ほどの海づくり会議のメンバーでございますけれども、3人の学識経験者以外は各団体の代表者、それから関係区の区長さん、それから千葉県職員の職員、町役場の職員、そして公募委員で構成されております。3人の学識経験者は、千葉県のほうから選んでいただきまして、千葉県が委嘱している委員でございまして、当初からかわっておりません。これは、たしかいわゆる工学の関係の専門家の方、それから生物の環境の専門家等が入っております。その他の委員は全て交代、異動等かわっている方もいますし、かわらない方もいらっしゃいます。公募委員につきましては、任期が終了しましたので、この8月にまた募集しまして、新しく2人の方を選んでおります。

先ほど話しましたがけれども、当初から、ヘッドランドについては否定的な方もいたのではないか、確かにいらっしゃいました。その方も含めてこの会議が構成されております。

それから、養浜の砂の供給はどこからもらってくるのか、今までどのくらいの量の砂を供給したのかということでございますけれども、供給源は、現在太東漁港です。

これは、もう一度仕組みを話しますと、なぜ九十九里海岸が侵食したのかと言いますと、皆様方ご承知のとおり、九十九里海岸は、いわゆる太東崎とそれから銚子の飯岡のほうの岬と2つが自然侵食で砂が削られてきます。削られた砂が、九十九里海岸に沿って移動するわけです。それによって、毎年延びてきたわけです。実際に私が高校生までは、毎年九十九里浜は延びておりました。

それが、太東崎の侵食を防ぐため、あるいは銚子の侵食を防ぐためにということで、護岸工事を行ったのです。これは、全て地元の要望で行ったわけでございます。その結果、砂の供給はとまってしまったと。砂の供給はとまったけれども、激しい波は相変わらず起きますので侵食は進むという形で、これは進んできたということが一つあります。

そして、もう一つは、砂が動くんですけども、砂が動くのをとめてしまった。なぜとめてしまったかということ、漁港ができたことです。要するに、太東漁港をどんどん拡大しております。そういうことで、岬で削られた砂を、幾ら護岸しても砂は出てくるんですけども、あるいは夷隅川の河口からも砂が出てくるんですけども、それを漁港の堤防がとめてしま

ったということで、逆に言うと漁港がどんどん浅くなってしまいうということで、漁港は今まで農林省の貴重なお金を使って、砂をしゅんせつして、太平洋の沖へ捨てていたわけでございます。

それに対して、今度、海岸しゅんせつ工事を行っているのは、国土交通省ですから、役所の縦割りでございます、その砂が手に入らないということであったんですけれども、これはおかしいじゃないかということで、太東漁港にたまった砂を今現在こちらで使ってきているということでございます。

もう一つお話ししますと、実はこれだけでもまだ砂が本当は不足しております。ということで、本当は銚子の利根川の河口にもたくさん砂が来ているんですけれども、これを使いたいということなんですけれども、これはなかなか漁協のほうの反対意見というのがございまして、ちょっと今これがペンディングになっているということで、これがもし解決すれば、もっと多くの砂が九十九里浜に供給されるんじゃないかなと思っております。

そういうことで、今現在は太東漁港から運んできております。それは現在までで、陸上、海上合わせまして約18万4,700立方メートル、これは10トンダンプに直しますと約3万4,000台分に該当いたします。

それから、離岸流でございますけれども、先ほどおっしゃったように、ただ単に危険性についての立て看板だけでは不十分だと私も思います。今、議員さんがおっしゃったように、危険性を周知するために、まず、今、子供たちには、教育委員会から夏休みの前に学校を通じまして、離岸流の危険性についてパンフレット等を作成して、周知してもらい取り組みを進めていきたいと思っております。

また、サーファーには、離岸流の危険性とあわせて津波の危険性、避難の場所ですね、また地びき網箇所でのサーフィンの禁止等のパンフレット等を作成しまして、サーフィン業組合を通じまして、サーフショップから手渡してもらおう。

また、海岸の利用者には、町の有料駐車場や海の家を通じて、パンフレット等を配布して、これについて十分に周知していきたいと思っております。

それから、先ほど、離岸流においてももし事故が起きた場合、どうなのかというお尋ねがございしますが、実際に起こってしまった場合は、県、町で原因を調査しまして、検証した上で対処することになると考えます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

袴田議員、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） 質問したいところはあるんですけども、要望でお願いしたいと思います。

町長、実はこのヘッドランド計画、やはり一宮町、この前のテレビの部分でも見させていただいたんですが、九十九里一帯がもうかなり侵食されている。ましてや侵食をとめるためには、じゃ屏風ヶ浦の護岸と、それから太東崎の堤防を崩すということは、これはできないことですので、これを食いとめる、スピードをおくらせるための方法だということは皆さん、わかってはいるんですけども、やはりなかなかこれは町の中の人たち全体にわかっていないし、周知はされていないと思うんです。

ヘッドランドはなぜ必要なのかというのは、きちんと周知していただきたいという部分と、それから海の景観を保つこと、私は実は前回、前回でしたか、ウミガメの条例をつくりましたですね。ウミガメの条例をつくるというのに関しては、やはり砂浜を守るという一つの名目があるのではないかと私は思いますので、そういった砂の供給もきちんと、少しでも戻るような対策をもうちょっと、この会議の中で話されればいいのか、専門家もいらっしゃいますので、話されればいいのかと私は思っております。

それから、一番僕が心配しているのは、離岸流に関しての対応の仕方だと思います。これは幾ら地元の方が住んでいても、1秒間に2メートル流れるという潮の速さに対応していくためには、やはり子供のうちから、海とはこういうものなんだよと周知しておかなくては行けない。サーファーの方は、実は離岸流に乗って沖に出るという方もいらっしゃいますけれども、それは本当にすばらしいプロ級の方だと私は思いますけれども、やはり初心者の方もいらっしゃいますので、そういったサーファーの方に周知徹底するということが、私は要望として必要になるかなと思っております。

それともう一つ、銚田市でも裁判になっているという部分がありますので、もし事故が起こった場合、ただ単なる調査検証した上で対応するという部分ではなくて、何らかのマニュアルを町として持っていないんじゃないかと私は気がしているんです。

そういったものを今後進めていただければ、また対応策がきちんと練られるんじゃないかと私は思っております。

ヘッドランド計画に関しては、ちょっと私も興味を持ちましたものですから、今後、海を眺めながら、これはどういうことなんだろうな、ああいうことなんだろうなということで考えながら、私も海の研究をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 次の質問をお願いします。

○5番（袴田 忍君） 2問目、お願いいたします。

通学路の安全確保について質問したいと思います。

以前にも、通学路に関しては何人かの議員から一般質問もあったと私は記憶があります。再度、私のほうから2点ほどお伺いしたいと思います。

まず一つ、通勤時間帯と通学時間帯が同時帯であることで、通学路の危険が増している箇所が町内には何カ所か見受けられます。子供たちが通学する車道、これはやはり自転車の方です、今、車道を走るようになっていきますので。それから歩道、危険箇所への改善対策は町として思案されているのか、お伺いしたいと思います。

もう一点は、通学支援ボランティアに関してお聞きしたいと思っております。

通学支援ボランティアは、年度当初募集をかけていると思うんですが、通学支援ボランティアについて、支援するボランティア同士の意見交換の場がきちんと設けられているのか、支援者がボランティア規約を適切に守られているのか、この点についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、袴田議員の2点目の質問の①のほうですが、子供たちが通学する車道及び歩道の危険箇所への改善対策についてであります。平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生いたしました。平成24年8月に、町では、町内各小学校の通学路におきまして、関係各機関と連携いたしまして緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について、学校機関で整備等を実施してまいりました。

引き続き、通学路の安全確保に向けまして取り組みを行うため、平成26年3月に、関係機関の連携体制を構築いたしました、一宮町通学路交通安全プログラムを策定いたしました。

8月26日には、本プログラムに基づきまして、茂原警察署、長生土木事務所、町事業課、町教育委員会、各小学校安全担当主任、各小学校のPTA代表者が合同で通学路危険箇所の点検を実施いたしまして、対策の方法や改善整備を共通認識するとともに、関係機関への対応に向けた改善充実をお願いしております。

今後も、継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策等の検証や実施後の効果把握も行い、これらの取り組みを計画から実行、その後評価、その後改

善という4段階の活動を繰り返し行うことで、通学路の安全性の向上を図っていきたいと考えております。

なお、拡幅や工事が困難な箇所もございます。それにつきましては、通学路の見直し等、各学校と協議の上、通学路の安全に向けまして、総合的な見地から検討してまいりたいと考えております。

1点目は以上でございます。

2点目、よろしいでしょうか。

○5番（袴田 忍君） 2点目の答えが終わってから再質問をちょっとしたい。

○教育課長（渡邊幸男君） どうでしょうか。

○5番（袴田 忍君） じゃ、いいですか。

○議長（森 佐衛君） はい。袴田議員、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） 再質問させていただきます。

ここで、教育委員会のほうでは、通学路の危険箇所の点検を実施したという回答がありました。これに関しては、町はどれぐらい危険箇所を把握しているのか、教えていただければと思います。

○議長（森 佐衛君） 渡邊教育課長、どうぞ。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

8月26日に実施いたしました合同での通学路の危険箇所につきましては、東浪見地区で3カ所、一宮地区で8カ所、合計11カ所につきまして、現場踏査を行っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 袴田議員、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） ありがとうございます。

私は、ここに具体的な案で載せておきましたので、これは要望になりますけれども、自転車を通う道路の横断歩道の標識及び設置。道路交通法が変わってから、自転車も車道を走るということになっておりますので、やはりそういったものに関しては、道路上の標識をきちんと見直さなくちゃいけない、消えているところにはきちんと白線をもとに戻して、自転車が通りやすい、安全性を高めるようなことをしていただきたいと私は思っております。

それから、狭い歩道の拡張、これは確かに土地を買い求めてそこを広げるということは無理な話ですので、私は要望としてお願いしたいんですが、やはりこれは学校との相談だと思うんですが、通学路の変更も考えていかななくちゃいけないのではないかと。狭い場所を通るよ

りは、広くて安全な場所がまだあるのではないか。そういう場所を一応選んでいただいて、通学路の場所をまた決めていただければ、車のほうも安全に走れますし、この時間帯、通勤の方が非常に多いものですから、かなりの車が走る、車の走らない場所もまだ残っているのではないか、私はそう思いまして、書かせていただきました。

それから、見通しのきかない植え込み等、これは実は個人の家のものを指しているんですが、これに関しては自治会の協力が必要ではないか。その自治会をお願いをして、町は自治会と言わないんです、地区会なんですね、地区会をお願いして、区長さんのほうから、ここは通学路なんだからこの樹木を撤去していただきたいとか、危険物を撤去していただきたいとか、そういった地域の力が必要じゃないかなと私は思いますので、こういった安全性に関しては、学校、教育委員会だけじゃなくて、地域の力もかりる必要があるのではないかと私は思いますので、その辺要望をよろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、2点目のほう、よろしくお願ひします。

○議長（森 佐衛君） 渡邊教育課長、どうぞ。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、②番目の、支援するボランティア同士の意見交換の場は設けられているか、また支援者がボランティア規約を適切に守られているかについて、お答えいたします。

現在、学校の通学支援ボランティアは、249人の登録をいただいております。登録は、学校及び教育委員会で常時受け付けておりまして、広報いちのみやでの募集を行いまして、周知を行っております。

通学支援ボランティア同士の意見交換の場につきましては、児童生徒が安全かつ笑顔で登下校するための見守り支援が共通理解の上、展開されることを目的といたしまして、一宮町交通安全協会の袴田会長にご尽力いただき、7月10日、茂原警察署、一宮幹部交番及び一宮町交通安全協会の主導のもと、児童生徒の登下校時の見守り支援活動に係るボランティアを対象といたしました、交通ボランティア講習会が中央公民館で開催されました。

講習会には、総勢約60人が出席いたしまして、支援に当たっているボランティアの皆様からの活動の報告や茂原警察署並びに交通安全協会から、支援方法に係わる講話や実技指導等が行われ、非常に有意義な意見及び情報交換の場となりました。今後も、交通安全協会と連携いたしまして、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

また、通学支援に係るボランティアの活動を明確にするため、子ども見守り支援活動実施要項を策定いたしました。

今後、茂原警察署、一宮幹部交番、交通安全協会、教育委員会、各学校で相談いたしまして、交通支援マニュアルを策定しまして、このマニュアルにのっとりまして、適切な支援をお願いしてまいります。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

袴田議員、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） ありがとうございます。

これは、再質問ではなく要望でございます。これは、私も1回、7月10日にボランティアを対象とした講習会を開いてみました。やはり私がこの中で思ったことは、皆さんが同じ方向に向いて、同じもので子供たちを支援しているという部分が余りにも少ないんです。

これはやはり教育委員会、今、課長から出ましたけれども、教育委員会でも結構です、幹部交番も結構です、茂原警察署も結構です、これはある程度、マニュアルにきちんと沿った方向で子供たちを支援していかないと、子供たちは、あっちのおじさんは何を言っているんだ、こっちのおじさんがこうだった、やはり子供たちが非常に戸惑うことなんです。そういった支援をきちんとしていくことによって、交通安全は図られるのではないかと私は思っているんです。

ですから、このマニュアルをもとに、年に1回、もう4月当初で結構ですので、交通支援をする全ボランティアの方に一堂に集まっていただいて、そういった講習会等、1年間の事業方針をきちんと打ち出していただいて、支援に入ってもらうのが一番いいのかなと私は思っています。

今、どここの地区、どここの地区にいろんな支援ボランティアがいますけれども、やはり皆様方、ばらばらですので、その中には子供たちとトラブルったり、大人の方とトラブルったり、地域とトラブルったりする方もいらっしゃいます。そのトラブル防止のためにも、これは必要なことかなと私は思いますので、ぜひ課長、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 以上で、袴田 忍君の一般質問が終了いたしました。

会議開会后1時間25分を経過いたしましたので、ここで10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時43分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（森 佐衛君） 次に、焔場博敏君の一般質問を行います。

14番、焔場博敏君、どうぞ。

○14番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

本議会は、私たち議員の今期最後の議会に当たり、町長の政治姿勢、そしてまた町民から寄せられている緊急かつ切実な解決を迫られている町政上の政治課題について3点、大きく4点の質問をいたします。明確な回答をよろしくお願いいたします。

第1点目、町長の政治姿勢について伺います。

安倍政権が進める、戦後政治の総決算路線とでもいうような集団的自衛権行使容認問題とことしの広島、長崎市長の平和宣言、被爆者と首相の懇談で、被爆者の方が訴えた核兵器廃絶の願いと首相の立場、これが全く相入れないものでありました。

広島は松井市長は、1945年8月6日、1発の原爆により焦土と化した広島では、幼子からお年寄りまで、1日で何万という罪なき市民の命が絶たれた。その年のうちに14万人が亡くなったこと、尊い犠牲を忘れず惨禍を繰り返さないため、被爆者の声を聞いてください、このように訴えました。唯一の被爆国である日本政府は、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している今こそ、日本国憲法の崇高な平和主義のもとで、69年間戦争をしなかった事実を重く受けとめる必要がある、このようにも訴えました。

長崎市長の田上氏は、今も世界には1万6,000発以上の核弾頭が存在します。核兵器の恐ろしさを身をもって知る被爆者は、核兵器は二度と使われてはならない、必死で警鐘を鳴らし続けてきました。広島、長崎の原爆以降、戦争で核兵器が使われなかったのは、被爆者の存在とその声があったからです、このように訴えました。

また、平和式典での被爆者代表の城臺美彌子さんは、平和の誓いで、今進められている集団的自衛権の行使容認は、日本国憲法を踏みにじった暴挙です。日本が戦争ができる国になり、日本の平和を武力で守ろうというのですか。兵器製造輸出は戦争への道です。一旦戦争が始まると、戦争は戦争を呼びます。歴史が証明しているではありませんか。平和の保障をしてください。被爆者の苦しみを忘れ、なかったことにしないでください、こう訴えました。

また、城臺さんは、福島原発事故にも言及し、放射能汚染でいまだにふるさとに戻れず、仮設住宅暮らしやよそへの避難を余儀なくされている方々が大勢おられます。このような状

況の中で、原発再稼働、原発輸出を行っていいんでしょうか。鋭く政府の対応を告発されてきました。

最近の一連の政府の行動には、元自民党幹事長を経験された野中広務さんや古賀誠さん、公明党の元副委員長の二見伸明さんらも批判の声を上げ、警鐘を鳴らしています。

町長は、平和市長会議のメンバーと聞いておりますけれども、首長としてどちらの考えに身を置くのか、平和認識についての町長の見解を初めに伺いたいと思います。

2点目として、農政、農業問題について伺います。

稲の収穫時期でありますけれども、ことしの米価暴落はひどい状況です。安倍政権は、10年で農業・農村所得を倍増させる、選挙前に発表した選挙公約では、自民党の農業・農村所得倍増目標10年戦略をうたっておりますが、実際には全くそうなっていません。

米づくりでは、私たちは1俵の生産費1万6,000円を償える米価を要求しておりますけれども、昨年の低米価1万2,500円から1万3,500円、これをさらに下回る1俵9,500円、これはJAの買い取りコシヒカリ1等米の価格でありますけれども、3,000円から4,000円も暴落をしております。

原因は、いろいろ言われておりますけれども、市場にだぶついている米の処理に投げ売りが起こっており、市況が価格暴落を起こし、新米価格に影響を与えているようであります。このままでは、農家も米業者も大幅な採算割れを起こして、これからの存続が危ぶまれる状況です。

国は、米の生産調整機能を5年間でゼロにする方針をとっております。昨年までの生産調整に支払われていた10アール当たり1万5,000円の交付金をことしは7,500円に半減し、国の需給調整責任を放棄している状況です。

一方、国は、輸入米をふやす環太平洋連携協定、TPPを前提にしており、食糧主権の立場も投げ捨てております。

今、この米価暴落を防ぐ道は、政府が備蓄米として持っている超古米の48万トン、5年から7年も前の米、これを主食用に向かないので主食用以外に処分をすること、そして正規の備蓄米数量の100万トンまで、不足分の24万トンを緊急買い入れするようにすべきであります。

今、市場にだぶついている超過米が約60万トンと言われておりますけれども、全農などの民間の集荷団体などが、稲作農家の拠出金をもとに2013年度産米35万トンを買って、これを非主食用に買い取っております。市場隔離というやつです。

市場に回る主食用25万トン程度を圧縮されてきておりますけれども、国の備蓄米買い入れが緊急に行われれば、市場の価格を正常に戻すことができる。国に対して、緊急に備蓄米としての買い入れをするよう、強く働きかけることを求めますけれども、この見解を伺いたいと思います。

3点目の質問は、東浪見の土地区画整理組合の解散に向けて事務が進んでおりますけれども、この解散に向けての問題で、幾つかの新たに解決すべき問題が生まれてきております。

前議会では、鶴岡議員のほうから汚水処理施設の管理問題が出されて、管理運営については新たに管理組合がつくられることになりました。その組合運営について、軌道に乗るまでは町と一緒に援助をする。こういうことが確認されました。

今回は、賦課金徴収事務も整理がついた中で、余剰金処分案をめぐって8月9日の総会、一部議案をめぐって流会する事態が生まれております。

その後、組合の執行部は、未払い工事代金の請求は放棄する、このような議案に差しかえるようでありますけれども、組合員の中には、多額の賦課金を支払って、老後の生活設計が全く狂ってしまった、退職金をつぎ込んでしまった方、借金までして払い込んだ方、執行部に根強い不信感を持っている方々がたくさんおられます。

その中で、役員企業への未払い工事代金が請求されていた。前回の総会でこのようなことに一層不信感を増幅させる、こういう事態になったようであります。

次回の総会への執行部側の提案いかんでは、最後の最後で、解散時期が延期されることが十分考えられます。これ以上解散がおくれて、さらに事務経費も含め負担がふえることのないように、組合執行部への町の特段の指導を願うものでありますけれども、これについての見解を伺いたいと思います。

最後に、国保税の引き下げの問題について伺います。

今回の7月の納付書を見て、高くてびっくりして、間違いではないか、こういう声とか、新庁舎もできたんだから今度は税金を下げてください、こういう声などが寄せられております。

4月からの消費税増税で、政府統計でも4月から6月期の国内総生産、GDPは年率換算で前年比6.8%の減少となっております。特に個人消費が落ち込んでいる。同じ消費税の3%から5%への移行時、ここと比べても減少幅が非常に大きい。3月までの駆け込み需要の反動での落ち込みだけではない、専門家がこういう分析している例もあります。

このような中で、所得200万円モデル世帯が38万3,900円の国保税額、これは耐えがたい額である。25年度決算を見ても、繰越金が約1億1,000万円、多額に上っております。

一方、ことしの稲作農家の米価暴落損失額は、昨年の低米価から見ても、一宮町で1億円を超えております。生産費を償う米価から見れば1億8,000万円近くの減収となり、困窮をきわめております。

減税の政治判断は、緊急を要する課題であります。減税を求める署名も、短期間に200筆を超えて、さらに寄せられてきております。1人1万円の減税を実施しても4,181万円と、繰越金の半分にも満たない財源で済みます。町民の声に応えて、1人1万円の減税を強く要求します。

町長は、国保加入世帯の窮状を理解し、一刻も早い政治判断で減税を断行すべきであります。見解を求めるものであります。

また、国は、平成29年度から国保都道府県一本化に向けて動いているようではありますが、一本化にはさまざまな問題点があります。地方自治体も、国保の財政難から、安易に一本化に期待する向きもありますけれども、そもそも財政難を招いた根本原因は、国民皆保険の仕組みを国の負担を減らす方針で削減してきた国の姿勢にあります。

1984年以前の総医療費の45%を国庫負担で持つ、この仕組みであれば国保担当者も加入者も安心して計画的に国保に向き合えたものを次々と国庫負担を減らして、ただでさえ脆弱な国保財政、この基盤にさらなる困難を持ち込んできた、ここに大きな原因があるわけであり

ます。

この仕組みをそのままにして、都道府県一本化にしても、根本矛盾は変わりません。それどころか、加入者の生の声が届きにくくなるという弊害が新たに加わって、後期高齢者医療制度の二の舞になりかねません。

国保広域化の中で、加入者の声が担保される仕組みがどうなるのかを含めて経過の説明を伺うとともに、一本化に対する町長の見解を伺いまして、質問を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 私のほうから、町長の政治姿勢についてと、そして国保税の引き下げについてお答えしまして、ほかは担当課長から答弁させていただきます。

安倍政権が進める戦後政治の総決算路線ということと、ことしの広島、長崎市長の平和宣言ということで、今、質問がございました。

昨年8月の平和市長会議におきまして、実は、名称が、市長だけではなくて私たち町村長

も入っているということで、平和首長会議というふうにな前を変えたわけでございますけれども、この会議は、核兵器廃絶の市民意識を国際規模で喚起して、核兵器廃絶を実現させようということを目的としております。現在、世界160カ国、6,276の都市が加盟しております。日本国内におきましては、今現在、日本の自治体の数1,800と言われておりますけれども、1,505の首長が参加をしております。

私も、町長としてこの趣旨に賛同いたしまして、就任1年後の平成21年6月4日に加盟いたしました。また、我が町では、皆様方ご承知のとおり、平成7年に非核平和都市宣言をしております。駅前にはモニュメントも建てられております。

現在、この平和首長会議では、2020年までに核兵器の廃絶を実現しようという運動をしております。この2020年という趣旨は、原爆を体験した方が生きているうちに実現したいということで、2020年が定められたと聞いております。

先ほど話がありましたけれども、今も世界には1万6,000発以上の核弾頭が存在しております。私は、広島、長崎の悲劇を二度と繰り返さない、また核兵器もない、戦争もない平和な世界を築けていけるよう、今後も微力ながらこの会議の活動に協力していきたいと思っております。

先ほど話がありましたけれども、集団的自衛権の閣議決定を一つの契機といたしまして、今、安全保障のあり方について、国民の間でさまざまな議論が交わされております。先ほどの広島市長の平和宣言、あるいは長崎市長の平和宣言がございますけれども、国防と外交というのは本来これは政府の所管事項でありまして、私のほうで本当は差し控えるべきだと思いますけれども、平和首長会議のメンバーとして、こういった形で国民の間に不安と懸念が広がっているのは事実でございますので、日本政府にはこの不安と懸念の声に真摯に耳を傾けていただくことを強く求めるものであります。

それから、次の国保税の引き下げでございますけれども、国民健康保険は、今さら言うまでもありませんけれども、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度ということで、加入者の皆様方に納めていただく保険税と国や県などが支出する公費等で運営されてまいりました。

しかしながら、加入者の所得水準が低いこと、それから年齢構成が高くて、また医療費の支出もだんだんかさむという形の中で、財政基盤が弱く、構造的な問題を抱えておりまして、国では、先ほどお話がありましたけれども、平成29年に向けて現在市町村が行っています国保の運営を都道府県のほうにゆだねるという形で検討が行われております。

町の国保財政でございますけれども、歳出の保険医療給付費は、平成25年度の決算ベースで対前年度比5,250万円の増、約5.8%の増加でございます。また、平成26年度も25年度と同様の上昇率で推移した場合には、医療給付費は10億円に迫る勢いでございます。

また、平成26年度の国民健康保険税の当初課税額でございますけれども、これも低所得者の増加の影響等によりまして、25年度と比べますと収入が約3,850万円程度減額しております。財政状況は大変厳しい状況となっております。これは、一宮町だけではございません。ほかの町村も同じだと思います。

このような中で、国が8月に発表いたしました4－6月のGDPの経済成長率は、年率換算で6.8%の減、個人消費も5%減ということで、駆け込み需要の反動もございまして、所得水準の低迷に拍車がかかっております。

被保険者の皆様が大変な思いをしていることは十分承知しておりますが、医療費の増加、そして課税額の減少と、国保財政は大変厳しい状況でございます。

町では、保険財政安定のために、生活習慣病の早期発見、早期治療による医療費の削減を目指しまして、特定健診の受診率向上のために、今年度初めて健診期間中、土曜日に受診機会を設けましたところ、昨年に比べまして103名も受診者がふえました。

また、ジェネリック医薬品の使用促進による薬剤費の削減のために、実際に支払った薬剤費をもしこれがジェネリック医薬品に変更した場合、どのくらいそれが安くなるかわかるような差額通知も、ことし初めて実施いたしました。

そして、何とか保険税徴収率のアップを目指しまして、滞納者の徴収強化等も推進しております。何とか平成29年の国保の都道府県化までは、国、県補助金の増額要望をしながら、財政運営を何とかやっていきたいと努めております。

国保会計の収支の動向を注視しながら、円滑な運営を目指してまいりますので、もうしばらく皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

小柳事業課長、どうぞ。

○事業課長（小柳一郎君） 2つ目の質問の、農政についてお答えいたします。

畑場議員の言うように、昨年の低米価、1俵当たり1万3,500円を大きく下回る1俵当たり9,500円がことしのJA買い取り価格でございます。これは良質米1等ということでございますが、JAが発表いたしました。

このような事態になった原因は、大量の余剰米があるということでございます。その原因は2つあります。

まず、1つ目ですが、日本人の米消費量が、1人当たり、昭和40年度では111.7キログラムに対し、平成24年度では56.3キログラムというように、日本人の米消費量が極端に減少しているということ。

2つ目は、国から米の生産調整が毎年出ていますが、25年度で全国合計791万トン、面積に換算すると150万ヘクタールの作付を目標としましたが、164万7,000ヘクタールの作付がなされ、14万ヘクタールの超過作付となりました。千葉県はワースト1位で、4万7,970ヘクタールの配分作付面積に対し、6万2,000ヘクタールの作付をし、1万4,000ヘクタールの超過作付となっています。ちなみに、一宮町は、263ヘクタールの配分作付面積に対し、326.9ヘクタール、62.8ヘクタールの超過作付でした。今回の低米価は、この超過作付が大きな原因と国は考えています。

千葉県は、平均標高が43メートルと全国で最も低く、転作が難しい状況となっていますので、加工用、飼料、米粉用米などの作付でも10アール、1反歩です、10アール当たり2万円から10万5,000円の支援が国のほうからありますので、今後余剰米を少しでも減らせるよう、国の配分作付面積にできるだけ近づけるよう、ご協力お願いいたします。

平成30年には、米の生産調整がなくなります。平成26年度に千葉県が出した経営所得安定対策と米政策の見直しというパンフレットをこの2月に農家全戸に配布させていただきましたが、その中で、5年後をめどに、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた生産が行えるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組んでいきますと記されています。国は、ある程度今回の状況を想定していたように見受けられます。

国で、平成30年からの実施を目標として、仮称農業全体収入保険というものを検討しています。その内容については、まだ明らかにはされておりませんが、農業収入が通常よりも下がり、農業収入が落ち込んだ場合の補填と考えます。今年度、農林水産省では、予算をつけ、その検討に入っております。その前倒しを国に要望してまいりたいと思います。

また、3つ目の東浪見土地区画整理の問題でございますが、現在、東浪見土地区画整理組合は、今年度中の解散を目指しているところですが、最後の課題の1つであった賦課金未納者への強制競売手続が全て終わり、8月9日に開催された第15回総会で賦課金の未収額が確定しました。

残る課題は、事業区域内にある污水处理施設を管理する管理組合の設立と解散までに支払

うべきものの優先順位と金額の確定ですが、この課題も組合内で十分な説明と協議を行っていただき、円満に処理されることを望むもので、町としても今後も適切に指導していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

畑場議員、どうぞ。

○14番（畑場博敏君） 1問目の政治姿勢について、これは町長の答弁のように、2020年までに核兵器廃絶、こういう目標を平和首長会議で決めている。現在の政府が進めている行為と全く違うわけですがけれども、政府にこの声に真摯に向き合うように求めていく。一宮町も核兵器廃絶の平和都市宣言をしておりますので、この姿勢を保って、機会あるごとに声を上げていただきたいと思います。

農政の問題については、ことしの米価の暴落の問題、先ほど課長のほうから問題の原因についても出されましたけれども、実際に今起こっている問題で、相当怒りが上がるというよりも、もうどうしていいかわからないというような状況が農家の中に今生まれています。

この暴落を一宮町で見ますと、昨年も低米価でしたけれども、大体昨年から比べても9,500万円から1億1,000万円、この幅での減収に町全体でなります。また、1俵の生産費を償う価格という立場から見ると、1億5,500万円から1億7,800万円。1万2,000人の一宮町、こういう中でこれだけの減収が生まれるということは、また農家の経済だけじゃなくて商店街の問題、こういうのにも波及するし、これが来年も続くようになると大変なことになります。

この額というのは、米農家にしてみれば全体収入の大体4割の暴落ということでありますから、離農が進む、後継者が育たない、一層深刻な事態になるし、農地の荒廃等、取り返しのつかない事態も想定されます。

国が、主食用に向かない5年から7年物の超古米を外して、緊急に適正備蓄量の100万トン確保するように、不足の24万トンを緊急に買い入れる、これを表明するだけで市況は変わってきます。こういう効果もありますので、緊急にこういうことを要求するように求めたいわけですがけれども、再度答弁を求めたいと思います。

それから、区画整理問題について。

9月21日に開催される組合員向けの議案説明会の資料が配布されております。内容を見た組合員からも疑問の声が上がっています。

第1は、前回総会時に出された未払い役員企業への工事費請求、これは取り下げられておりましたけれども、役員を立てかえ事務費の請求については、公共施設管理者負担金要請時の組合提出文書に放棄予定、このように記載されていたわけであります。このことと矛盾するのではないかと、こういう声があります。

みずから放棄予定ということであっていたものを、交換金が入って組合員からの7割徴収、残りの3割徴収、2度にわたる賦課金の徴収、裁判まで含めた厳しい取り立ての中で、剰余金が出るや請求する姿勢に変わってきた。ここに厳しい批判の声が上がっております。

組合内の問題とはいえ、この問題が解散事務を進める上で障害にならないように、行政の指導を強く求めるわけでありますけれども、もう一度答弁をいただきたいというふうに思います。

国保税の問題、今いろいろ答弁されましたけれども、現状で行くということで変わらないですね。この辺、確認したいわけですが、未納者がふえる可能性もこれはあります。大体、農家の収入というのは限られていて、特に大きくやっているところなんかは、やはり機械でも相当かかっているし、そういう中で大変苦しい状況になってくると思います。

ましてや1,000万円を超える農家は、消費税の納入業者ということで、それだけで売り上げにかかっちゃいますから、同じ収入でも5%から8%、さらにこのような低米価では大変な事態ということで、また小さな農家も、小さな農家なりに大変です。こういう点でお考えが変わらないのかどうか、もう一度答弁をいただきたいとします。

あわせて、広域化の問題で、広域化になった中で加入者の声が担保される仕組みになるような説明が来ているのかどうか。もう平成29年というときですから、この辺での一本化に対する町長の見解をもう一度伺いたいとします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） まず、農政でございますけれども、先ほど畑場議員から話がありましたけれども、本当に大幅な下落でございます、この暴落については私もより影響が大きいということで憂慮しております。

先ほど畑場議員から話がありましたけれども、国が備蓄米として余剰米を買い入れることを、これはほかの町村長とも連携をとりながら、強く働きかけをしてまいりたいとします。それから、東浪見土地区画整理組合でございますけれども、先ほど畑場議員から話があり

ましたけれども、やはりこれ以上引き延ばしすることは許されないと思いますので、町としても全力を挙げて円満に解決できるよう力を尽くしてまいりたいと思います。

それから、国保税の引き下げについてでございますけれども、現在の状況の中では大変厳しい状況でございますので、もうしばらく状況を注視しながら見守っていきたいと考えております。

それから、先ほど話がありましたけれども、国保税について、都道府県化についてのそういう要望が、声を通るような仕組みになっているかどうかということでございますけれども、これにつきましては、今、状況をお話しいたしますと、当初都道府県のほうは、赤字を押しつけられるということで、難色を示していたわけでございますけれども、8月に国民健康保険制度の改善策について国と全国知事会で協議会を開きまして、都道府県に移行することが合意されたというふうに聞いております。

それは、そういった赤字の構造解消に取り組む姿勢を国が示したということのを都道府県の知事会議が評価をしたということでございます。

その内容でございますけれども、都道府県移行後の財政リスクの軽減策といたしまして、赤字を穴埋めする財政安定化基金を国がつくるということ、それから財政上の構造問題の解決のための公費を投入するということでございます。そして、保険税の徴収とか保険の事業は引き続き市町村が行うというふうになっております。

ただし、都道府県化した場合でございますけれども、保険税を千葉県全体で同じ税率にするのか、例えば一宮町と隣の茂原市とか千葉市が同じ税率になるのか、あるいは市町村ごとにそれが異なるのか、あるいは保険給付の決定とか資格の管理は県が行うのか、市町村が行うのか、それから国や県がどのくらい補助金をここにづぎ込むのかという詳細についてはまだ決まっておりません。その運営方法や組織の詳細についても全く決まっておりません。

いずれにしましても、都市部と町村部では、1人当たりの保険税が1人当たりの医療費とか、あるいは人口規模とか高齢化率も違います。また、財政力等かなりの格差がございますので、私たち町村の住民の意見が十分に届くように、全国町村会を通じてしっかりと国と県に要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

焔場議員、どうぞ。

○14番（焔場博敏君） それでは、要望を入れておきますけれども、平和の問題は了解いた

しました。

農政の問題についても、本当に今までの米価にない1万円割れというのは、以前から考えると大変なことですよ。国が買い取っていたころは大体2万円、それがいわゆる自主流通米とかそういう形になってどんどん下がったり、市況に左右されるという中で上下ありましたが、1万円を割ってしまったというのは初めてで、どうもこれが政策誘導されているんじゃないかという懸念もありますし、77万トンほどの外国米は毎年入る約束になっているんですね。

そういう中で、上がる見通しも非常に厳しいという中では、やはり政府にきちっと需給調整の機能も持たせるんだというところの地元の声を上げていただきたい。これは強くお願いをしたいと思います。

区画整理の問題についても、役員さんも大変は大変なんですけど、実際にお金が余ってきたから、じゃくれよというような、そういうふうにとられて、一方では本当に生活設計が狂ってしまった人がたくさんおられるわけです。そういうような実情を町がきちっと見てあげて、組合執行部に対しても助言を、今回の次の総会できちっと決まるように、これは強めていただきたいというふうに思います。

国保の問題については、本当に厳しい状況、傍観はしていませんけれども、傍観するのではなくて、仮に次年度からということであるのであれば、そこできちっと方針を持っていただきたいなというふうに思います。

2つの立場があるわけですが、やはり国保財政を安定させる、もう一つは、支払う住民の生活に立った支払限度額を見きわめるという、事務方からすれば、赤字を出さないよということであるわけですが、町長は、政治家ですから、やはり支払う側の生活実態に合った払える保険料ということを見据えていただいて、外的な要因等いろいろ変化してきますので、その辺は英断をもって取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（森 佐衛君） 以上で、畑場博敏君の一般質問を終わります。

◇ 鶴 岡 巖 君

○議長（森 佐衛君） 次に、鶴岡 巖君の一般質問を行います。

15番、鶴岡 巖君。どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 私は、保育園の民営化の問題について絞って質問したいと思います。

この保育園の民営化問題、子育て支援制度と認定こども園についての動きの中で、今回決めなければいけないということになります。

来年4月から、保育や幼稚園、学童保育など、子育て支援にかかわる制度がスタートします。戦後最大の改革と言われますが、その内容は保育関係者でもよくわからないと言われていて、そんな中での、子育て3法によりまず根本から大転換する制度への実施が予定されております。

新制度の最大の特徴は、児童福祉法第24条第1項に規定されております市町村の保育実施義務に対し、新たに2項を追加したところです。これにより、これまで市町村の責任によって保育をする措置制度から利用者と事業者との直接契約をする仕組みへ変更されました。

市町村は保育の契約に介入することができないなど、市町村の責任を形骸化させ、保育の分野の規制を緩和し、保育に市場化を、競争と営利化により活性化しようという政策を経済対策として推し進めようとしています。そして、その財源を消費税の増税分としていますが、その財源の目途が立っていません。

今、町は、保育所の民営化を含め、認定こども園としての整備計画を進めていますが、こうした国の動き、狙いやその影響を十分認識した上で、かけがえのない子供たちを町の責任で保育し、子育てしやすいまちづくりを進める必要があると考えます。

以下のこと等、関連することを伺います。

①、町は民営化の事業者選定に当たり、学識経験者を加えた審査委員会、選考委員会を設置し、事業者を公募し、選定するということですが、選定基準や組織などをどうされますか。

今、多くの自治体では、国の民営化の動きに合わせ、公募方式をとる自治体が多いですが、いずれも事業者の選定で苦慮しています。いわゆる保育屋と言われるコンサルタント事業者や見ばえのよいプレゼンをする事業者の中から、町と保育方針などを共有できる事業者、一宮町の社会福祉協議会なども含みますが、この中から選定する知識を持った選考委員会がどうしても必要不可欠となります。

この選考委員会は、庁舎などの建物を審査する委員会と人間を育てる保育内容を審査する役割とは本質的に違い、難しいと考えます。うまくいっている事例を町は把握しておりますか。見解を伺いたいと思います。

2つ目には、選定されました民間事業者とは、保育サービスに関しての協定書を結び、事業経過中には三者協議会、保護者と事業者と行政で協議していくとのことですが、今回の法改正により、保育サービスの内容は事業者と保護者の契約内容であり、民営の認定こども園

は市町村の実施義務から解除された施設であります。手の届かない施設といえます。

町は、みずから設置、運営する市町村責任を堅持した施設でなければ、こうした権限は届かない制度であります。そのため、町の考えが事業継続中に担保される強制力や保証はないと考えますが、あるとすればどこに法的根拠があるのかを伺いたいと思います。

最初に、2点、お願いします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） まず1番目の、保育所民営化の選考委員会の関係についてお話し申し上げます。

今回、設置に当たりましては、今度の議会に一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会設置条例というものを上程させていただきました。これによりますと、委員会は、委員8人をもって組織するというので、委員は、学識経験者、保育所関係者、地域住民有識者という形で、8人で構成されております。

その核となります学識経験者につきましては、先ほど鶴岡議員からの話がありましたけれども、建物とは違いますので、人をどう育てるかということでございますので、県のほうの児童家庭課のほうから3人の方について、そういうことにふさわしい方を推薦いただきました。いずれも大学等で保育等の授業をしている方とか、あるいはそういった審議会の委員をされている方でございます。経験とか知識が豊富な方々でございますので、今後、町のスケジュール等で調整のつく方に、その中から依頼をしてみたいと思っております。

この選考委員会では、募集要項とか選考基準についても、この場で決定していく予定でございます。

事業者の選考に当たりましては、当然応募事業者の財務状況は大変重要になってまいりますので、これにつきましては公認会計士が組織します、そうした監査法人に別途依頼をいたしまして、総合的に判断をしたいと思っております。

何分、初めてのことでございますので、これまで先進市ということで、公募を行って民営化を進めております新潟県三条市や群馬県桐生市に職員を派遣して、視察してまいりましたけれども、最近の事例などもさらにまた集めて、今後の進め方につきましても、県の指導を仰ぎながら進めてまいりたいと考えております。

それから、民営のこども園については、町の考えが運営に及ばない、あるとすればどこに法的根拠があるのかという議員の質問にお答えいたします。

今、国がこれから進めようとしております子ども・子育て支援新制度は、全ての子供に良質な育成環境を保障するため、保護者の選択に基づいて多様な施設、多様な事業者から教育の場、保育を受けられるような提供体制を確保することが目的の一つとなっております。

このようなことから、認定こども園というのは、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ちまして、保護者が働いているとか働いていないとかそういう状況が違って、柔軟に子供を受けられる施設であるということから、特に幼稚園がない一宮町におきましては、ほかの市町村の幼稚園に通わせているような状況でございますので、子供の幼児教育の充実ということを考えますと、どうしても必要だということで考えております。

ご質問にありましたとおり、改正児童福祉法によりまして、認定こども園は市町村の保育義務から除かれたものでありまして、市町村は認定こども園などにより必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。また、認定こども園等が需要に対して不足した場合や、その他必要と認められる場合は、利用の調整、利用の要請を行うものと規定されておまして、確かにこの規定だけでは、町の権限は及ばないというふうに考えられます。

しかし、この認定こども園の基準とか運営につきましては、法律はもとより、県の条例、今度議会に上程しました町の条例で、また教育や保育の悩みにつきましても、改正こども園法で細かく内容が別途規定されております。また、これらによりまして、私立こども園であっても、一定の保育・教育の水準は保たれるものと考えております。

そして、さらに先ほどお話がありましたけれども、実際に運営する法人とは協定を結び、そしてその協定が正しく守られているかどうか三者協議会でチェックを行っていくという形を考えておりますので、一定の水準は保たれるものと考えております。

また、子ども・子育て支援法の第14条によりまして、市町村による教育・保育給付に関する検査についても規定されております。

今後、町といたしましても、適正な事業者の選考・選定を行うとともに、法令にのっとり事業者と十分協議を行いまして、県の指導も仰ぎながら事業を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 鶴岡議員、どうですか。

鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 答弁いただきましたが、確認しながら再質問をさせていただきますが、まず私が最初に言いたいのは、これほど大規模な、戦後最大の改革だと言われながら、保育担当者もよくわからない、私たちも全くわからない、その中で進んでいる。しかし、町

は、今の町営の保育所を運営していったって、その考え方を民営化された保育所にも拘束することができますと言っておりますが、それが本当にできるのかなということが心配になってくるわけでありまして。

そこで質問していきますが、まず、選考委員会については、学識経験者、保育関係者、地域住民の有識者などで構成します。そして、別途事業者の財務状況を公認会計士などで組織する監査法人に依頼するとのことでした。

2番目として、民営のこども園は町の考えが及ばないということ認めながら、及ぶとすればその法的根拠の質問の答弁では、今後の認定こども園についても、改正されたこども園法や子育て支援法第14条を取り上げられまして、それにより市町村による教育・保育給付に関する検査について規定されているので、教育の水準は保たれるとの回答でした。

しかし、この第14条を私なりによく見ますと、報告というところに第14条は規定されていまして、子供のための教育や保育給付等で不正などが生じた場合、施設側から報告させる権利が町にありますよというように解釈した方が自然ではないかと思えます。そういう場合に、町が立入検査等ができますという条文であり、さらにその上に行きますと、国も検査できますというふうになっています。

この一連の流れの第14条は、よく見ますと、教育や保育上の水準を求めることが規定されているものとは違うのではないかと考えますが、これは法律上の解釈ですから、それは今回の質問のところから外しますが、やはり認定こども園はなかなか町の権限が届かない、除外された施設になります。

今回、町がやるこども園は、保育園をそのまま生かした、保育園プラスこども園の施設をくっつけるという、そういうこども園の施設になります。どちらかと言いますと、保育所を重視した、そういう形になります。

再質問に入りますが、3点再質問をしたいと思えます。

まず1点目ですが、民営化法人選考委員会へ向けて根本的に重要なのは、まず町の民営化方針に沿った選考がされるものでなくてはなりません。ほかの自治体でも、民営化に向けた自治体の、民営化の指針やガイドラインというのをきちっとつくっています。こういう方向で選考してください。丸投げじゃないということです。

その方針に沿った事業者の選定が行われており、こういうことがあってはいけませんが、いかにも対外的に公平に選考していただいたといった批判回避やアリバイづくりのための選考委員会にされては困るということでありまして。

私は、この間、藤乗議員と、山武市の子育て支援課や愛光保育園の渡辺園長さん、一宮保育所の井上所長さんから実情を伺いました。特に、山武市や愛光保育園の渡辺園長さんから、公募での事業者選考の難しさなどが指摘されました。これは想像できます。建物を建てる場合と違いますから、難しいなというふうには思います。

それで、念を押されたのは、先ほども言いましたけれども、いかにもプロのプレゼンをする業者が来るんだそうであります。ですから、みんなぼかんとして、いいねということで決まる場合があるそうです。ですから、こちら側でこういう保育所を建てたいんだというものを持っていないと、なかなかよりよいものがない可能性があります。

今後の民営化をめぐる町の方針を考える上で、町の財政上の問題、子育て環境の問題、現場で働いている保育士さんの身分保障と労働条件の問題などが重要になってきます。なかなか現場で働いている保育士さんは、声を上げづらいと思います。その点、町は気持ちを推しはかることが必要になりますが、保育士さんの身分保障と労働条件の問題が私は重要であるというふうに思います。

町の保育所整備計画で、平成28年度に東浪見保育所にこども園の開園を予定しています。1年後の平成29年には、一宮保育所にこども園の開園となっています。もうそんなに時間はありません。

そこで伺いますが、両保育園で働いている保育士さんの身分保障と賃金格差是正の問題はどうされるのか、内容を伺いたいと思います。

2点目には、民営化を考えている中で、今は民営化を考えるのは、純粹の民営化という言い方をしますと、純粹の民営化、それから社会福祉協議会で運営させる、もう一つの道。私はその中で、町の主導権を持ってやれる保育園にしていくため、あるいはこども園にしていくためには、もう一つ方法があるのではないかとこのことを考えつきました。

一宮保育園あるいは東浪見の保育園も入れてもいいのですが、そのまま一宮保育園を社会福祉法人として法人格を取得してもらい運営する方法で保育事業を進めることはできないだろうか。こうすれば、この方法も社会福祉協議会で運営する方法と余り変わりませんが、そのまま民営化する形になりますので、こういう方法もよいのではないかと。

これには、社会福祉法人としての設立要件として、理事6名や監事2名などの選出や法人の資産等の要件がありますが、その資産については町からの貸与などが認められておりますし、立ち上がり費用として3,000万円ぐらいの運営費用を用意すれば可能だというふうに言われております。

町の今の民営化案では、高台に取得した土地は、一宮の場合にはその土地はそのまま提供するようになっておりますが、土地代を払っていただいて、方々の民営化した例を見ますと、地代をもらっているケースが結構あります。そうしますと、何年かにわたって地代を回収することができるわけです。

そして、建設費の民間事業者負担分は、社会福祉法人、仮に一宮こども園として借入れを起こすこともできるのではないかと。そして、仮称一宮こども園は、事業を続けながら、事業者が返済する。町が当然借入れの保証をする場合もあるかもしれません。そして、残りの25%を町は負担することになります。こういうことになり、また建物の建築では、プロポーザル方式を採用し、建築費全体の縮減に努力すること。

この方法は、現在の一宮保育園の蓄積されました貴重な人的財産をそのまま活用できるなど、プラス面が大きいと思います。また、同じ保育士さんとの環境であり、子供たちの不安も少ない。

いずれにしても、この案はどうでしょうかということをお話をして協議した結果では、よい案であり、現実的だと指摘されました。また、こうした方式は全国各地でも行われており、検討の中に入れる必要があるのではないかと思います。見解を伺いたいと思います。

3点目には、今進めております民営化法人選考委員会や保育所整備計画全体、あるいは子育て支援事業などを進めていくためには、担当者の過重な負担がかかってしまいます。その中で創造的な仕事をしてもらうためには、増員をするなど特別な専従体制を組む必要があると考えますが、見解を伺いたいと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 再質問の答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 再質問にお答えいたします。

民営化ガイドラインの作成及び保育士の身分保障と賃金格差是正について、お答えいたします。

民営化に当たりましては、先ほど議員からおっしゃられましたとおり、町の基本的な考え方を選考委員会に示さなければなりませんので、民営化ガイドラインを作成いたします。

また、保育士の身分保障と賃金格差是正についてでございますが、現在の正規職員の保育士で民営化保育所に派遣の必要がある場合には、町から身分待遇をそのまま派遣いたします。

また、非常勤の保育士については、新しい事業者正規職員として採用していただく考えでございます。この場合、一般的な私立保育所の給与体系に照らしてみましても、賃金が低くなることはありませんし、毎年の昇給もありますので、賃金格差が生じるようなことはないと考えております。

2番目の、今、議員から提案されました、一宮保育所を新しい法人化して運営する方法はどうかという提案でございますけれども、今いただきました一宮の保育所を法人化するというご提案については全く考えが及んでおりませんでした。今後、調査研究をさせていただきます。

3番目の、民営化法人選考委員会や保育所整備計画全体の事業を進めるためには、特別な体制を組む必要があるのではないか。ご指摘のとおり、保育所整備計画を進めていくに当たりましては、今までに経験のない事業でございます。相当な事務量があると考えておりますので、必要な人員を増員するなどして、専従体制を整えて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 大事な3点ですので確認させてもらい、もう少し踏み込んだ答弁をお願いしたかったのですが不十分ですので、その点をちょっと追加質問したいと思います。まず、2番目に、新しい一宮保育所を法人化したらどうかということについては、今後、調査研究をさせていただきますということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、3番目に、専従体制を組んでやるということですので、ぜひ増員をして、悔いのないような体制をとって進めていただきたいと思います。

それから、1番目に、もし民営化して今の職員が新しい民営化した事業先に移る場合ですね、これは非常に大事なんですが、町長の今の答弁ですと、今現在どうなっていますかというのと、保育所の職員は半分ぐらいが臨時の職員さんです。非正規雇用の方なんです。半分は非正規雇用の職場というのは、今のところでは非常に正常とは言えません。

今までの正職員についてはそのままいきます。非常勤の職員についても、正職員にしますということです。それで、賃金格差はそんなに生じないでしょう、ですから不合理にならないでしょうということのようです。

これは、計算されているかどうかわかりませんが、計算の上、話されていると思いますが、今、保育園の、特に民間の保育園の場合は、運営費の中に人件費が計算されて、委託費とし

て町が払っています。そのときに、委託費として人件費を計算する際は、子供の数で計算して出されるんです。それは、例えばゼロ歳児は3人に1人というふうになっていますから、ですから職員の数で計算されていていないわけじゃない。子供の数で計算されていておきますので、その来たお金の中でやりくりをしなければいけないわけです。それを下手に使いますと、用途制限という形で指導を受けるわけです。ですから、決まった枠の中で人件費を払う形になります。

町の場合は、それに上乘せすることもできますけれども、民間の保育園の場合はそれができない。しかし、町長の考えですと、担当課もそうですが、賃金格差は生じないでしょうということですが、その根拠をもう一度聞きたいんですが、例えばこれは民間の保育園の資料、いただいた資料ですと、所長さんは本俸が、これは民間の所長さんです、25万3,400円。主任保育士さんは23万112円、一般の保育士さんは19万5,228円となっています。これに、保育士さんに関しては、特殊業務手当というのが9,200円、7,800円プラスされます。ですから、23万円の金額が24万円とかになるわけです。

それと、町の資料もいただきましたが、町が今、臨時的職員に、特に保育士さんに払っているお金は日額7,400円です。それで、これが20日から22日勤務したとした場合、20日として計算しますと大体14万8,000円です。それに交通費などを加えたとしても、15万円ぐらいだと思います。

担当課もそれほど変わりませんと言いますが、私が計算すると変わるんです、変わってしまうんですが、変わらないという根拠はどこにあるのかを聞きたいと思います。

それから、町長の答弁で非常にありがたかったのは、できるだけ職員さんはそのままやります、給料は差をつけませんということになりますと、民営化の考え方として人件費の削減はしませんということを町長はこの場で答えてくれたわけです。

これは非常にありがたいのですが、もし仮に人件費の削減はしませんといった場合に、今度は民間の保育園と比べて、人件費は決まっただけしか来ませんから、差額が出た場合は、町が補填してでも被害は出しませんというふうに考えていいものなのか、少し聞きたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

玉川町長、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 正規職員については、今おっしゃったような場合については、その差額を町が支払う予定でございます。

それから、非正規につきましては、その私立保育所の給与体系で正式に採用していただくという形、今、そういうふうに考えております。

○議長（森 佐衛君） 鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） ということは、今の正職員は移転後も町の職員と同じにします。しかし、臨時の職員さんは正式に採用するけれども、給与条件は向こうの給与体系に合わせますということ。身分は保障されるけれどもということですね。

（「そういうことです」と呼ぶ者あり）

○15番（鶴岡 巖君） わかりました。

その辺が非常に曖昧だったので、要するに身分保障はしますよということですね。給与のことについては、差額が出た場合はそのまま行きますということによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○15番（鶴岡 巖君） そうすると、ここまで最初答弁が出ましたように、賃金格差が生じるようなことはないと考えておりますと答弁されたんです。その辺はどうなんですか。

○議長（森 佐衛君） 鶴岡議員、もう再々質問になっております。

○15番（鶴岡 巖君） これで終わります。

○議長（森 佐衛君） この辺で終了したいと思いますので、よろしいですか。

○15番（鶴岡 巖君） それを答えてくれますか、大事なことから。

○議長（森 佐衛君） では、その点について、町側から答弁いただければ。

玉川町長、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 賃金格差と申し上げたのは、そのいわゆる私立で働いている方との賃金格差は生じないということでございます。新しく採用された方は、そこで働いている方との賃金格差は生じない。正規職員になるわけですから。

○15番（鶴岡 巖君） わかりました。申しわけありません。

○議長（森 佐衛君） よろしいですか。

○15番（鶴岡 巖君） はい。

○議長（森 佐衛君） 以上で、鶴岡 巖君の一般質問が終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

なお、議員の皆さんと町特別職の皆さんにおきましては、午後1時に玄関前にお集まりいただくよう、よろしく願いいたします。

以上です。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時26分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（森 佐衛君） 次に、藤乗一由君の一般質問を行います。

4番、藤乗一由君。どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 一般質問最後になりますので、よろしくお願いします。

質問に当たりまして、幾つか細かい項目になっていきますので、幾つかに分けて質問させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（森 佐衛君） はい、結構ですよ。どうぞ。

○4番（藤乗一由君） それでは、1問目、一宮保育所整備基本計画推進のスケジュールとその基本理念について問うということです。

この中で、①から③について、先に関連しているのでお聞きしたいと思います。

これまで、私を含めて議員の皆様方からも説明会などにおいて、この基本計画推進に当たっての疑問点だとか問題点ですとか、そういったことを提示されたりという場面がありました。しかし、これに関して私の率直な感触で申し上げますと、明確な回答をいただいているものが非常に多いという形になっております。そこで、改めてこの場で質問させていただくことにしました。

①、公立保育所をこども園化し、民営化によって運営できる事業所を公募するということですが、年次計画のスケジュールの中で、公募による選定・設計・施工までの流れをどのように予定しているのかという点です。

また、②、民営化で移設を計画している東浪見こども園、仮称ですが、これと一宮こども園、これは公募による事業者募集を予定している旨の説明でしたが、運営主体となる事業者が仮にあらわれなかった場合、このときにはどのように対応する計画であるのか。問題点を明確にして、スケジュールに沿って計画を進行するための対応策をどのように考えているのかという点です。

さらに、③としまして、社会福祉協議会の運営という形態につきまして、視察もございま

した。それによる案というのが、そういう方向もありますということで説明などもございましたが、これは公営に準ずる形として、先ほどの鶴岡議員からの質問の中でもございましたように、いろんな意味で子育ての環境を一宮の町を支える子供たちを育てていくという意味で、いろんな意味で安心できる形ではないかということで望ましい形と考えますが、それについてどのように考えているのでしょうか。

また、これにつきまして、これまで説明がほとんどなされていないんですね。建設に関する予算の部分一部ございましたが、メリット・デメリット、こういったところを事例を含めてつぶさに示していただくという場面がございました。どうしてそういうことがなかったのか、これについてお聞きいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの藤乗議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の公立保育所の民営化事業者公募による選定・設計・施工までの流れについてお答えいたします。

今議会に上程しました一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会設置条例によりまして、9月中旬に民営化法人選考委員会を設置し、公募基準・公募方法等を協議し、11月中旬に決定いたします。12月上旬に事業者の公募、下旬に締め切り、1月にプロポーザルを実施し、2月上旬には事業者の決定をしたいと考えております。そして、来年の7月、決定事業者による施工業者選定、8月着工、再来年の2月完成、再来年の4月認定こども園の開園を目指しております。今後このスケジュールに沿った実施に向けまして、県の指導を十分に仰ぎながら進めてまいります。

2点目の、運営主体となる事業者があらわれなかった場合の対応策についてでございますが、公募に当たりましては、事業者があらわれないことがないように、引き続き先進地の視察や事業者への周知など、十分な準備を進めていきたいと考えておりますが、そうなってしまった場合には、募集範囲を拡大、また募集要領の見直しを行い、再度の募集を行います。それでも万が一事業者がいない場合は、社会福祉協議会と協議しながら、早期の着工を目指します。

なお、社会福祉協議会には、今までも情報提供はしてはしておりましたが、先週具体的な社会福祉協議会での実施についての検討について依頼したところでございます。

3点目の、社会福祉協議会の運営による形態の案について、ほとんどされていないのはなぜかということでございますが、社会福祉法人の保育所建設及び運営には、国・県・町からの補助金がありますが、総事業費の4分の1以上は事業者の負担が必要となります。さらに、当面二、三カ月分の運営を賄えるだけの資力も必要となります。そのため、現在町がその運営費を補助している社会福祉協議会での実施については、町のさらなる負担も当然ふえてくることが想定され、町としては社会福祉協議会による民営化の優先順位は低く、仮に民営化の応募がなかった場合の検討の一つとして考えておりましたので、具体的な社会福祉協議会での実施検討までは至っておりませんでした。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 答弁いただきましたけれども、この計画を進めるに当たりまして、当面東浪見のこども園、仮称ですが、これについてなんですけれども、東浪見のこども園の実情、あるいは今後の想定を考えますと、今現在の通園者が東浪見小学校へほとんど上がるという点、あるいはその区域の児童の人口の将来的な予測が必ずしも定員を満たすかどうかという点が不明であるということ、また、この人口に関しては、今後の人口減少により児童全体の人口も減っていく。一宮はその辺の影響が受けにくいということですが、その魅力の大きなものとして、交通の便のよさ、あるいはサーフィンを含めた自然環境、こういったところが大きなものとされていますけれども、それ自体も全体的な人口減少によって、交通の便がどれだけ保障されていくのかというところが、やはり不透明なところが非常に大きいわけです。また、自然環境の問題も、これまでの午前中の質問の中にもございましたが、実際には、改善される見込みというのが非常に難しいということで、この魅力もどれだけ維持できるかというのが難しい問題でもあると思います。

そうした点から、やはり人口減少という部分の影響は当然大きく受けざるを得なくなるのではないかと。また、東浪見の場合には、利用者の、保護者のご要望の中には、やはり津波への不安というところがございまして、高台への移転ではないというイメージの部分での悪さということをおっしゃる方が、住民説明会の中でもいらっしゃいました。また、さらに一宮こども園がその後に計画されていますが、これは高台へ移転するというような計画がありますから、そうしますと、これとの競争というのがどうしても出てくる。また、それぞれの定員の規模の違い、これが競争をさらに加速させるということも考えられます。

そうしたことを考えていきますと、東浪見こども園の場合には、民間の事業者という立場に立ってみますと、非常に先行きを考えて運営しづらいというようなのが出てくるというふうになりますので、これは手を挙げにくいものではないか、確率として非常にその辺のところが高いのではないかというふうに考えられます。

そこで、先ほどの①に関しまして、スケジュールを示していただいたんですけども、逆にスケジュールばかりが先行して、民営化ということに関しての比較検討や、その背景にある、今申し上げたような条件、これが十分に検討されて示されない、そういうままで民営化で行きますというような進め方をしているようにしか見受けられないんですけども、この中には民間の事業者、あるいは先ほどありました社協での運営、その他の公営の場合という点での比較、メリット・デメリットあるいは運営上の問題だとか、そういった事例について、特に建設費だとか運営費についての比較がはっきり出されていないんですね。ただ、この建設費に関しては、私の記憶違いも実はございまして、担当課と話をしている中で、2月の全体会の中では、社協での運営に関しては、建設費については明示してございますということでしたので、これも現在の実情にあわせてはっきりさせて、ほかの運営形態ともあわせて比較していただかなければ、本来正しい選択ができないのではないかと思います。

そこで、この建設費や運営費、特に運営費とかの比較というのを今簡単に示していただけるようなものであれば、提示してほしいと思います。

さらに、②の部分ですが、計画を練り直して再度の募集も考えるケースもあり得るということですけども、建設そのものを急がなければならない東浪見こども園の場合には、むしろ最初から社協による運営、あるいは先ほど鶴岡議員のおっしゃったような選択肢、こういったものにむしろシフトして、町の肝入りでの経営ということになりますが、そういう形で進めるという形にしたほうが確実に、妥当な方法ではないかというふうに考えますが、これに対してどのような問題が考えられるのかという点、それから、こういったことについてこれまで検討してこなかった、これまで全然検討してこなかったのかという点、それから、さらにあえて東浪見を民間での事業者で押すということは、それなりに事業者の見込みがあるから、そういう前提の計画であるのかどうかということについてお伺いしたいんですが、2番については、以上です。

また、③につきましては、社会福祉協議会の運営という案が春までの時点ではございました。で、これが民間事業者というふうに話が突然変わっていたとしか我々には見えません。この考え方が突然シフトしたということについての説明がどうしてないのかということ

について、答えていただけていないんですが、その点について。

4点ほどありましたが、お答えいただきたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） まず、1番目の再質問なんですけれども、先ほど話しましたけれども、建設費につきましては、2月と8月の全体会議で説明させていただきました。もう一度繰り返しますけれども、まず民営化ということはどういうことかと申し上げますと、この前ちょっとお話ししましたけれども、愛光さん、そして東浪見さん、そして一宮と3園を、元の保育所も入れてですけれども、総事業費を約11億9,286万円ということでこの前ご説明させていただきました。これは町が全て、従来のような町が設置する保育所であればこれだけのお金がかかるということでございますけれども、これがさっきも言いましたように、いわゆる社会福祉法人なりそういった民間の方にお問い合わせできた場合には、1億8,400万ということで、約6分の1でそれを建てることができるというのがございます。

これは後でお話しいたしますけれども、今回の子育て支援の場合につきましては、背景に日本の少子化がございます。その少子化を防ぐためには、要するに出産から育児、そしてその教育に至るまで、要するに切れ目のない支援策が必要だということで、今回子育て支援が出ているわけでございます。ですから、保育所だけではなくて、例えば学童保育とか放課後教室とか、あるいはそういった子ども医療費の助成とか、そういったものを切れ目なく手厚い支援をしていかなければ、現在の状況は克服できないわけです。

ですから、こういうものを考えますと、やっぱり町の財源がなければこういった施策はできないわけですし、町の負担を軽減して、子供の環境をよくしていくというのはどうしても必要だということで、保育所の民営化については避けられないだろうということを2月の議員全体会議の中で、それとこの前8月の中では試算してご説明させていただきました。

運営費につきましては、町の保育所整備基本計画策定委員会の検討の過程では、当初24年時点における、各保育所の私立での試算とか、2園統合のときの運営費、あるいは3園統合時の試算を行ってございましたけれども、議員の皆様方にはお示ししておりません。今後、具体的な事業実施を見据えて、直近での民間事業者あるいは社会福祉協議会での建設費、運営費について試算をお示ししたいと考えております。

それから、2番目のさっきの東浪見の保育所についてのお話がありました。確かに東浪見の場合は、規模が小さいとか、そういう問題があって、民間、社会福祉法人が手を挙げにく

いんじゃないかということで、それであれば、最初から社会福祉法人のほうで進めたほうが妥当ではないかということでございます。先ほど担当課長から話しましたが、社会福祉協議会で実施した場合には、町の財政負担がやはりかなり出てまいりますので、できるならば志が高く、しっかりとした経営能力を持った社会福祉法人が手を挙げていただければ一番いいわけですが、そうでない場合については、社会福祉協議会ということで考えておりました。

今、議員も指摘したとおり、民間事業者からの公募がなかった場合どうなのかということでございますけれども、一つは、その後状況の変化がございまして、現在東京オリンピックの問題もありまして、非常に建設費が高騰化しております。建設費が高騰している関係で民間の事業者が手を挙げにくくなった状況は一つ出てございます。

もう一つは、先ほど議員からご指摘がありましたとおり、スケジュール的にかなりタイトなスケジュールでございまして、手が挙がらなかった場合、それから検討してはやはり遅くなります。そういうことで、挙がらなかった場合も4月オープンに支障のないように準備を進めていくということで、先週社会福祉協議会のほうに、その具体的な検討をお願いしたというわけでございます。

この議会終了後、町の担当者と社会福祉協議会で実際に社会福祉協議会が運営しております大磯町のほうを視察して、具体的にどういったスキームがあるのか、具体的に早急に検討して、そういうことがあっても、この28年4月オープンには支障のないような形で対応していきたいと考えております。

それから、社会福祉協議会について説明がないのはなぜかということでございますけれども、先ほどご説明いたしましたけれども、社会福祉協議会で建設した場合と、それから社会福祉協議会以外の社会福祉法人が建設した場合についての試算については、2月の議員全体会議で説明させていただきました。例えば、東浪見のこども園で考えますと、これはこの前2月の議会で説明した資料に載っておりますけれども、施設整備事業で約4億700万円かかるんですけども、この場合、東浪見こども園の場合、民間の社会福祉法人が運営した場合には、町の補助金は2,550万円でございます。ただしこれが社会福祉協議会がもし行った場合には、町の補助金は1億4,225万円となります。そして、事業主負担というのがございますので、これは社会福祉協議会が1億175万円負担するわけでございますけれども、先ほどお話ししましたように、社会福祉協議会というのは町の補助金を支出して運営しておりますので、当然この事業主負担については何らかの形で町が面倒見なければならないという形に

なる。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

藤乗議員、どうですか。どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 1点だけ、具体的な事業者が見込みがあるのかどうか。

○議長（森 佐衛君） 玉川町長、お願いします。

○町長（玉川孫一郎君） なお、民営化の事業者については、数件の事業者からの照会は来ているところでございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁終わりました。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） それでは、以降の項目の中で、あわせてお聞きしていきたいと思えます。

次に、④ですが、今までのご説明を聞いてもそうなんですけれども、計画を進めると、この計画の本体の中には一切明記されていませんし、説明にはされていないんですけれども、コストが最も重要と、これが計画進行の基準とされているように見えると、そういう内容です。民営化によるメリットやデメリット、その場合の事例の実際の運営状況、成功した例も失敗した例も本来あると思います。そういった部分に関しての調査、分析とか比較検討、一宮と照らし合わせてということですね。それについての説明がないために、我々から見ますと、こうした準備が全く不十分ではないかというふうにはしか見えないんですけれども、それらの点はどうか。また、これまでの調査検討の経緯についてもお伺いします。

○議長（森 佐衛君） 答弁求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの藤乗議員の質問にお答えいたします。

計画に対する準備が不十分な点、及び調査検討のこれまでの経緯についてお答えいたします。

保育所整備基本計画は、今後町が保育所整備を進めていくに当たり、計画がなければ用地取得等が提案できないものですので、方針を示すために策定いたしました。今後一切変更しないということではありません。計画を進めていく中で、必要な調査研究を今後も行なってまいります。また、進捗状況等、随時報告しながら、議員、住民の皆様からいただくご意見について、直すべきところは直しながら、よりよいものをつくっていきたいと考えております。

次に、調査検討のこれまでの経緯ということですが、民営化した先進地としまして、新潟県の三条市、群馬県の桐生市、そして子ども・子育て会議委員で睦沢町こども園の視察を行い、参考にしながら計画をつくってまいりました。その後、町保育所整備基本計画策定委員会の中で視察の報告、町内児童数の見込みをもとに、将来的な町内保育施設の整備規模、施設整備の優先順位と内容、社会福祉法人、私立事業者と社会福祉協議会による民営化での事業実施時の町負担等の試算や、中期的な町の財政状況の試算による公立での事業負担について協議を行ってまいりました。今後も、県の指導を仰ぎながら、先進地視察を実施しまして、調査検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 答弁いただきましたけれども、これまでのお答えの中では、まず最初に進める東浪見については、スケジュールに極力合わせて進めていきたい。ところが、それにもかかわらず、今のお答えの中では、今から整備の問題点その他について調査して検討していきたいと。これは間に合わないことになってしまいますので、非常に矛盾した答えということになるわけですね。

この原因は、本来、先ほどの答弁の中に、これから随時報告をしながらというのがございましたが、この民営化にいつかじを切ったのかと、その理由、根拠は何なのかというのが随時報告されていない。それでどうなのかという提案をされていないという現実があったからだと思います。ですから、今回の選考委員会の条例ございますが、本来は、この民営化がどうして必要なのか、いいのかどうかということについて是非をきちんと根拠も含めて説明していただいた上で、議会のほうでもはっきりする場がなければいけないというふうに考えます。

私としましては、そういうわけで、この条例を提出する、今提出するということが自体は順番が本来あるべきものとは違うので、条例そのものに反対ではございます。ただ、この東浪見から順を追って進めていくという計画はできるだけ速やかにやっていただきたいという気持ちは変わらないんですけれども、その辺の手順を間違えられてはいけないなというふうに思っております。

今のお答えの中で、お聞きした中では、これから検討しますということなんですが、民営化そのものも場合によっては見直すということも含めるのかどうか。先ほどの町長のお答え

の中では、恐らくそうではないだろうというふうに思いますが、その辺のところでは。これまで挙げたような問題点とかにも回答がはっきりと寄せられてきていない、返されてきていないという問題点もありますので、まず最初に調査準備をして、それなりの専従のチームをつくってという案がございましたので、真っ先に立ち上げて進めていただきたいと思います。

そこで、再質問1点目としまして、民間による経営に任せたということになったとします。そこで、問題を抱える事例もあるというふうにお聞きしますが、これは鶴岡議員と幾つか視察や聞き取りに伺った中でお聞きしたものですけれども、それらについて手元である程度わかるようなものがありましたら、どのようなケースであるのか、ご説明いただければお願いしたいと思います。こうしたものこそ、民営化にかじを切るための最も重要なデータではないかというふうに考えますので、条例をつくる前に、本来必要不可欠なものであらうと思います。

また、これまでもそうでしたが、桐生市、三条市という例がたびたび挙げられますけれども、議会でも視察に一緒に行った場ですね、桐生市は。そこで、ここでの運営は社会福祉協議会で運営しているという例を視察するということでした。ただし、桐生市の場合には一宮町の場合と違いまして、自治体の規模がまず大きいです。保育所・幼稚園も多様な運営形態のものがございます、こども園も含めてですね。運営形態も多様で、公立、社協による運営、民間事業者による運営という、運営形態も多様なわけですね。児童数の点でも分母が大きいわけですね。つまりそうした事情を考えますと、一宮の参考例にはならないということなんですね。

参考例にはならない、私の感触ではまさにそうなんですけれども、それを非常に重要な参考例とされるには無理があるんじゃないかと思います。私は、むしろ桐生市が参考例になるとすれば、これは唯一行政改革の手法としてうまくいっている。要するにコストカットすることにうまくいっているという事例だというふうに考えられるんじゃないかと思います。そうしますと、桐生市を参考ということは、この行政改革の手法として桐生市を参考にするという意味だというふうに私は考えるわけですね。

これまでの町長のお話の中でも、財政的などということが出てきておりますし、いろんな説明の中でもそれが出てきております。ということであれば、むしろその財政改革、今後の財政面がまずベースになっているということを示して、まずこの基本計画のさらにベースにあるものとして示していただくのが本来の筋ではないかと思います。その上で、今後の状況を年次を追って提示していただくと、いろんなケースを含めてですね。それ

がなければ、ただこの基本計画の中にコストの部分は載っていないけれども、これでどうですかというのはおかしいと思いますね。本来的にコストの面を重視してということであれば、スタート地点が変わってきますので、コストは重視するんだけど、でも質は落とさないためにはどうしたらいいのかということを生懸命考える、そういうスタートの仕方になると思います。むしろそうでなければいけないと思いますね。

そうしたことにつきまして、町長としてどのようにこの財政面をお考えになられるかということをもう一度、2点目としてお聞きします。

○議長（森 佐衛君） お答え願います。

玉川町長、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 今の指摘は大変に正しい指摘だと思いますけれども、正直に申し上げて、桐生の場合は確におっしゃっているとおり、行政改革が狙いなんです。要するに運営費のコストカットなんです。それに成功したということでございますけれども、私が桐生市を視察した目的はそうではございません。あくまでも建物を建てなくちゃいけない、早急に建てなくちゃいけない。しかし町の100%建設は難しいという中で、国と県の補助金を使って建てるしか、はっきり言って方策がないということで、その町と其中で考えたわけでございます。

確かに桐生の場合は、そういう点でいうと事例としては余り適切な事例ではないと思います。ですから、むしろ逆に言えば、今回、先ほど議会終了後に視察させていただきます大洗の場合は、いわゆる建設の関係で町が建てた事例でございますので、そちらのほうを早急に見て、視察させていただきたいと考えております。

もちろん、行政改革で、これはいわゆる一般的には社会福祉法人のほうお任せしたほうが運営関係のコストカットを図れるというのは通説でございますけれども、私はそれを目的化してそれを進めているわけではございません。あくまでも今ある町の財源の中で、一日も早く子供たちに老朽化した建物を直してあげたい。あるいは津波の不安のない高台に引っ越しをさせてあげたい、あるいは幼稚園のない町に幼稚園のそういった機能をあわせ持った認定こども園をつくっていきたいということで考えて、この民営化を進めてきたということでございます。もちろん、これから具体的に運営費についても詰めていきますので、運営費がどうなるのか、これについては当然皆さん方にお示しをして、一緒に考えさせていただきたいと思っています。

それから、民営化について見直すのかということでございますけれども、先ほど民営化の

中には民間の社会福祉法人だけではなくて、一宮町の社会福祉協議会も入りますし、先ほど鶴岡議員から提案がありました、新しい形をつくってということも当然入ってきます。それも含めて民営化というのを考えております。ですから、あくまでもいわゆる純粋な民間の事業者が手を挙げなかった場合、手を挙げてもこれに任せられないという場合については、最終的に町から社会福祉協議会のほうにお願いしようということは、当初からこれは考えておりましたので、民営化という線を見直す気持ちはございません。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。先に進んでください。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） わかりました。

もう一つ、今のご説明を聞いた中では、民間による経営に任せたことでの問題点、事例というのは、まだこれからということになると考えてよろしいんですね。わかりました。

⑤にあります理念の点についてなんですが、この計画を進めるに当たって、最も重要なものというのは、目的と方針というよりも、どういう子供を育てたいかと、一宮町として。保育、子育てへの一宮町としての基本理念という部分が最も重要だと私は考えるんですけども、この計画の中では、それについて全く触れていません。ゴールを示すところがない、そういうところで公募をして、何を基準にして選考を進めるのかという部分が非常に疑問なわけですね。これから選考委員会で決めますというのは、後づけの理由になってしまいますので、これは本末転倒ではないかというふうに考えます。

計画を急ぐという点で、見ばえはいいけれども、実態は経営だけが先行するような事業者をよしとする形になりはしないか。これは鶴岡議員が危惧されたことと全く同様です。これらの点につきまして、どのような考えに基づいて進めるのかということを町長の思いというかお考え、その辺のところも含めてお伺いします。

○議長（森 佐衛君） お答え願います。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 今回、平成24年8月に成立いたしました子ども支援法によります、子ども新制度がスタートしたということで、それを受けて考えているわけでございますけれども、この子ども・子育て支援法によりますと、第1条に目的が明記されております。この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とす

る。これは先ほどお話し申し上げましたけれども、やはり背景に急速な少子化というものがございませう。

大都市においては、待機児童という問題が出ております。また、地方においては、児童が少なく保育所の運営が難しくなっているという事情がございませう。そういう中で、今までのような保育所と幼稚園という、今までの2つの軸を核にした子育て支援だけでは、なかなかいわゆるそれが対応できないという中で、切れ目のない、要するに出産から育児、そして教育、そして福祉という切れ目のない支援を実施しなければ、こういった現状をなかなか打破できないということで、今度の新制度がスタートしたというふうに私は考えております。

町の今回の施設整備の目的には、確かに施設の老朽化とか、慢性的な定員超過ということが前面に出ておりますけれども、この目的だけではなくて、未来を担う子供たちの健やかな成長のために、保育の質的な充実を図ることが基本的な目的でございませう。これは、乳幼児期が人生の土台をつくる最も重要な時期でございまして、その後の小学校だけではなくて、大人になる過程全体にとっても、質の高い保育と幼児教育を行うことがしっかりとした基盤形成になるということが、今明らかになっております。

住む地域によって、あるいは親が働いているかどうかによって、保育を受けられる子が出てくるとか、受けられない子が出てくる、あるいは幼児教育を受けられるとか受けられないとか、そういうことがあったとしたら、これは大変大きな問題ではないかと考えております。

現に一宮町の場合は、幼稚園がないために、毎年30名前後の児童が他市町村の幼稚園に通っております。また一宮学園の児童も児童養護施設と保育所がともに厚生労働省の管轄だということから、これは二重措置だという理由で、一宮の保育所に通うことができないため、毎年10名前後が茂原市の幼稚園に通園しております。一宮の小学校に通うことを考えますと、町内保育所の児童と集団生活を送って、小学校の入学をスムーズに行えるよう配慮する必要がございませう。町の中に認定こども園ができれば、このような問題も解決するわけでございませう。

保育を受けられない子供をなくして、どの子供もその地域の施設に通うことができ、そしてそこから子育て支援はもちろん、充実した保育や幼児教育を受けられるように、新しい時代に対応した環境を準備、整備していきたいというのが、私の基本的な考えでございませう。ちなみに、平成24年に策定しました町の総合計画には、子育ての基本方針として、元気な子供の声が聞こえる町を実現するために、次世代を担う子供たちが地域との密接なつながりの中で、のびのびと健やかに育ち、安心して子育てができるような環境づくりを進めていくと

明記されております。

私は、子供たちが日本の将来を担う一番の宝でございますから、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していけるような社会を目指して、養育、そして保育、そして教育、福祉と切れ目のない支援を実施する必要があると考えて、今回の整備計画を進めております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） ただいまお答えいただきましたが、子ども・子育て支援法での基本理念ということについてちょっと触れられましたけれども、この中では、おっしゃられたように良質かつ適切なものでなければならないという点、それから地域の実情に応じて総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならないともございます。その中で、今お答えいただいた中では、例えば一宮学園の実情とか、茂原などの幼稚園に通っているお子さんがいらっしゃるという実情ということをおっしゃられましたけれども、これが一宮の実情というものの、本当に代表的なものなのかどうなのかということが、私たちはちょっと十分ではないんじゃないかというふうに思います。

そこで、この支援法の基本理念の趣旨に基づいて進めたいというお考えだというふうに解釈しますが、それであるならば、一宮町の実情ということをもっときちんと深く分析していただくということをしていただかなければならないと思います。それで初めて良質かつ適切なものという方向に進めるんじゃないかと思います。それに基づいて、例えば民営化が今の町の実情、経済的な部分含めて、それで正しい選択肢であるか否かということも含めて調査していただく。さらに、そのためには本来的にどういうことが必要なのかということを検討していくという必要があると思います。

そこで、そうした検討を進めるというような、これまでのお答えだとお聞きしましたので、今後どのような場をもって、こうした事柄について検討していくのかということについてお伺いしたいんですね。例えば、選考委員会というのは本来の意味からすれば、民営化の事業者を選考する目的ですので、ここでその民間の事業者を選定するという以前の問題について検討するというのは、目的とはふさわしくないと思います。これは、昨年子ども・育て会議での進行の時点で申し上げましたが、子ども・子育て会議の本来の役目とは違うんじゃないかという意見が出されましたね。それと同じことをしてしまうことになりかねないというこ

とです。目的にふさわしい検討する場というのをきちんとつくっていただいて、それを公開していただくという必要があると思います。その辺のところを間違えないで進めていただきたいと思うんですが、どういうふうに考えますでしょうか。

○議長（森 佐衛君） お答え願います。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） これにつきましては、先ほど午前中の中で話が出たと思うんですけども、子ども・子育て会議の中でその子供についてどうされているのかということを検討する会議でございますので、その中でやはりご意見聞きながら進めていきたいなと思っております。そして、そういう意見も踏まえた上で、先ほど午前中に鶴岡議員にお話しいたしましたけれども、町の基本的ないわゆる保育方針というものをガイドラインという形で選考委員会に示して、それに基づいて選考基準とか、それに基づいて選考してもらおうという形を今考えております。

○議長（森 佐衛君） わかりました。

藤乗議員。

○4番（藤乗一由君） それでは、意見としてまとめて申し上げさせていただきたいと思えます。

○議長（森 佐衛君） はい、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） これまで東浪見こども園に関する部分、その後の計画の部分、あるいはそれ以前の土台になるものについての部分ということで、さまざまな問題点もこれまであったのではないかとすることは、了解していただけていると思います。よろしいですかね。そういった問題点について、これまでの轍を踏まないということを前提として、手続上の問題が、例えばきちんと報告をして確認していくという、お互いつくり上げていく立場ですから、そういう手続上の問題がないように進めていただかなければいけない。

もう一つは、民営化だとまず言ったからには民営化しか考えないというような視点ですね、まず広く見て、本当にそれでいいのかと、民営化したいんだけど、本当にそれでいいのかというところから考えるという、視野を広くしていただくというのがなければいけないと思います。そういった点に十分注意しながら進めていただけるようお願いいたします。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

小中学校給食のアレルギー対策、調理現場の実態、問題点、今後の対応についてお伺いいたします。

先日、一宮小学校の給食調理室の視察をさせていただきました。有志の議員の皆様と一緒に見学させていただきましたが、学校の現場ではさまざまな形で給食をめぐる問題や事故がないように、防止の努力をしていらっしゃるということを直接見ることができました。これは毎日のことなので、例えばそれによって事故や食中毒、そういったことがあった場合には、これは自然災害、地震だとか津波だとか、そういったものよりももっとずっと確率が高いものになってしまうという不安があります。

ところが、見学させていただきますと、調理室自体の老朽化、あるいは各種の器具・機材を必要としているために、現在非常に手狭になっているという点、それから、食物アレルギーによるお子さんへの対応というために、除去食というのをしていらっしゃるわけですが、これに手を割くために人手が不足するケースがある。それによって、場合によっては安全が確保できないということも不安材料としてある。

そこで、まず第一に安全を考えた環境づくりを進めてほしいわけですが、ちなみに、ここで幾つかややこしい言葉も出てきますので、先に簡単に説明させていただきます。

食物アレルギーは、本来食品ですから、問題がないはずなんですけれども、これが原因となってアレルギー反応を起こす症状のことで、中にはアナフィラキシーと呼ばれる急性の過敏性のアレルギーを起こすというケースがあります。軽いものでは発疹や発熱とかですが、重篤な場合には呼吸困難で死に至るというケースもございます。そのために、アレルギーの原因物質になるような食品を取り除いて、給食の現場ではそれと同等の栄養価のものを使うという食事療法を除去食というふうに言っているそうです。

食物アレルギーの対象となるものとしては、普通表示義務とされているのは、小麦だとか卵、エビ、カニ、そういったものがあります。そばだとか落花生、牛乳とかというものもあります。中にはメロン、スイカ、イチゴ、こういったものがアレルギーの対象食品になっているというお子さんもいます。近年、アレルギー患者数の増加や原因食品が多様化することによって、子供の食物アレルギーが増加しています。それに伴って、小中学校の給食の現場では、アレルギーの生徒への対応にかなり労力が割かれている現状です。過去には、平成24年12月に調布市の小学校での給食食材によるアナフィラキシーによる死亡事故例、これもございました。

そこで、一宮町での実態についてお伺いします。また、学校給食の現場での食の安全に向けた調理員の確保や施設設備の面での十分な配慮がなされているのか、現状と問題点、それから今後の対応についてお伺いいたします。お願いします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町田教育長、どうぞ。

○教育長（町田義昭君） 小中学校給食のアレルギー対策、それから調理現場の実態ということでお答え申し上げます。

学校給食における児童生徒の食物アレルギーへの対応につきましては、基本的には文部科学省監修の学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン、それから県教育委員会が作成した学校給食における食物アレルギー対応の手引き、この2つに基づきまして、各小中学校において、これは本当に特段の留意のもとに実施しているところでございます。この一環として、職員にはエピペンの取り扱い講習を昨年度実施しております。

エピペンと申しますのは、先ほど説明もありましたようなショック症状を起こしたときに、自分でここに注射を打つという、そういう器具でございますが、それを子供がショック症状を起こしてしまったときに職員が打つというようなことでの講習ということでございます。現在、一宮小学校で2名エピペンを持っている児童が現実でございます。今後も、食物アレルギー事故を防止するために、学校そして主治医、保護者が連携して、児童生徒個々の状況に応じまして、適切に対応する必要があると考えておるところでございます。

現状ですが、7月1日現在、我が町の小中学校における食物アレルギー対応児童でございますが、東浪見小学校で1名、一宮小学校で8名、一宮中学校で3名、合計12名でございます。これらの児童生徒たちには除去食、または代替食で対応しているところでございます。

次に、学校給食現場の現状と問題点、今後の対応についてお答え申し上げます。

食物アレルギー対応のための除去食については、現状では除去に必要なメニュー、このメニューの担当調理員が除去食もつくっているというような対応でございます。ただ現状では、一宮小学校においては、児童生徒が昨年度3名から8名にふえているということで、この除去食についてのかかなりの労力が費やされているということでございます。また、来年度はさらに保育所から2名のアレルギー対応が必要な児童が入学してくるという情報も入っているところから、今後の対応といたしまして、事故防止のためのアレルギー対応食の担当をこの人がアレルギー対応食の担当だよということで決めて、除去食をつくるということが望ましいということから、調理員の増員をすぐにでも行いたいというふうに考えているところでございます。

また、施設設備につきましては、文部科学省や保健所等の現場踏査がございました。これ

による改善の指導が行われておりますが、その指導を受けて、平成24年度に各給食室の改善計画を立てまして、優先順位を決めて改善を行ってきているところでございます。これらの取り組みにより、安全で安心な学校給食を提供してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 早速の人員配置についての対応は、募集を今広報でされているのを聞きましてわかりました。ありがとうございます。

ただ、先ほど申し上げたように、施設設備の問題というのがまだ重要な問題として残っていると思います。この辺は、すぐというわけにはいかないと思いますが、どういう形でか、まずは計画をきちんと練っていくということで、なるべく早くに対応していただけるようなことをご検討いただきたいと思いますが、何らかの見積もり等あるようでしたら、町長のほうからいかがでしょうか。お願いできれば。

○議長（森 佐衛君） お答え願います。

町田教育長、どうぞ。

○教育長（町田義昭君） 町長お答えにくいような内容でございますので、私のほうから答えさせていただきますが、確かに3つの学校の給食施設及び設備というのは、かなり老朽化しております。一番子供が多かったときの給食室の広さと全く同じわけなんですけど、しかしながら、それでも例えば一宮小学校なんかは、かなり狭い空間で給食をつくっているということでございます。問題は、昔と違いまして、非常に規制が厳しくなって、汚染地域と非汚染地域をはっきり区別しなさいというような指導も受けております。

そういうようなことで、現状であれをすぐに建て直すということはなかなか不可能なことでございますので、当面は指導を受けて逐一、今年度もトイレの改修やいろんなことをやっておりますが、できるだけ早く指導に従った施設設備の改善ということを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（森 佐衛君） 答弁終わりました。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） それでは、極力早く対応できるような形で進めていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第6、承認第1号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第3次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、どうぞ。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの1ページをお願いいたします。

承認第1号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第3次）の専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成26年度一宮町一般会計補正予算（第3次）を次のとおり専決処分に付したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。

平成26年度一宮町一般会計補正予算（第3次）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ356万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,185万1,000円とするものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

初めに、歳出につきましてご説明をいたします。

8ページの2款総務費、7款土木費につきましては、9ページの説明欄により説明をさせていただきます。

それでは、9ページの新庁舎建設事業の75万6,000円は、新庁舎建設に伴う駐車場などの整備を行うため、町民憲章を移設した工事費です。

その下の道路維持管理費の252万9,000円は、6月7日の大雨により、町道等の9カ所で崩落があり、土砂を撤去した工事費です。

霊園維持管理事業の27万5,000円は、これも6月7日の大雨により、宮の森霊園内の排水ます陥没に伴う補修した工事費です。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

歳入につきましては、庁舎建設基金繰入金金の75万6,000円と前年度繰越金の280万4,000円

でございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第6、承認第1号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第3次）の専決処分につき、承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第7、決算認定を上程いたします。

認定第1号 平成25年度一宮町一般会計歳入歳出決算に認定について、認定第2号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成25年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

なお、説明者に申し上げます。本認定案については、事前に決算書及び決算説明資料が配付されており、決算書の備考欄には詳細な説明が記載されておりますので、説明は簡潔をお願いいたします。

それでは、認定第1号から認定第5号までの説明を求めます。認定第1号、お願いいたします。

峰島総務課長、どうぞ。

○総務課長（峰島 清君） 認定第1号 平成25年度一宮町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成25年度決算につきましては、役場庁舎の建設や国の補正予算を積極的に活用し、下の原通り町道1-10号線の歩道整備や一宮小学校の屋内運動場耐震改修など、大型公共事業が要因となり、過去最大の決算規模でございます。

それでは、お手元にお配りしております、平成25年度一宮町決算資料をごらんいただきたいと思っております。こちらのほうですね。

決算資料の青い見出しが一番上のほうにあると思っておりますが、青い見出しに書かれました2ページをお開きいただきたいと思っております。こちらに青い見出しがありますけれども、その2ページをお開きいただきたいと思っております。

それでは、こちらは一般会計の歳入の状況になりますが、一番下の欄をごらんいただきたいと思っております。

歳入の収入済額は、合計で53億9,857万円、前年度と比べますと、これは右から2番目になります。12億1,078万9,000円、その隣の右の28.9%の増でございます。

次のページ、一般会計3、ごらんいただきたいと思っております。

申しわけございませんが、ここで1カ所訂正をお願いしたいと思っております。右から2列目の一番下になりますが、122万5,089という数字がございまして、この数字を122万5,614ということで訂正をお願いいたします。122万5,614でございます。

こちらの表は、歳出の状況になりますが、こちら一番下の欄をごらんいただきたいと思っておりますが、支出済額の合計は51億6,817万6,000円、前年度に比べ12億2,561万4,000円、31.1%の増加でございます。

続きまして、黄色い冊子の決算書、こちらの254ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ということで、歳入総額から歳出総額を差し引いた額は2億3,039万4,000円で、ここから町道1-2号線など、細田堰の災害復旧事業などの繰越明許しました事業の財源を差し引いた実質収支額が、下から2番目に出ておりますが、2億2,117万5,000円でございます。

続きまして、決算書の4ページをお願いいたします。

歳入のうち主なものを説明させていただきます。

1 款の町税は、歳入の25%を占め、財源の柱であります。東日本大震災の影響も和らぎ、新築家屋数が増加したことで、固定資産税が増収になるなど、前年度に比べ1.1%増加の13億5,180万9,057円でございます。

8 款の自動車所得税交付金につきましては、前年度に比べ1,040万7,000円増加の2,956万2,000円でございます。こちらは平成26年4月から消費税が8%に増税されており、増税前の駆け込み需要で、自動車を購入する人が集中したことによる増収となったものでございます。

10 款の地方交付税は、歳入の23%を占め、前年度に比べ1,305万1,000円増加の12億4,312万1,000円となりました。これは普通交付税の算定項目に地域の実情に応じ、地域の元気づくり事業が積極的に進められるよう、国の施策により地域の元気づくり推進費が追加されたことによるものです。

次に、6 ページをお願いいたします。

14 款の国庫支出金につきましては、6 億3,521万5,027円の決算額となり、前年度に比べ142%、3 億7,272万5,000円と大幅な増加でございます。これは、国の経済対策により措置されました、地域の元気臨時交付金や社会資本整備総合交付金を積極的に活用したことによるものです。

17 款の寄附金につきましては、前年度と比べ2,914万8,000円増加の3,192万7,500円です。こちらは大塚 実会長からいただいた3,000万円の寄附が大きな要因で増収となっております。

18 款の繰入金につきましては、前年度に比べ5 億4,281万8,000円と、大幅な増加の5 億5,809万2,592円でございます。これは、庁舎建設事業に伴い、庁舎建設基金から5 億4,000万円を繰り入れたことが増収の大きな要因でございます。

次に、8 ページをお願いいたします。

21 款の町債になりますが、前年度から2 億5,180万円の増加の4 億7,090万円でございます。これは庁舎建設事業のほか、下の原通りの歩道整備事業、一宮小学校屋内運動場耐震改修事業の財源に地方債を発行したことが増収の要因でございます。

続きまして、歳出の主なところでございますが、10 ページをお願いいたします。

2 款の総務費につきましては、庁舎建設事業や今後の公共施設の改修などを見据えた公共施設整備基金積立が要因になり、前年度に比べ6 億4,744万4,000円増加の15億8,755万9,965円となりました。

3 款の民生費につきましては、障害者自立支援など社会保障費の増加により、前年度から 5,693万2,000円増加の10億633万4,012円でございます。

7 款の土木費につきましては、国の補正予算を活用しました、下の原通りの3.5キロに及ぶ歩道整備事業などが要因となり、前年度から 3 億1,563万6,000円増加の 5 億2,142万871円でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

9 款の教育費になりますが、一宮小学校における屋内運動場耐震改修事業により、前年度から 1 億3,672万4,000円増加の 3 億8,219万7,735円でございます。

最後に、決算書の402ページをごらんください。一番後ろになります。一番後ろのページをお願いいたします。

こちらに各基金の残高が載っております。25年度中に全体で、一番下に三角が出ておりますが、3 億3,858万3,000円減少し、残高が18億3,630万7,000円でございます。表の中段からやや下の保育所整備基金やその下の公共施設整備基金は、今後の保育所整備や公共施設の長寿命化に向けた改修などを見据え積み増ししておりますが、やはり上から 4 行目の庁舎建設基金の取り崩しが大きく、基金全体で減少となったものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

続きまして、認定第 2 号の説明を求めます。

大場税務住民課長お願いします。

○税務住民課長（大場雅彦君） 認定第 2 号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に認定についてご説明いたします。

決算書の258ページ、259ページをごらんいただきたいと思います。

まず、平成25年度の町国保事業の状況ですが、2,314世帯、4,181人が加入しておりまして、町全体に対しますと、世帯数で46.3%、被保険者数で見ますと33.5%の加入率となっております。

それでは、歳入からご説明いたします。

1 款国民健康保険税、こちらにつきましては、税率の改正及び徴収率の増により、収入済額でいいますと、対前年度比11.2%の増でございます。

3 款国庫支出金、こちらにつきましては、療養給付費等負担金の増によりまして、対前年度比10.8%の増でございます。

4款療養給付費等交付金でございますが、退職被保険者の医療費増によりまして、対前年度比3.5%の増でございます。

5款前期高齢者交付金でございますが、こちらにつきましては、65歳から74歳までの方の医療費に係る交付金で、対前年度比17.9%の増でございます。

6款県支出金ですが、財政調整交付金等の増により、対前年度比2.8%の増でございます。

7款共同事業交付金でございますが、高額な医療費の増によりまして、対前年度比19.6%の増でございます。

9款繰入金でございますが、一般会計からの繰入金としては、対前年度比2.6%の増でございます。また、国保の基金繰入金5,015万4,000円のうち、2,000万円を繰り入れたものでございます。

10款繰越金でございますが、前年度繰越金の全額4,287万1,268円を繰入金としましたが、対前年度比49%の減でございます。

次に、260ページをごらんいただきたいと思えます。

歳入合計といたしまして、予算現額15億5,533万4,000円に対しまして、調定額18億1,858万3,705円、収入済額15億8,412万9,177円、対前年度比8.1%の増でございます。

次に、262ページをごらんいただきたいと思えます。

歳出をご説明いたします。

まず、1款の総務費でございますが、職員3人分の人件費、運営事務費、保険税賦課徴収費等で対前年度比0.8%の増でございます。

2款保険給付費につきましては、医療に係る経費ですが、9億6,801万9,695円で、対前年度比5.5%の増でございます。

3款の後期高齢者支援金でございますが、対前年度比3.5%の増でございます。

6款の介護納付金につきましては、前年度並みでございます。

7款の共同事業拠出金でございますが、共同事業交付金と共同事業拠出金の相殺により、対前年度比2.5%の増でございます。

8款保健事業費でございますが、特定健診、特定保健指導に係る経費、人間ドック・脳ドック助成事業に経費で、特定健診の受診者は1,163人、受診率40%で、人間ドック・脳ドックは93件の助成をしております。

264ページをお開き願います。

歳出合計といたしまして、予算現額15億5,533万4,000円に対しまして、支出済額14億7,323

万2,895円、対前年度比3.5%の増でございます。

歳入歳出差引残額といたしまして1億1,089万6,282円となり、こちらが次年度への繰越金となりました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

続きまして、認定第3号の説明をお願いいたします。

高師福祉健康課長、お願いします。どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） 認定第3号 平成25年度一宮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

内容説明の前に、平成25年度町の介護保険事業の状況でございますが、65歳以上の第1号被保険者は3,669人、高齢化率は29.37%でございます。そのうち、介護保険認定者は578名で、15.8%となっております。

それでは、歳入からご説明をいたします。

決算書の308ページをお開きください。

1款の保険料、収入済額は平成24年度からの第5期事業計画の2カ年度目で、前年度対比4.2%の増となっております。

続きまして、4款の国庫支出金、5款の支払基金交付金、6款の県支出金につきましては、それぞれ保険給付に対する負担金でございます。

8款の繰入金は、前年度対比11.3%増となっております。これは、人件費、事務費、保険給付費の町の負担分でございます。

9款の繰越金は、前年度対比17.6%の増となっております。

続きまして、311ページをお開きください。

歳入合計は、収入済額9億9,007万5,383円で、前年度対比8%の増となっております。

続きまして歳出でございますが、312ページをお開きください。

1款の総務費は、人件費、事務費、介護認定審査会費が主なものでございます。前年度対比26%の増となっており、主な理由は人事異動によるものでございます。

2款の保険給付費は、保険給付に係る経費でございまして、前年度対比8.6%の増となっております。この保険給付費は歳出全体の92%を占めております。

3款の地域支援事業費は、介護予防に係る経費でございまして、前年度対比5.2%の増となっております。この事業は、健康教室などを開きまして、介護にならないように、また介

護の認定度が上がらないように事業を行っております。また、25年度より県の介護度重度化防止対策事業を実施し、推進員を育成し、身近な地域での介護予防教室を開催しております。

5款の諸支出金は、主に平成24年度の保険給付費の精算でございまして、返還したものでございます。

歳出合計は9億7,011万7,064円で、前年対比8.6%の増となっております。

歳入歳出差引額といたしまして1,995万8,319円で、次年度への繰越金となります。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

続きまして、認定第4号、説明願います。

大場税務住民課長、お願いします。どうぞ。

○税務住民課長（大場雅彦君） 認定第4号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の352ページをお開きいただきたいと思います。

まず、平成25年度末の状況ですが、被保険者数1,790人で、前年度と比べますと42人増となっております。

それでは、歳入からご説明いたします。

1款の後期高齢者医療保険料でございしますが、特別徴収、普通徴収合わせまして、前年度比収入済額で2%の減となっております。原因としましては、8.5割軽減の増加によるものでございます。

3款の繰入金でございしますが、2人分の人件費等の事務費繰入金と保険基盤安定繰入金でございします。対前年度比5.1%の増でございします。

歳入合計といたしまして、予算現額1億1,855万5,000円に対しまして、調定額1億1,747万1,376円、収入済額1億1,744万5,076円で、対前年度比0.4%の増でございします。

次に、354ページをお願いいたします。

歳出でございしますが、1款の総務費、2人分の人件費、運営事務費、賦課徴収費に要する経費でございします。こちらにつきましては、人事異動に伴う人件費の増により、対前年度比支出済額で9.6%の増でございします。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、保険料等の負担金、保険基盤安定制度負担金で、対前年度比0.9%の減でございします。

歳出合計といたしまして、予算現額1億1,855万5,000円、支出済額1億1,714万6,076円で、

対前年度比0.3%の増でございます。歳入歳出差引残額といたしまして29万9,000円となり、こちらにつきましては、次年度への繰越金となります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

続きまして、認定第5号の説明をお願いします。

小柳事業課長、お願いします。どうぞ。

○事業課長（小柳一郎君） お手元の資料、決算書382ページ、383ページをお願いいたします。

認定第5号 平成25年度の農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、歳入のほうから説明させていただきます。383ページの右側のほうで説明させていただきます。

まず、1款の分担金及び負担金ですけれども、390万円、これにつきましては、新規の加入金でございます。原地区2件65万円です。北部地区1件で65万円、原地区は65万円掛ける2件です。それと、東浪見地区でローソンが195万円ということで、合計390万円でございます。

続きまして、使用料及び手数料、2款です。これにつきましては、25年度の使用料、収入済額3,491万4,297円、収入未済額で1,445万9,088円は、これは滞納額でございます。今後でできるだけ回収をしてまいりたいと思います。

3款の県支出金、これにつきましては、1項で県補助金となっております。これは国の補助金で県を通じていただいたものでございますけれども、内容につきましては、3機場の機能診断ということで、もう老朽化している機場を今後修繕をどこをどのようにしていくのか、どこを直さなければいけないのかという診断を国からの補助金で行いました。全額国の補助金でございます。1,088万8,500円となっております。

次のページをお願いしたいと思います。384ページ、385ページです。

繰入金とありますが、一般会計繰入金あります。6,082万5,000円となっておりますが、このうち5,558万8,680円、これにつきましては返済金でございます。集落排水事業では、町は20%補助をつけました。全額出せませんでしたので、借り入れして毎年返還するものでございます。なお、523万6,320円という差額が、今回25年度の集落排水の赤字分でございます。

6款の繰越金168万5,888円。

歳入合計1億1,222万2,379円でございます。

次のページ、386ページをお願いします。

歳出の部でございます。

総務費のほうから入りますけれども、ここでは金額は例年どおりですけれども、特別なところだけ説明させてもらいたいと思います。

387ページのやや右側のちょっと下です。農業集落排水機能診断等業務委託料と書いてあります。先ほど説明した1,088万8,500円ですが、土地改良連合会のほうに委託した金額でございます。

それから、一番下の27公課費とありますが、128万3,000円というのが消費税でございます。24年度分の支払いを4年間の平均で行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

原地区の施設管理費で、合計1,403万441円でございます。東浪見地区1,421万2,276円。

次のページをお願いします。

北部地区572万3,662円、それぞれ維持管理費でございます。

続きまして、その下の公債費とありますけれども、先ほど申した昭和61年から平成15年までの事業費の20%分の返済金というものでございます。ちなみに、平成46年度まで返済は続きます。

最後のページ、393ページをお願いしたいと思います。

支出済額1億954万2,162円という内容です。

394ページをお願いします。

実質収支に関する調書ということで、一番下のほうの実質収支額268万円とありますが、これが繰越金となります。

402ページをお願いします。

一番下で農業集落排水事業基金とございますが、決算年度末現在額ということで3,315万2,000円、これが現在の農集の基金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

認定第1号から認定第5号までの説明が終わりました。

次に、前年度決算審査特別委員会の要望についての回答を求めます。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長（峰島 清君） 平成24年度の要望事項が2点ございます。

1つ目の要望は、職員数については、五、六年前から大幅な減少となっている一方で、社会保障経費等の増加に伴い、事務処理は増加しており、加えて権限移譲による事務の増加等もあり、近年職員への負担は大きなものとなっている。本年度各課の事務量調査を行っているようであるが、調査結果をもとに適正な職員数の確保と適正配置を望むというような要望でございます。

それに伴いまして、回答でございますが、昨年度実施いたしました定員適正化計画策定業務での報告では、職員数につきましては、平成14年度は155人、平成24年度では125人であり、10年間で30人職員が減っていることとなりました。これは定員管理上の一つの成果とも言えますが、ご指摘のとおり、社会保障事務や権限移譲に加え、住民ニーズの多様化にもより、事務量はふえ、職員一人一人への負担はますます大きくなってきております。実施いたしました業務量調査では、庁舎内職員106人に対し、全体の業務量としては100人弱となり、数字上では五、六人程度職員が多いとの結果になりましたが、この調査ではサービス残業は業務量に含まれておりません。逆にこの106人という数字には、長期休暇、派遣職員、臨時職員が含まれておりますので、実際には少ない人数で多くの業務をこなしていることが結果としてうかがえました。

このことから、今後の方向性として、退職者と同数または若干の増員での職員採用や課をまたがって関連する業務を持つ課の統合等も必要であるとの結果となりました。これらの結果や類似団体を参考といたしまして、平成26年度に機構改革を実施したところでございます。今後も、効率的・効果的な行政運営の確立を目指し、業務内容等も考慮しながら、適正化は適宜進めたいと思っておりますという回答でございます。

2つ目の要望でございますが、管理職手当については、郡内でも低い状況にある。管理職員の意欲やモチベーション向上のためにも、管理職手当の見直しを検討されたいとの回答でございますが、管理職手当の見直しについては、この4月1日に実施した機構改革により、課が統合され、課長職が受け持つ職務の範囲が広がりました。こうした職務の負担を考慮するとともに、郡内の海の手町村の長生村と白子町を参考に、この4月から課長、所長、事務局長を対象に3万2,000円から4万円に増額いたしました。なお、主幹につきましては、今回の機構改革により、職責への影響は少ないことから増額の対象から除外としております。

要望に対する回答は以上でございます。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

前年度決算審査特別委員会の要望についての回答が終わりました。

これより、認定第1号から認定第5号までの質疑に入ります。

質疑については、事前に通告をいただいておりますので、通告順に従いこれを行います。

初めに、鶴岡 巖君の決算に対する質問を行います。

15番、鶴岡 巖君。どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 私は質問事項に出してあることを読み上げればよろしいですか。

○議長（森 佐衛君） それで、各担当課から答えてもらいます。それでよろしいですね。

○15番（鶴岡 巖君） 質問事項として、2款1項12目1節と2款1項17目1節に関する2つの質問事項を出してあります。

読み上げさせてもらいますが、最初に、新庁舎建設事業7億4,652万3,789円は、初めてプロポーザル方式を採用して取り組まれた。新庁舎は住民の期待どおりのものとなり、満足していくものだと思うが、事業を進めてきた中で、今後の教訓として、全体で共有して生かすことが大切だと考えます。町としては苦勞した点、よかった点など、どのように評価しているのか伺います。

2点目、公共施設整備基金は、将来の大規模修理などに備えたものだが、この基金は新庁舎建設時から計上することが必要だと考えます。この基金の計上額内容を伺います。また、新庁舎の年間管理運営費は、保健センターは約900万円、旧庁舎で約700万円ですが、新庁舎の維持管理費はどの程度と見込まれているのか伺います。

以上の2点です。

○議長（森 佐衛君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まちづくり推進課長、お願いします。

○まちづくり推進課長（岡本和之君） それでは、新庁舎事業につきましてお答え申し上げます。

新庁舎建設に向けた取り組みは、玉川町長が就任した平成20年度から始まり、ようやく完成の運びとなりました。

事業を進めてきた中で、まず最初に苦勞した点でございますが、町民の皆様にご納得のいただける建設計画を立てることでありました。新庁舎にはたくさんの方からいろいろなご意見をいただき、高台移転などの意見もございました。今の位置になるべく借金をせずに建設するという方針を町民の皆様にご理解していただけるまで、何度も計画の見直しを図りました。

次に、苦勞した点でございますが、この計画を実現することです。プロポーザルデザインビルド方式の業者選定に当たっては、発注仕様書や実施要領、審査会の立ち上げや審

査基準の作成など、全てが初めての作業であり、間違いのないよう細心の注意を払ってまいりました。

そして、よかった点でございますが、資材の高騰や労務費の上昇で公共工事の不調が全国的な問題になっている中、当初の計画どおり、ほとんど借金をせず、かつ予定の工期内で新庁舎が完成した点であります。設計6カ月、施工8カ月という、通常の半分の工期は、施工業者にも町職員にも、とてもハードな日程でございましたが、設計途中で材料や職人の手配ができることや、設計から着工までに時間のロスがないことなど、デザインビルドによる工期短縮のメリットが発揮され、建設費用についても抑えることができました。

また、建物の品質については、第三者機関によるチェックを行い、粘り強く協議、交渉した結果、建物の耐震性や環境性能など国内最高のレベルのもので完成しており、今回の新庁舎建設事業としては目的の達成が図られたものと評価しております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 次、峰島総務課長。お願いします。

○総務課長（峰島 清君） まず、公共施設整備基金の関係でお答えいたします。

現在、公共施設整備基金の具体的な利用計画は定まっておりますが、多くの地方公共団体で、庁舎を含む公共施設の老朽化対策が大きな課題となっていることから、国では、全ての地方公共団体に対し、平成28年度までに、公共施設の更新、統廃合、長寿命化など、長期的な視野からの総合的かつ計画的な公共施設の管理計画を策定するよう要請がございました。この計画策定に要する経費の2分の1は、特別交付税で措置されるものでございます。

当町でも、この要請を受け、平成28年度の公共施設管理計画の策定に向け準備を進めておりますが、今後は、その計画に沿った施設の整備が予定どおり進められるよう、適切な基金の管理に努めてまいりたいと思います。

続きまして、新庁舎の維持管理費の関係でございますが、新庁舎で業務を開始した5月7日以降の実績から試算しますと、年間おおむね1,100万円の維持管理費がかかる見込みでございます。旧庁舎と比べますと、1.5倍の経費となりますが、引き続きクールビズやウォームビズへの取り組みなど、職員一丸となりまして経費の節減に努めてまいります。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁終わりました。

鶴岡議員、再質問ございますか。よろしいですか。

どうぞ、鶴岡議員。

○15番（鶴岡 巖君） では1点だけ。ありがとうございました。

新庁舎になりまして、セントラルヒーティングといいますか、全体が空調施設ができたということですが、設定温度が28度ですか。その温度が夏場、ことしかなり暑かったですね。湿度が高いときも28度の基準でやっていると、逆に勤労意欲がなえたり、また体調を崩す方も出てくると思うんですよね。その辺の配慮といいますか、時には下げるとか、あるいは湿度を取り除くとか、そういうことについてはどんな配慮をされるのかお聞きします。

○議長（森 佐衛君） 峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） ことしも実は28度で設定をして進めてまいったわけですが、湿度が高かったりして体調を崩された職員も一、二いましたもので、その辺で若干1度、2度落として調整して事務をやったところでございます。いずれにしても、その状況を見た中で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 鶴岡議員、よろしいですか。

○15番（鶴岡 巖君） はい、結構です。

○議長（森 佐衛君） 以上で、鶴岡 巖君の決算に対する質疑を終わります。

次に、藤乗一由君の決算に対する質疑を行います。

4番、藤乗一由君。どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 4点提出してございますが、まず1点目、3款民生費、2項、124ページと136ページに当たる部分ですが、補正予算についてです。

補正予算6,520万2,000円の約4分の3を占めるものは、保育所整備基金5,000万円に当たると考えられますが、保育所整備に関する計画自体は、その前年度に具体的な検討がスタートすることが決められていました。補正とせずにあらかじめ当初予算に組み入れるべき性格のものであったはずですが。計画の準備不足の感があります。なぜそうなってしまったのか、その点をどのように考えるのか、今後の改善を求めるがどうでしょうか。また、近ごろ調査、検討が不十分と考えられる事業が目につきますが、どう対処していく考えかお伺いします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

峰島総務課長。保育所の基金関係、お願いします。

○総務課長（峰島 清君） それでは、保育所整備基金5,000万円の積み立ての関係でお答えいたします。

この5,000万円につきましては、平成25年度予算の残額などを精算する年度末の3月補正

で予算計上し、積み立てを行ったものでございます。

当時は、公立保育所の整備計画づくりが進められている最中であり、具体的に整備財源の内訳が決まっておりましたが、多額な町の費用負担が予想されましたので、単年度での費用負担を少しでも軽減させるため、平成24年度繰越金の剰余金や平成25年度歳出予算の残高を積み立てたものでございます。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 後段のほうの調査、検討が不十分と考えられるが、以降の部分なんです、ここのところが回答がなかったんですけども、これは実は担当課とお話ししていたときに、わかりにくいということでしたので、解説を私のほうで加えた上で要望という形にさせていただきたいと思います。

これは、先ほどの一般質問の中でも申し上げたように、保育所に関する計画の部分では、いろんな面で調査、準備が不十分と私は指摘させていただきましたが、そういったことを言っているわけです。また、考えられる事業がということにつきましては、これを含めまして、例えば庁舎に関する建設に関する、あるいはその後、移転から備品、そういったものに関する部分として、多少のすんなりいかなかった部分が幾つかあったようです。それはそれぞれご承知の部分だと思いますが、その辺のところは、先ほど申し上げたように、広い視点できちんと検討していただくと、準備もしていただくということで本来解決されるものではないかと思いますので、その辺のところの準備、対応をきちんとしていただきたい。町長ご自身も先ほどその点を了承していただいたようですので、その辺のところの注意して進めていただきたいと思います。

2番目の子ども医療費助成事業についてです。

4款1項3目、144ページに当たるところですが、25年度から高校生の医療費補助を開始していますが、その実績の状況はどうか。また、これは小中学生と比較するとどうなのか。さらに、これにより本年度の高校3年生までの医療費補助の想定をどのように推定しているか。周辺市町村での同様の事業の運用実態はどうかという点です。お願いします。

○議長（森 佐衛君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高師福祉健康課長。どうぞお願いします。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの藤乗議員からの子ども医療費の助成事業についてお答えいたします。

まず、1点目の25年度高校生医療費補助実績の状況についてですが、町では、昨年8月から補助対象を高校1年生に拡大いたしました。延べ100件の請求があり、16万2,732円助成をいたしました。なお、小中学生の実績については、延べ8,050件で1,541万758円で行いました。

次に、26年度の高校3年生までの医療費の予算についてでございますが、前年度の高校1年生及び中学3年生の実績から、月平均25件、約9万円を見込み、109万5,000円と予算を計上いたしました。

また、周辺市町村の今年度の状況でございますが、高校3年生までの助成を行っているのは、千葉県内では一宮町のほか、いすみ市、山武市の3自治体でございます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 再質問ではございませんが、意見ということで。

○議長（森 佐衛君） はい、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） この質問に上げた理由なんですけど、この事業につきましては、玉川町長の当初のマニフェストの延長線上というところにあるものですから、玉川町長の思いがあってということであったと思います。ただ、これを単独によそのまねだと、あるいは人気とりだというような形で見られるような形のものはいけないんじゃないかと思うので、あえて出したわけですけれども、ここでは医療費の助成ですが、子供を育てていくための経費というふうに考えますと、子育てや教育というところにつながっていく部分だと思いますので、その辺全体を見た中で、玉川町長として、これをどう位置づけて、県の補助もあるという部分も見越した上での計画ではあるでしょうけれども、今後県のそういった部分はどうかというのわからないかもしれません。ただ、玉川町長として、どういったそういう子育ての部分、教育の部分から見て、どういう意味のあるものかということを中心に考えた上で、計画として進めていただきたいなというふうに思います。ですから、あえてよそのまねというわけではないし、人気とりというわけではないということを中心に考えた上で進めていただきたいなということです。

3点目です。第4款1項5目、152ページに当たる部分です。住宅用太陽光発電システム

事業設置補助金について。

本補助金は、国ないし県からの補助金によるものなのか、町の負担額はどのようになっているのか。

近年、ソーラーシステムの設置を案内する業者が多いが、町負担であっても、国・県からの補助金であっても、できるだけ町内の事業者に還流するような形が望ましいと考える。そこで、これらの補助金を利用した場合の設置事業者は、町内であるか町外であるか、その状況がわかるであろうか。

また、そもそも町内で太陽光発電システム設置を進めている事業者がどの程度あるのか。利用者の立場でも将来的なメンテナンス等も考慮すれば、方法に一考の余地があると考えられます。町なりの工夫の余地もあるのではないだろうか。

本事業を今後も継続する場合にはどのように考えるのかということについてお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) はい、どうぞ。

(「議事進行。トイレに行きたい人が出てきたんです。質問が終わった時点で小休止というのをお願いできないでしょうか」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 答弁いいですか。決まりつけたところで。

では、住宅太陽光の答弁。

小柳事業課長、お願いします。

○事業課長(小柳一郎君) この補助金は、県からの補助金です。1キロワットにつき県2万円、町1万円、合計3万円を補助しており、上限額は1件当たり3.5キロワット、10万5,000円です。ちなみに一般の家で、平均1キロワットで年間発電量1,000キロワット、1世帯当たり年間5,650キロワットアワーなので、3.5キロワット設置すると、約60%分賄えます。

なお、3.5キロ設置で、平均事業費は210万円程度となっております。また、25年度では19件行われておりまして、一宮町の業者は1件でした。ちなみに平成26年度は10件申請されていますが、一宮町の業者は来ていません。家を新築する方の設置が多く、その場合はその家の建築業者が設置するケースが多いようです。

続いて、一宮町内で行える業者は、町で把握している限りでは2業者です。できるだけ町内の業者を使ってもらいたいのですが、取り扱い業者がもう少しふえることを期待します。

また、町の一番の目的は、太陽光発電の積極的促進と考えますので、事業は継続したいと

考えています。現在、一宮町では公共施設の太陽光屋根貸しも考えています。その一番の目的は、環境に配慮しているという町の姿勢を示すこととあります。その姿勢を示した後は、一宮町内の全家庭に太陽光の促進を呼びかけていこうと考えています。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。再質問ございませんか。

○4番（藤乗一由君） はい。

○議長（森 佐衛君） では、質問の途中ですが、会議再開後2時間を経過いたしましたので、ここで10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時35分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） それでは、4つ目の上総一ノ宮駅周辺環境整備基金積立金について伺います。7款4項5目、190ページに当たる部分です。

駅東口開設を目的として基金を積み立てするのは、考え方としてはわかります。ふるさと納税を初め寄附を募り、実際に多少なりとも集まり始めております。東口の整備を進める意思が本当にあるのであれば、目標とする完成のまでの計画を示すべきではないか。寄附者への誠意という点でも必要であると考えますが、その点をどうする考えであるのか。

また、開設されてからの維持管理についても、経費がかかることはわかっております。ですから、それらを含めた計画を示すべきである。それについてどのように考えるかということとです。

○議長（森 佐衛君） 質問に対して答弁を求めます。

岡本まちづくり推進課長。はい、どうぞ。

○まちづくり推進課長（岡本和之君） それでは、ただいまの質問にお答え申し上げます。

駅東口開設につきましては、ご存じのように、平成24年度にJR東日本コンサルタンツに委託し、JR上総一ノ宮駅東口開設基本計画書の作成を行いました。これにより外堀の計画はできたわけでございますが、工事費や維持管理費の積算額も算出されたものの、資金不足が大きな課題となっているために、JRとの契約に至らないのが現状でございます。

また、長期的展望の中で上総一ノ宮駅周辺環境整備基金積立金条例を平成7年9月22日に

制定いたしました。昨年の6月議会におきましても、町長からは、町民の悲願でもあります事業でございますので、任期中にできなくても実施に向けて少しでも前に進めて、必ず実現できるよう努力していくと、一般質問で答弁をしております。

ことしの動きといたしましては、千葉県では全県に駅周辺に公共施設などをまとめる、コンパクトシティ化の計画を打ち上げているものでございます。これによりまして、東口周辺とあわせた計画はどうかということで、7月上旬にJR東日本千葉支社に出向きまして、支社長と打ち合わせをしております。その後、7月下旬にはJR東日本千葉支社企画室長を当町へ招きまして、JR東日本千葉支社と連携となる町内公共施設や町有地、そしてJR利用で可能な観光地となる箇所などを紹介しながら、意見交換を行いました。

今後、JR東日本千葉支社と特に維持管理費の削減を含め駅周辺の計画もあわせまして詰めていきたいと考えております。そして、東口開設に向けた財源確保が厳しい状況にあるため、資金計画のめどは立っておりませんが、今後、JRとも連携を深めながら、さらに各方面から資金確保を募り、一日も早く資金計画や年次計画をお示しできるよう、努力してまいります。

また、今までふるさと納税などで協力をいただいた方々にも、東口開設を今後とも進めていくということと、寄附を募る旨を広報紙などで皆様に伝えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 今のお答えによりますと、希望はあるが、いまだ計画を示すという状況ではないと解釈してよろしいのでしょうか。はい、わかりました。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 以上で、藤乗一由君の決算に対する質疑を終わります。

次に、鶴沢一男君の決算に対する質疑を行います。

2番、鶴沢一男君。どうぞ。

○2番（鶴沢一男君） 私は財産に関する調書の3基金について伺います。2点伺いますので、よろしく願いいたします。

基金の設置目的について確認をしたくお願いします。

例えば、公共施設の中には、小中学校などの義務教育施設も含まれると考えます。そうすると、公共施設整備基金では、小中学校の整備改修の財源とすることが可能と思われませんが、町では、公共施設整備基金と義務教育施設整備基金を分けてあります。この基金の具体的な違いは何かをお願いいたします。

2点目、目的基金が非常に多いが、何を優先に積み立てを行っているのかを伺います。

この質問の趣旨は、限られた財源を積み立てていくので、基金の数が多いと積み立てる額が分散し、目標額に届くのが遅くなる。目的を達成したものは廃止し、統合整理できるものは整理したほうがよいのではないかと考えて質問するわけです。お願いします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

質問に対する答弁を求めます。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長（峰島 清君） まず最初に、公共施設整備基金と義務教育施設整備基金の違いでございますが、ご質問のとおり、公共施設整備基金につきましては、小中学校を含め、全ての公共施設の整備改修の財源とすることが可能でございます。一方、義務教育施設整備基金につきましては、使い道を小中学校施設の整備に限定したものでございます。

ご指摘にもありますとおり、目的が重複し統廃合が可能な基金もございますので、今後内容を十分に精査し、整理を進めてまいりたいと思います。

続きまして、どの基金を優先に積み立てを行っていくのかとのご質問でございますが、公共施設の老朽化対策、保育所整備、上総一ノ宮駅の東口開設、この3点が現在のところ最優先課題であると認識しておりますので、その財源確保に優先的に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

2番、鶴沢議員、どうぞ。

○2番（鶴沢一男君） 庁舎建設基金は、本年度でその役割を終えると考えますが、整理されるのですか。答弁をお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） 庁舎建設基金につきましては、事業終了後に廃止を行いまして、残りの基金につきましては、公共施設整備基金に積み立てをする予定でございます。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○2番（鶴沢一男君） 終わります。

○議長（森 佐衛君） 以上で、鶴沢一男君の決算に対する質疑を終わります。

これより、認定第1号から認定第5号までの一括討論に入ります。

初めに、認定第1号の一般会計の討論がありましたらお願いいたします。

14番、畑場議員、どうぞ。

○14番（畑場博敏君） 監査委員ですが、決算監査は計数的な誤りを正すということで、その辺を中心に審査しましたが、議会の決算のほうは次年度の予算に生かすという点で討論しますので、よろしくをお願いいたします。

平成25年度は、2回目の安倍内閣ができて住民の暮らしに各種負担増が襲いかかる中での予算執行となったわけであります。住民の暮らしを守る予算執行ができたかどうか、また防災のまちづくりや新庁舎建設、町道1-10号線の歩道設置や1-7号線の道路改良工事、一宮小の体育館の耐震改修工事などの大型建設事業も重なり、前年比28.9%増の大型予算の執行となりました。

新庁舎建設事業は、公募型プロポーザルデザインビルド方式という、新方式での事業となる中、不安もありましたが立派なできばえであり、評価できる内容と言えます。

防災のまちづくりでは、自主防災組織が4団体にふえ、この成果をさらに広げられるようにすべきであります。学校施設の耐震化工事も、一宮小体育館の終了で一応終わりましたが、最近の異常気象のもとでは、小中学校教室へのエアコン設置を年次計画で進めるべきであります。

国保事業への助成も、町民社会保障というふうに位置づけて、法定外繰り出しをしてでも税の引き下げを図る必要がありました。

農業分野では、最近ため池とか用排水路整備、ポンプ場の老朽化に伴う負担など、経費は青道、赤道の所有が国から町に移管されたこともあり、町が事業主体で取り組むよう改善を図る必要があると思います。

最後に、予算提案の問題では、当初予算審議で提案がされなかった海岸駐車場問題が2カ月程度で急に提案され、臨時議会まで開いて決めるやり方は、結果はよかったとはいえ、予算計上、条例提案の仕方等問題であったと思います。

以上、改善を求めて反対するものであります。

○議長（森 佐衛君） ほかにありませんか。

鵜沢議員、どうぞ。

○2番（鵜沢一男君） 私は、平成25年度一宮町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論をいたします。

国内の経済を取り巻く環境は、アベノミクスの効果や消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動緩和などから緩やかな回復基調が続いているとされておりますが、依然として地方財政の本格的な好転には至らず、実体経済は厳しい状況にあります。

こうした中、新庁舎建設事業が主な要因となり、歳入歳出ともに過去最大となった当町の決算であります。まず歳入を見ますと、根幹をなす町税は、固定資産税における新築家屋数の増加やたばこ税の税率改正などから、昨年度を上回る決算となっており、さらには税金の公平な負担や徴収率の改善に向け、職員全体で徴収強化に取り組むなど、積極的な努力が見られます。そのほか、地方交付税の2年ぶりの増加や、国の補正予算好循環実現のための経済対策などを積極的に活用するなど、執行部の財源確保に向けた努力が十分にうかがえるものであります。

一方、歳出では、削減不可能な社会保障費が年々増加を続ける厳しい中、新庁舎建設事業や下の原通りの3.5キロに及ぶ歩道整備、そのほか一宮小学校屋内運動場耐震改修事業などが実施され、誰もが安心して暮らせるためのまちづくりが着実に展開されております。

総体的に見ましても、多様化する住民ニーズに十分配慮され、限られた財源が有効活用された決算でありますので、賛成するものであります。今後とも、安定的な財政運営を期待して、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、次に認定第2号の国民健康保険事業特別会計の討論がありましたらお願いいたします。

14番、畑場議員、どうぞ。

○14番（畑場博敏君） その前に一つ一つ決はとっていかないんですか。

○議長（森 佐衛君） 全部討論が終わってからですね。

○14番（畑場博敏君） はい、わかりました。

では、認定第2号について反対討論を行います。

本会計は、構造的問題としてもともと財政基盤の脆弱な中、国が国民皆保険のための国庫負担金を削減してきたところに大きな問題があります。1984年以前のように、総医療費の45%を国が負担する仕組みであれば、多少医療費の伸びがあっても、加入者負担を大幅に引き上げることなく運営ができるわけで、安心して医療が受けられる、このような医療体制ができるわけですけれども、国庫負担金の削減は、総医療費の45%から保険給付費の50%、つまり総医療費の35%へ、そして現在では、細かい制度改悪が繰り返される中で、23.13%まで落ち込んでおります。

一方、加入者負担は、ちょうど平成25年度、今期の税率改定で、所得200万円モデル世帯で38万3,900円と所得の2割近くの保険税と耐えがたいものになっております。予防医療の取り組みについて前進面は評価しますが、今期税率改定でのモデル世帯1戸4万5,100円の増税はすべきでなかったものであります。平成25年度の繰越額が1億1,089万6,282円、基金が3,025万5,000円、これらの額を見れば一層そのことは明瞭であります。減税を求めて反対するものであります。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかにございませんか。

志田議員、どうぞ。

○8番（志田延子君） 認定第2号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

一宮町の約46.3%の世帯が加入している国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤として、町民の生命と健康を支える役割を担ってまいりました。しかしながら、加入者の所得水準が低く、年齢構成が高く、医療費の支出が多いなど、財政基盤が弱く構造的な問題も抱えており、国では、平成29年の国保都道府県化に向けて、国保改革の検討が行われています。

このような中で、町では、国民健康保険事業の健全な運営確保する上で、国保事業の仕組みについて広報やパンフレット等による啓発や、職員合同徴収による戸別訪問や納税相談による収納率向上対策を進めた結果、対前年度比約1%の国保税徴収率向上となっております。また、特定健診、特定保健指導、人間ドック助成も引き続き行われ、生活習慣病の予防、早期発見を目的とした被保険者の健康管理にも取り組み、医療費支出の低減にも努めております。

こうした点からも、今後も大変厳しい運営状況が想定されますが、全体としては適正な決算だと判断し、この決算に賛成するものです。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、次に、認定第3号の介護保険特別会計の討論がありましたらお願いいたします。

15番、鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 認定第3号 平成25年度一宮町介護保険特別会計決算認定について、反対の討論をさせていただきます。

本決算認定は、平成27年度から始まる第6期介護保険事業計画に反映するものとならなくてはなりません。また、今年度の予算審議の中でも主張しましたが、国は、軽度の要支援者を介護保険から外し、町の地域支援事業に移行させることとしたため、町は、この要支援者のサービスの低下とならない配慮と運営が迫られていました。

一方、介護認定者の現状を決算資料で見ますと、65歳以上の被保険者数の現状は3,669人となり、高齢化率は29.37%となっています。また、平成25年度末の介護別認定者数は578名となり、介護認定者の出現率を見ますと15.75%となっており、その対応が求められています。

特別養護老人ホームの待機者への対策では、検討中の新しい第6期介護保険事業計画にのせ、実効ある政策展開が必要であります。また、新介護保険料の算定でも、可能な限りの努力をされ、介護保険料基準額を下げる工夫が求められます。

最後に、高齢化が進む中で、高齢者を社会で支えるとした介護保険制度本来の目的を果たすよう、一層の努力を求めて反対します。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかにございませんか。

吉野議員、どうぞ。

○7番（吉野繁徳君） 認定3号 平成25年度介護保険特別会計決算認定に賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は、平成12年度から施行され、介護を受ける高齢者、その高齢者を支える家族も安心して生活が送れる制度として定着しております。しかし、平成25年度末、一宮町の高齢化率も30%に近づくなど、介護保険給付費が増加する要因となっております。公費と介護保険料により運営される介護保険特別会計は、厳しい状況にあると言えます。

そこで、町は、介護保険給付金の過剰な支出を防止する適正化事業を実施し、また、介護度重度化防止事業も推進員を17名に増員して、定期的開催の介護予防教室の充実を図るなど、介護保険給付金等介護認定者の抑制に取り組む姿勢は評価できると考えます。

よって、本会計が適正かつ効果的に運営されている結果であると判断し、平成25年度介護保険決算認定に賛成いたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、次に、認定第4号の後期高齢者医療特別会計の討論がありましたらお願いいたします。

15番、鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 認定第4号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論します。

この決算の認定ができない理由は、医療費のかかる75歳以上の人だけを切り離して別会計にし、医療費がふえればふえるほど負担がふえるところに根本的な問題があります。こうした高齢者差別に国民の怒りが高まり、制度の廃止を求める世論が広がりました。

高齢者にとっては、消費税の増税と年金の引き下げが負担増を強いる結果となっています。また、75歳の保険料は、高齢者人口の増加と、それを支える医療費の増加という2つの要因等から、保険料は限りなく上がる仕組みとなっており、厚生労働省の試算では、15年後ぐらいには1.5倍にふえるとしております。

町は、保険料の徴収事務が主な仕事だけに、住民からのさまざまな声があってもなかなか広域連合に反映できない制度となっています。

こうした後期高齢者医療制度は廃止し、高齢者に優しい医療のできる老人保健制度に戻すべきと考えます。

以上を主張し、本決算に反対します。

○議長（森 佐衛君） ほかにございませんか。

3番、小安議員、どうぞ。

○3番（小安博之君） 認定第4号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度については、社会保障制度改革において必要に応じて見直しに向け検

討するということですが、検討する内容は不透明であり、今後の国の動向を注視しているところであります。

このような中、75歳以上の後期高齢者の医療を現役世代と高齢者がともに支え合う制度改正から6年を経過した現在、順調に運営されております。また、本制度の運営は、県内全市町村で構成する千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となって行っており、町は、保険料の徴収のほか、各種申請、届け出の受け付けや納付相談等の窓口業務を行っており、保険料格差が市町村でなく、県内で均一となっております。

高齢者の不安をなくし、安心して適正な医療が受けられるよう、可能な限り保険料の増加を抑え、所得が低い方の保険料軽減策を継続するなどの取り組みを行っており、高齢化社会の中で、健康で明るい老後を過ごすためにも、適正な決算と判断し賛成します。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、次に、認定第5号の農業集落排水事業特別会計の討論がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号 平成25年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 佐衛君） 起立多数。

よって、認定第1号 平成25年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 佐衛君） 起立多数。

よって、認定第2号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いては、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成25年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 起立多数。

よって、認定第3号 平成25年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 起立多数。

よって、認定第4号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明

○議長(森 佐衛君) 日程第8、報告第1号 平成25年度一宮町健全化判断比率について、報告第2号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認めます。

よって、報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。どうぞ。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの20ページをお開きください。

報告第1号 平成25年度一宮町健全化判断比率についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度一宮町健全化判断比率について、次のとおり報告するものでございます。

21ページをお願いいたします。

平成25年度一宮町健全化判断比率につきましては、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率は、決算が黒字となっておりますので、数字は載っておりません。

③の実質公債費比率は、平成25年度は9.1%で、平成24年度が10%ですので、0.9ポイント改善されており、早期健全化基準の25%を下回りました。

次に、④の将来負担比率は、平成25年度は38.5%で、平成24年度が29.4%ですので、9.1ポイント比率が上昇となりました。上昇した主な要因は、平成25年度実施の庁舎建設事業や道路改良事業などに伴い地方債を発行しましたので、将来負担である地方債残高が上昇するなどによるものでございます。

いずれにしましても、引き続き財政健全化に向けて努力をまいります。

次に、23ページをお願いいたします。

報告第2号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の、財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、次のとおり報告するものでございます。

24ページをお願いいたします。

平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率につきましては、決算におきまして黒字でありますので、数字は入っておりません。

説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

本案については、報告事項ですので、以上で報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第9、議案第1号 一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） 議案の説明の前に、お手元のテーブルに26ページの差しかえということで配付されておりますが、そちらの26ページの第1条、設置規定の中の一宮町公立保育所の民営化の後に、括弧書きで社会福祉協議会を含むと追加いたしましたので、そちらのほうでお願いいたします。

それでは、議案つづりの差しかえの26ページよりご説明いたします。

議案第1号 一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会設置条例の制定についてご説明いたします。

制定理由といたしましては、本委員会は、一宮町保育所整備基本計画に基づき、東浪見並びに一宮の公立保育所の民営化に当たり、社会福祉協議会を含む社会福祉法人の選考を公平かつ適正に実施するため、今回地方自治法第138条の第3項に基づき、町の附属機関として条例制定並びに報酬への追加を行うものでございます。

本条例第2条に、委員会の所掌事務、第3条に、組織として委員は8名以内、次のページになりますが、第4条に、任期として委員の任期は民営化法人の決定の日まで、第5条から9条にかけまして、会議、報告、守秘義務、庶務について規定しております。

28ページをお開きください。

附則でございますが、施行期日として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

また、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1に、一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会委員長、半日額4,000円、同選考委員会委員、半日額3,500円を加えるものでございます。

本条例に基づきまして、本年度中に東浪見保育所の民営化法人の選定までを行う予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

2番、鶴沢一男議員、どうぞ。

○2番（鶴沢一男君） 本議案は、現在町が計画している保育所整備計画に関連する初めての

議決を求める議案です。

そこで伺います。きょうまで町は、議会に保育所整備計画について説明はしてきました。しかし、それは説明をしてきたにすぎず、議会の意思、つまり議会の承認は得ていないと私は考えております。現在の保育所整備計画を町は何をもって議会の承認を得たと判断するのか伺います。町長に伺います。

○議長（森 佐衛君） 町長、玉川孫一郎君、どうぞ、お願いします。

○町長（玉川孫一郎君） 今回のこの一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会の設置条例をもって、民営化については基本的に了解していただいたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 鵜沢議員、どうですか。どうぞ。

○2番（鵜沢一男君） 今の町長の答弁を確認して、もう一度お聞きします。先ほどまでの答弁も含めて確認しますので、よろしくをお願いします。

この保育所計画、一番大事なことは、民営化する、公立を維持するということではなく、老朽化の著しく耐震的にも疑問のある、実際に雨漏りしている東浪見保育所を一日も早く安全・安心な施設にすることです。ほかの公立2保育所と比べても施設面で差があり過ぎる、これを一刻も早く是正することがこの目的だと私は考えております。

そのためには、今の町の財源を考えてできる方法は民営化する以外にない、だからこの議案を通して進めさせてほしい、こういう理解でよろしいでしょうか。町長にお伺いします。

○議長（森 佐衛君） 玉川町長、お願いします。どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 全くそのとおりでございます。

○議長（森 佐衛君） 鵜沢議員、よろしいですか。

○2番（鵜沢一男君） はい、終わります。

○議長（森 佐衛君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第9、議案第1号 一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会設置条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第10、議案第2号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長(高師一雄君) 議案つづりの29ページをお開きください。

議案第2号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

上程理由については、平成24年8月に制定いたしました子ども・子育て支援制度に基づき、市町村において新たな4種類の保育の認可事業が、児童福祉法の一部改正とともに位置づけられました。これにより、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなります。本条例に規定します4種類の事業については、現時点では町内で実施事業者はおりませんが、今後参入を希望する事業者から認定申請があった場合に備え、国の定める基準と同一に認可に係る設備、運営に関する基準を定めるものでございます。

目次をごらんください。

第1章、総則で、主なものは、事業者の最低基準の向上、非常災害時の対応、虐待の禁止、衛生管理、苦情対応等について規定をしております。

36ページをお開きください。

36ページ、下になりますが、第2章として、家庭的保育事業になっておりますが、家庭的保育事業とは、利用定員5人以下で家庭的な雰囲気の下で細やかな保育を行うという事業でございます。第26条まで家庭的保育事業に関する規定を挙げております。

続きまして、38ページ、中ほどをごらんください。

第3章、小規模保育事業、これにつきましては、利用定員が6人から19人以下の保育を行うものでございまして、第27条より第36条まで、小規模保育事業に関する規定を定めております。

43ページの下の方をごらんください。

第4章、居宅訪問型保育事業、こちらは障害、疾病や母子家庭等の夜間、深夜勤務により個別の支援が必要な場合、保護者の自宅で1対1の保育を行うものでございます。第37条より第41条まで規定しております。

続きまして、44ページの下をごらんください。

第5章、事業所内保育事業、事業所内保育事業とは、企業主が主として従業員の子供のほか、地域の保育を必要とする子供にも保育を行うものです。第42条より第48条まで規定しております。

最後に、50ページをごらんください。

附則といたしまして、施行期日としては、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行するものでございます。予定としては、平成27年4月を予定しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

15番、鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） ただいまの説明と、議員全体会での説明の内容を聞いておまして、非常に腹立たしいというか、これで保育をしていけるのかという、そういう気持ちを込めて質疑をしたいと思いますが、きょうの保育所の説明の中でも、町長の中でも、子育て支援法の第1条、目的ではということをおっしゃいました。その目的を新たに見ますと、子ども・子育て支援給付その他の子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することができることを目的とするというふうにしていますが、この与えられた資料の5ページから6ページを見ていただきたいと思いますが、全体会で出された資料の5ページから6ページです。

そこに、今課長のほうから説明されました4つの家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、6ページにいきまして小規模保育事業と、4種類の事業がありますよというふうに説明を受けました。

私が質疑したいのは、その中で、職員数と資格の問題を聞きたいと思いますが、中を見ますと、例えば家庭的保育事業、市町村長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の

知識及び経験を有すると町長が認める者。居宅訪問型保育事業にいきますと、市町村長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者。次のページにいきますと、今度は小規模保育事業となりまして、特にB型、C型を見ていただきたいと思いますが、星印がつけてありまして、保育士以外には研修を実施、それからC型にいきますと、市町村長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者と市町村長が認める者というふうになってはいますが、これ聞きたいんですが、例えば市町村長が行う研修を終了した保育士とあるが、どのような研修を行うんですか。

それから、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とありますが、具体的には同等の知識や経験があると判断する基準は何ですか。

それから、保育士の資格のない人でも保育ができることにはなりますが、詳しい説明はありませんでした。これはどういうことなのかということの説明を求めたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長、お願いします。どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの鶴岡議員の質問にお答えいたします。

町長が行う研修を終了した保育士についてでございますが、町長が行う研修については、町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含むとしており、一応千葉県では研修を今現在実施しておりませんが、町としては、NPO法人が行う厚生労働省のガイドラインで規定されました、知識・技術の習得のための研修を考えております。

現時点でのガイドラインでは、基礎講習と認定研修がございます。その中で、乳幼児の発達と心理、食事と栄養、小児保健、心肺蘇生法、保育内容、保育の環境整備、保育の運営と管理、子どもの虐待、気になる子どもへの対応などの講義のほか、実習を行うものでございます。

その講義及び実習のボリュームについては、基礎研修の講義が21時間プラス保育実習が2日以上、さらに認定を受けるための認定研修の講義が88時間プラス保育実習20日ということで、今現在のところは厚生省のガイドラインがそのような形で示されています。しかしながら、現在、国が研修の見直しを含めた取り扱いについてさらに検討中ですので、その動向を注視したいと考えております。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 鶴岡議員、よろしいですか。どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） はい、簡単にしますが、こういうような内容で、町長が認める者と

か、研修を町がやるとかいうふうになってはいますが、これについて町長はどういうふうにお考えになりますか。こういう保育の経験もない町長が、同等の知識や経験があると判断する基準は、判断しなきゃいけなくなってくるわけですね。この説明は全くなかったですよ。説明されなかったですよ。それで、条例を通してくださいということなんですが、これは長くなるからやめますが、随分ふざけた話ですね。じゃ、やめます。

○議長（森 佐衛君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

15番、鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 議案第2号 一宮町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論します。

本条例の制定に当たり、説明資料でも説明されましたが、この事業、現在一宮町では実施されていない。しかし、将来参入しようとする事業者から認可申請があった場合に備えた条例制定とのことであり、内容は国の定める基準と同じであると説明されました。小規模保育のB型、C型、家庭的保育などは、保育者の保育資格を求めないことが国基準に盛り込まれており、その結果、施設型と地域型の保育内容に格差が生まれ、その上全国で子供の事故や事件が起きているのは、保育資格を持たない保育者が保育する事業所に多く発生しています。

そもそも子育て支援法第1条目的では、子ども・子育て支援給付、その他の子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することができると、これを目的としています。この法律に照らし合わせても、本条例化の制定の内容には大きな問題があり、保育の根幹にかかわる問題でもあり、本条例の制定は時期尚早と判断し、条例化に反対します。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

袴田議員、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） 今、鶴岡議員のほうから、保育士の資格、そういった職員の問題が出されましたけれども、私はこの条例に関して賛成の立場で討論させていただきます。

本案は、平成27年度から実施予定の子ども・子育て支援新制度に向けた、子育て支援関連の条例整備で行うものです。本条例案は、都市部の待機児童解消や地方の少子化対策として、地域のさまざまな状況に対応する保育の場の確保を目的として、先ほどの4点、家庭的保育

事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業を新たに市町村の認可事業と位置づけるものであるということはわかります。

私も、実は児童養護施設の関係で、この厚労省の管轄もございますけれども、今、施設は地域小規模、そういったものに動いております。これは養護施設もそうなんですが、今、一宮町には大きな一宮学園という施設もございますけれども、今、国は、地域小規模を目指して、各施設から五、六人体制のグループホーム的なホームを、やはり子供たちのその子供に合ったケアができる、子供の目線で一緒に生活ができる、そういったものをやはり目指した事業を進めているわけです。それは養護施設であっても、保育所であっても、私は同じかと思っております。やはり目線を大事にした事業をするためにも、小規模な小さな施設があってもいいのではないかと。

私は、そういう中で、今この賛成討論をしているわけですが、今現在、町では、家庭的保育事業や小規模保育事業等はありませんが、将来参入しようとする事業者から許可認定された場合に、必要なものであれば、その認可に係る設備及び運営に関する国の定める基準に基づいて制定するものですので、本条例案に賛成したいと思っております。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第10、議案第2号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（森 佐衛君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第11に入る前に、お諮りいたします。会議規則第8条第2項により、本日の会議時間を午後6時まで、1時間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、午後6時まで延長することに決定いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第11、議案3号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。はい、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの52ページをお開きください。

議案第3号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明いたします。

制定の理由についてですが、平成24年8月に制定されました子ども・子育て支援制度に基づき、現在事業を実施している教育・保育施設である保育所や幼稚園、認定こども園に加え、新たに地域型保育事業、先ほど説明いたしました家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業がこれに加えられ創設されました。これらの子供の教育・保育・子育て支援を総合的に提供するため、市町村は、施設、事業者からの申請に基づき、財政支援の対象となるか適正な給付の認定を行う必要があります。また、事業者としては、適正な給付を受けるため、運営基準が必要であることから、今回それらに係る基準を定めるものでございます。

52ページ、目次をごらんください。

第1章、総則では、趣旨、定義、一般原則、第2章で、特定教育・保育施設についての運営に関する基準を、第3章では、特定地域型保育事業の運営に関する基準を規定しております。

89ページをお開きください。

附則でございますが、施行期日として、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行するものでございます。予定といたしましては、27年4月1日からということになっています。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑にはいりません。

15番、鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 1点質問したいと思います。

全体会で渡された資料の4ページをごらんいただきたいと思いますが、その4ページに法定代理受領制度、法定代理受領という言葉が載っています。これについても説明はありませんでしたが、認定こども園、公立保育所への入所手続が保護者と町との関係から、保護者と施設側との契約行為に変わりました。保育料や公費の支出の流れは、町から保護者へ公費を支払い、保護者から施設へ支払う制度と変わりました。しかし、実際は公費が町から施設へと支払われ、会計上は町から保護者へ、保護者から施設へと支払う法定代理受領という方式に変わりました。これによって施設側は、公費の使い道の制限、用途制限に当たらず、公費の流用が可能になりました。法定代理受領制度について、扱いについて説明を求めますが、この説明をお願いします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの鶴岡議員の質問にお答えいたします。

法定代理受領につきましてですが、現在の保育につきましては、町は、保育を利用した保護者から保育料を受け取り、私立保育所には委託料として国が定める運営費を支払っております。平成27年4月以降、新制度では施設等の利用の流れが変わりまして、私立の認定こども園及び私立の幼稚園を利用している保護者については、施設に保育料を支払い、市町村が施設に対して国が定める保育の費用の額から、保護者の支払う保育料を差し引いた施設型給付を行うこととなり、この仕組みを法定代理受領と言っております。

具体的には、例えば保育に係る費用が10万円、うち保育料が3万円とした場合に、現行では保護者は保育料3万円を町に支払い、町は施設に対して保育費用の10万円を施設に委託料として支払っております。新制度では、私立の認定こども園、私立の幼稚園を利用する保護者は、保育に係る費用が10万円、保育料3万円とした場合に、保護者は保育料3万円を町ではなく施設に支払い、町は施設に対し差額の7万円を給付するということとなります。

現行の保育所については、新制度においても保育料の流れは現在と変わりはありません。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 鶴岡議員、よろしいですか。

○15番（鶴岡 巖君） はい。

○議長（森 佐衛君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

15番、鶴岡議員、どうぞ。

- 15番（鶴岡 巖君） 議案第3号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論します。

今まで、公私、公立私立保育園を問わず、児童福祉法第1条による保育は、自治体の責任が義務づけられ、保育所の運営は、保育所運営指針と公費の使途制限により、国の指導のもとに運営されてきました。子ども・子育て制度実施の財源として、1兆1,000億円は消費税に求め、既に7,000億円は計上されたとのことですが、はっきりとしておりません。残りの4,000億円は、来年4月の10%増税後というのもあり、財源は不透明となっています。また、来年4月の新制度の実施主体は市町村ですが、いまだに保育の公定価格は仮単価であり、延長保育の扱いは未定など、問題が多くあります。

利用者への公費としての補助金は、施設が保護者になり、法定代理受領とする仕組みとなり、使途制限、使い道の制限をかけることが困難になり、公費が保育以外の目的に補助金が流用されます。されると、人件費や保育に係る費用が削られ、職員の処遇悪化など、保育の質の低下につながります。また、今後は、利用者と保育事業者との直接契約となり、市町村が保育に介入できず、市町村の責任が後退し、大きな問題であり、こうした内容の条例制定には問題が残り、反対をします。

以上です。

- 議長（森 佐衛君） ほかに討論。

袴田議員、どうぞ。

- 5番（袴田 忍君） 私は、議案第3号の一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に、賛成の立場で討論させていただきます。

平成27年度から実施予定の子ども・子育て支援新制度は、施設や事業者からの申請に基づき、市町村が給付による財政支援の対象とするための確認制度が新たに始まり、保育所や幼稚園などの施設に加え、家庭的保育事業などの地域型保育事業も給付の対象となります。その確認のための基準を定めるもので、これに反する運営を行う施設の設置者や事業者に対し、市町村は勧告や命令を行うことができます。

本条例案は、新制度において、未就学児の保育や教育の環境整備を進めていくために必要不可欠な条例と考えますが、27年度からの保育所利用においては、入所申請とともに、まず保育の必要性の認定を受けることが必要になるなど、今までと変わる面がありますので、町

の責任において、子供が確実に教育・保育が受けられるよう、利用者のほうがわかりやすいように、十分な広報、伝達をお願いした上で、本条例案に賛成したいと思っております。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第11、議案第3号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（森 佐衛君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

会議再開後1時間20分を経過いたしましたので、ここで10分間の休憩いたします。

休憩 午後 4時39分

再開 午後 4時51分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第12、議案第4号 一宮町いじめ防止対策推進条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡邊教育課長、お願いします。どうぞ。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、議案第4号 一宮町いじめ防止対策推進条例の制定についてをご説明申し上げます。

この条例は、国の法律及び千葉県の条例、いじめ防止対策推進法及び千葉県いじめ防止対策推進条例の施行に伴いまして、今回、条例制定案を提出するものでございます。

目的でございますが、第1条です。いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処について、町が取り組むべき施策を整理いたしまして、児童等が健やかに成長することができる環境をつくることを目的としております。

次の第2条から第17条ですが、この目的達成のための事柄が定められております。

78ページ以降をごらんください。

78ページの第3条、基本理念でございます。あと、第4条、いじめの禁止等ということで、児童等は、いじめを行ってはならない。これがこの条例の全てでありまして、条例作成の強い意志を述べております。

あと、その下の第5条は町の責務で、町は、学校の設置者として必要な措置を講ずるものとするという決まりでございます。

その後でございますが、第6条から次のページの第9条までが、それぞれの教育委員会及び学校、あと保護者、住民のそれぞれの役割をこの中で定めているものでございます。

その下の第10条、第11条、次のページでございますが、これにつきましては、教育委員会及び次の80ページでございますが、各学校は基本方針をつくりなさいよというような定めでございます。

あとは、第12条、第13条につきましては、下の一宮町児童生徒育成委員会といたしまして、各学校、教育事務所、福祉センター等々の中で構成される委員会をつくりなさいよという定めでございます。

その下の14条ですが、調査会、これ重大事件が発生後に速やかに開催するというところで、このいじめ調査会では、2の(1)では書いてあるとおり、いじめの防止等に関する調査研究等を行うということで、委員を招集いたしまして、任期を2年とするものでございます。

81ページでございますが、真ん中の第15条ですが、重大事態への対応ということで、2項の下のほうに、当該関係機関への連絡その他の調整を行いまして、当該関係機関による対処が迅速かつ適切に実施されるよう努めるものとするという決め事でございます。

その下で第16条、町長の調査でございますが、町長はというところでございますが、いろいろな調査会の調査があるわけでございますが、その結果を見て、なおかつ、町長は調査を行うことができると定めるものでございます。

82ページをごらんください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

その下の2番ですが、半日額の3,500円を規定するものでございます。これは一宮町いじめ対策調査委員に対する半日額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第12、議案第4号 一宮町いじめ防止対策推進条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第13、議案第5号 一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡邊教育課長、どうぞ。

○教育課長(渡邊幸男君) 議案第5号 一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを説明いたします。

83ページをごらんください。

この条例については、法の改正により、条例で定めなければならないとされたために、今回、条例制定を行うものでございます。

これにつきましては、84ページ以降をお開き願いたいと思います。

この中で定める基準というものがあありますが、これはイコールで、その括弧内に入っております最低基準、全体的にこの条文の中で言えることなんです、この最低基準というのは国の基準でございまして、できるだけこの決めた基準を上回るようにしてくれというような決め方をしてございます。

その下ですが、今、私が言った最低基準と放課後児童健全育成事業者というところで、常にその設備及び運営を向上させなければならないという条文でございまして。

この下でございますが、ここは一般原則として、3行、4行下に、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならないというものでございます。

85ページですが、非常災害対策が第6条、あとは職員の一般的要件として、最後に児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならないという規定をその中で述べております。

第8条が技能の向上に努めなさいよという決め事でございます。

あとは、設備の基準ということで、先ほども述べましたが、これは2番で、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない、そういう基準をこの中で定めております。

第10条の職員でございますが、この中で放課後児童の支援員を置かなければならない。その下の2項で、支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とするという決め事でございます。

86ページでございますが、上から2行目の3項でございますが、支援員は都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないという決め事がございますが、これにつきましては、後でご説明申し上げますが、経過措置として、平成32年3月31日までに研修を受けてくれという決め事がこの中に入っております。

87ページですが、利用者を平等に扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等がこの中で述べられております。

運営規程につきましては、重要事項等を定めております。

あとは帳簿類、秘密保持等、苦情への対応、開所時間及び日数も、この18条の中で決められてございます。

第19条、これは保護者との連絡ということで、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得られるよう努めなければならないという規定を設けております。

あとは、関係機関との連携を20条で。

附則といたしまして、この条例は、下のほうの法律の施行の日から施行するとなっておりますが、来年の4月1日を今のところ予定しております。

あとは、その下でございますが、附則の第2条でございます。職員に関する経過措置ということで、先ほども説明しましたが、研修の関係がここで述べられておまして、あと2番については、第10条の4項では、1つの箇所には最高40人ですよというような決めはしてあるんですが、この経過措置として、まだ施設的には十分に広いものですから、ここでは50人

と今のところはするという規定をこの附則の中で決めさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

袴田議員、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） すみません、課長、1点聞きたい部分がありまして、質問させていただきます。

この中の17条ですか、苦情への対応に関してですが、この中に運営適正化委員会が設けられることになりますね。これは、私、実は先ほどのいじめでも聞こうかと思ったんですけども、やはりこの子供を扱う、高齢者の方もそうなんですけれども、やはり人を扱う場所での苦情というものはかなり比重が大きくなると私は思っているんですね。その場合に、運営適正化委員会をつくるという場合、そういった、これは町が担当するのか、それとも専門委員を集めるのか、その辺をお聞きしたいと思っていたんですね。やはり子供ですので、子供をきちんと把握できるような人でないと、なかなかこの苦情処理というのにはできないのではないかという気がするものですから、それ1点だけ、ひとつお願いしたいと思うんですけども、適正化委員会の選出といいますか、そういうのをどういうふうに思っているかということですよ。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

渡邊課長、どうぞ。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、この17条の苦情の対応なんですけれども、今のところは、職員で対応しているのが実態でございますので、委員会等と話しまして、その内容によると思うんですが、重要であれば、そちらの委員会のほうと協議するというような、そういう内容でいきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） よろしいですか。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第13、議案第5号 一宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第14、議案第6号 一宮町営テニス場並びにゲートボール場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡邊教育課長、どうぞ。

○教育課長(渡邊幸男君) それでは、議案第6号 一宮町営テニス場並びにゲートボール場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

これにつきましては、下の表をごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、テニス場の夜間照明の全撤去による改正でございます。夜、使用ができなくなりますので、この表でございますが、今まで一番右に午後2時30分から4時30分となっておりますが、この改正前は、この右側に4時半から6時半と、6時半から8時半と、夜間分の使用料があったわけでございますが、それを削るものでございます。

91ページをごらんください。

その表に続いておりまして、ここに金額が入っておるわけでございます。それを削ったわけでございます。テニス場(1面につき)というところで、右側に1,020円とあるんですが、この右側に2つまた表があったわけでございますが、それを削ったわけでございます。

あと、その表の下でございます。

別表第2を削るということで、これは何かと言いますと、テニス場の照明等の使用料というのがここに表としてあったんですが、夜間で使用できないということで、その表を削るということです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第6号 一宮町営テニス場並びにゲートボール場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第15、議案第7号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、どうぞ。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの92ページをお開きください。

議案第7号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定について、ご説明申し上げます。

93ページをお願いいたします。

平成26年度一宮町の一般会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,952万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,137万3,000円とするものでございます。

102ページ、103ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明いたします。

102ページの1款議会費から113ページの12款諸支出金までにつきましては、各ページとも、

右ページの説明欄により説明をさせていただきます。また、各科目の中の人件費の給料、職員手当、共済費の増減につきましては、主なものは4月の人事異動による補正、管理職手当の増、住居手当の減、当初予算作成時より1名の職員増、共済費の改正の増等によるものでございますので、説明は省略させていただきます。

初めに、103ページの中ほどになりますが、社会保障・税番号制度関連整備事業の709万3,000円のうち、委託料の611万3,000円は、番号法開始までに個人情報の条例の整備が必要となり、例規集の整備、委託料の108万円と電算システム改修委託料の503万3,000円は、社会保障・税番号システム導入に伴う国保システム、介護システム、国民年金システム、住民記録システムなどの改修経費でございます。

次に、107ページをお開きください。

中ほどになりますが、予防接種事業の480万3,000円は、10月1日から水ぼうそうの予防接種が任意接種から定期接種に変更となるための委託料等でございます。

一番下になりますが、農業委員会運営費の80万1,000円のうち、報酬の31万5,000円は、農業委員改選により、議会推薦1名増となり、報酬を補正するものでございます。委託料の48万6,000円は、制度改正により、農地台帳システム改修のための委託料でございます。

109ページをお願いいたします。

上から2番目になりますが、農業振興事業の403万7,000円のうち、経営体育成支援事業補助金の300万円は、農業者がコンバイン6条刈りを1台導入するための県からの補助金です。その下の園芸施設省エネルギー化推進事業補助金の100万円は、農業者が大型まき温風暖房機2台導入するための、これも県からの補助金です。

次に、中ほどになりますが、観光関係負担金の1,000万円は九十九里トライアスロンの県からの補助金でございます。

次に、111ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、教育委員会事務局運営事業の52万8,000円のうち、報酬の4万2,000円は、一宮町いじめ防止対策推進条例の制定に基づき、いじめ対策調査会委員の報酬、委託料の48万6,000円は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴い、例規集整備を委託するものです。

次に、113ページをお開きください。

一番上になりますが、図書室管理運営費の71万6,000円は、商工会の3階の図書室を一宮町中央公民館に移動するための費用等でございます。

次に、100ページ、101ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

9款地方特例交付金、14款国庫支出金、15款県支出金、19款繰越金でございます。その内容は101ページでご説明いたします。

地方特例交付金の76万円は、住宅ローン減収分の交付金の補てん特例交付金でございます。

次に、総務管理費補助金の479万円は、国からの社会保障・税番号制度システム整備を行うための補助金です。

農業費補助金の459万8,000円は、農業者がコンバイン、暖房機などの導入に伴う県からの補助金です。

次に、商工費補助金の1,000万円は、九十九里トライアスロン関係に伴う大型イベント支援事業で、県からの補助金となります。

統計調査委託料の10万円は、農林業センサスで県からの委託料です。

繰越金の1,927万4,000円は、前年度繰越金でございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第7号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第16、議案第8号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長、どうぞ。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは、議案つづりの118ページ、119ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定について。

右のページに移りまして、平成26年度一宮町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万2,000円を減額いたしまして、総額をそれぞれ14億9,471万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、人事異動によります人件費の減と特定健康診査委託料の増、前年度の精算による償還金が主なものとなっております。

126ページ、127ページをお願いいたします。

歳出からご説明いたします。

1款総務費、こちらは一般管理費におきまして、人事異動に伴います人件費195万円を減額するものでございます。

8款保健事業費、こちらは集団の特定健康診査の受診者が見込みの受診者より137人増となりましたので、委託料として95万7,000円を増額するものでございます。

10款諸支出金、こちらが平成25年度分の精算に伴う国への返還金となります。

次に、歳入についてご説明いたします。

124ページ、125ページをお開きいただきたいと思います。

3款国庫支出金、こちらにつきましては特定健康診査の受診者137人増となったことから、国からの負担金が21万9,000円増となります。

4款療養給付費等交付金、こちらは平成25年度の退職医療交付金の確定に伴いまして、32万1,631円が支払基金から交付されます。

6款県支出金、こちらは国庫支出金と同じ理由によります。金額も国庫支出金と同額ということで、21万9,000円が増ということになります。

9款繰入金、こちらは人事異動に伴います職員給与費等の繰入金を195万円減額するものでございます。

10款繰越金、こちらは前年度繰越金から15万3,000円を充当するものでございます。

11款諸収入、こちらにつきましては特定健診の受診者増ということで受診者の一部負担金137人分、13万7,000円を増額するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第16、議案第8号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第17、議案第9号 平成26年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの130ページ、131ページをお開きください。

平成26年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定について。

平成26年度一宮町の介護保険特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億346万5,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動等、並びに25年度分の支払基金の精算によるものでございます。

初めに、歳出についてご説明をいたします。

138ページ、139ページをごらんください。

138ページの1款総務費、一般管理費につきましては、人事異動等によるものでございます。

続きまして、3款地域支援事業費、2目包括的支援事業費につきましても、人事異動等によるもので9,000円の増額となっております。

5款諸支出金につきましては、償還金につきましては、276万7,000円の増額となります。これは25年度分の支払基金交付金の精算に基づきまして、超過交付分について、償還金として返還するため、増額するものでございます。

続きまして、歳入になります。

136ページ、137ページをごらんください。

4款の国庫支出金、3目地域支援事業交付金、現年度分につきましては3,000円の増額となっております。これは人事異動等により、一般職員の人件費を増額するものでございます。

5款支払基金交付金、地域支援事業支援交付金、過年度分につきましてはですが、これについては49万7,000円の増額となります。これは25年度分の支払基金交付金の精算に基づき、追加交付分を増額するものでございます。

続きまして、6款県支出金並びにその下の8款繰入金の増額補正につきましては、人事異動等により、一般職員の人件費を増額するものでございます。

続きまして、9款繰越金につきましては、25年度分の支払基金交付金の精算に基づき、超過交付があったため増額するものでございます。

その前の8款繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金49万3,000円の減額となります。これは支払基金からの過年度分の追加交付が確定したため、当初予定しておりました準備基金繰入金からの繰り入れを減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第17、議案第9号 平成26年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第1次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第18、議案第10号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長、どうぞ。

○税務住民課長(大場雅彦君) それでは、議案つづりの142、143ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)議定について。

平成26年度一宮町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ423万4,000円を減額し、総額をそれぞれ1億1,884万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、人事異動によります人件費の減によるものです。

歳出におきましては、総務費の一般管理費から、歳入につきましては、3款繰入金の事務費繰入金から、それぞれ423万4,000円を減額するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(森 佐衛君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第18、議案第10号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第19、議案第11号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小柳事業課長、お願いします。どうぞ。

○事業課長（小柳一郎君） お手元の資料、154ページをお願いします。

議案第11号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定について。

歳出から説明させていただきます。

162ページ、163ページをお願いいたします。

まず、東浪見地区施設管理費でございますが、工事請負費として7万5,000円、これにつきましては、椎木長者線です。網田に上っていく椎木長者線でございますが、県の用地買収に伴いまして、公共ます移設工事が発生いたしました。7万5,000円です。また、北部地区の施設管理費としまして、し渣脱水機修繕ということで、ごみを乾燥させる機械が壊れましたもので修繕したいと思います。

160ページ、161ページをお願いします。

歳入でございます。

し渣脱水機のほうは、前年度繰越金から宛てがいます。また、雑入といたしまして、県道一宮椎木長者線物件補償費として、県のほうから7万4,000円入ってくるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第19、議案第11号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程の追加

○議長（森 佐衛君） お諮りいたします。発議第1号及び発議第2号を日程第20から日程第21として日程に追加し、お手元に配付いたしました追加日程のとおり議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。

よって、日程第20から日程第21までを日程に追加し、お手元の追加日程表のとおり議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第20、発議第1号 一宮町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番、高梨邦俊議員。

○9番（高梨邦俊君） 発議第1号 一宮町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

提出者は省略させていただき、裏面の本文の改正内容についてご説明いたします。

この一部改正は、議会傍聴規則が新庁舎の実態と合っていないことや、平成6年に制定以来一度も文言等の修正が行われていないため、今回、整備を図るものです。

主な改正ポイントは、傍聴席の定員を30人から15人に削減しておりますが、役場の1、2

階ロビーでテレビ中継をするようになりましたので、傍聴席とテレビ中継を見ることができ
る人を合わせますと、今まで以上の方が議会を傍聴することができます。

そのほか、文言等の整理になりますが、傍聴人が守るべき事項の第8条の最後に、9号と
して、現在は皆さん、携帯電話等を持っておりますので、着信音等が議事の支障にならない
よう、電源を切っていただく内容を追加しています。

なお、附則として、この規則は、公布の日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第20、発議第1号 一宮町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを
採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第21、発議第2号 今年の米価下落に当たって生産コストに見合
う米価のため緊急対策を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、7番、吉野繁徳君、どうぞ。

○7番（吉野繁徳君） 日程21、提案理由を説明いたします。

発議第2号 今年の米価下落に当たって生産コストに見合う米価のための緊急対策を求め
る意見書について、ご説明申し上げます。

提出者は省略させていただきまして、意見書の内容も簡単に説明させていただきます。

当町は、昔より、この豊かな自然を生かし、農業を基幹産業として発展してきました。しかし、近年の農業人口は減り、耕作放棄地もふえ、後継者不足から、高齢化が進んでいるのが現状でございます。

そんな中、ことしの稲作状況は、昨年もそうですが、今年はさらに米価が異常な下落を示し、農家の間には衝撃が広がっております。農水省の試算では、米1俵当たり、平成23年度産の平均生産費は約1万6,000円とのことで、これだけの経費がかかる中、農協の買い取り価格はコシヒカリ1等で9,500円という大幅な差が生じております。この2年間で5,000円、6,000円も下がっており、このままの事態を放っておけば、農家は米づくりをやめてしまったり、若者は農業の魅力を感じず、新たな就農がふえないなど、当町のみならず、日本の農業はさらに衰退してしまうおそれがあります。

そこで、この農業の窮状に当たって、政府関係機関があらゆる対策をとるよう、意見書を提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣外5名。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第21、発議第2号 今年の米価下落に当たって生産コストに見合う米価のための緊急対策を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎閉会の宣告

○議長（森 佐衛君） 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

これもちまして、平成26年第3回一宮町議会定例会を閉会といたします。

本日は長時間どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 5時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年 月 日

一宮町議会議長

〃 議員

〃 議員